A picture containing fish

Description automatically generated

A picture containing drawing

Description automatically generated

最終改訂日：2023年4月14日  
本資料は日本語参考訳です。英語のPRI REPORTING FRAMEWORKも併せてご確認ください。  
日本語版と英語版で相違が生じている場合には、英語版の内容が優先します。

**ポリシー、ガバナンス、戦略**

**PRI報告フレームワーク**

**2023**

目次

[ポリシー 6](#_Toc127196180)

[責任投資ポリシーの要素［PGS 1、PGS 2、PGS 3、PGS 4、PGS 5、PGS 6、PGS 7］ 6](#_Toc127196181)

[PGS 1 6](#_Toc127196182)

[PGS 2 10](#_Toc127196183)

[PGS 3 12](#_Toc127196184)

[PGS 4 15](#_Toc127196185)

[PGS 5 17](#_Toc127196186)

[PGS 6 20](#_Toc127196187)

[PGS 7 22](#_Toc127196188)

[責任投資ポリシーの比率［PGS 8、PGS 9、PGS 10、PGS 10.1］ 24](#_Toc127196189)

[PGS 8 24](#_Toc127196190)

[PGS 9 26](#_Toc127196191)

[PGS 10 28](#_Toc127196192)

[PGS 10.1 31](#_Toc127196193)

[ガバナンス 33](#_Toc127196194)

[役割と責任［PGS 11、PGS 11.1、PGS 11.2、PGS 12、PGS 13、PGS 14、PGS 15］ 33](#_Toc127196195)

[PGS 11 33](#_Toc127196196)

[PGS 11.1 35](#_Toc127196197)

[PGS 11.2 38](#_Toc127196198)

[PGS 12 40](#_Toc127196199)

[PGS 13 42](#_Toc127196200)

[PGS 14 44](#_Toc127196201)

[PGS 15 46](#_Toc127196202)

[外部への報告と開示［PGS 16、PGS 17、PGS 18、PGS 19］ 48](#_Toc127196203)

[PGS 16 48](#_Toc127196204)

[PGS 17 50](#_Toc127196205)

[PGS 18 52](#_Toc127196206)

[PGS 19 54](#_Toc127196207)

[戦略 56](#_Toc127196208)

[資産配分［PGS 20、PGS 21］ 56](#_Toc127196209)

[PGS 20 56](#_Toc127196210)

[PGS 21 58](#_Toc127196211)

[スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略［PGS 22、PGS 23、PGS 24、PGS 24.1、PGS 25、PGS 26、PGS 27、PGS 28］ 60](#_Toc127196212)

[PGS 22 60](#_Toc127196213)

[PGS 23 63](#_Toc127196214)

[PGS 24 65](#_Toc127196215)

[PGS 24.1 67](#_Toc127196216)

[PGS 25 69](#_Toc127196217)

[PGS 26 71](#_Toc127196218)

[PGS 27 73](#_Toc127196219)

[PGS 28 75](#_Toc127196220)

[スチュワードシップ：（代理）議決権行使［PGS 29、PGS 30、PGS 31、PGS 32、PGS 33、PGS 33.1、PGS 34、PGS 35］ 76](#_Toc127196221)

[PGS 29 76](#_Toc127196222)

[PGS 30 79](#_Toc127196223)

[PGS 31 81](#_Toc127196224)

[PGS 32 83](#_Toc127196225)

[PGS 33 85](#_Toc127196226)

[PGS 33.1 87](#_Toc127196227)

[PGS 34 89](#_Toc127196228)

[PGS 35 91](#_Toc127196229)

[スチュワードシップ：エスカレーション［PGS 36、PGS 37、PGS 38］ 92](#_Toc127196230)

[PGS 36 92](#_Toc127196231)

[PGS 37 95](#_Toc127196232)

[**PGS 38** 97](#_Toc127196233)

[スチュワードシップ：政策立案者に対するエンゲージメント［PGS 39、PGS 39.1、PGS 39.2］ 99](#_Toc127196234)

[PGS 39 99](#_Toc127196235)

[PGS 39.1 102](#_Toc127196236)

[PGS 39.2 105](#_Toc127196237)

[スチュワードシップ：事例［PGS 40］ 107](#_Toc127196238)

[PGS 40 107](#_Toc127196239)

[気候変動［PGS 41、PGS 41.1、PGS 42、PGS 43、PGS 44、PGS 45、PGS 46］ 110](#_Toc127196240)

[PGS 41 110](#_Toc127196241)

[PGS 41.1 112](#_Toc127196242)

[**PGS 42** 114](#_Toc127196243)

[PGS 43 117](#_Toc127196244)

[**PGS 44** 119](#_Toc127196245)

[PGS 45 121](#_Toc127196246)

[PGS 46 124](#_Toc127196247)

[気候変動：気候ソリューション投資［NZPGS 1］ 126](#_Toc127196248)

[NZPGS 1 126](#_Toc127196249)

[サステナビリティ・アウトカム［PGS 47、PGS 47.1、PGS 47.2、PGS 48、PGS 48.1］ 129](#_Toc127196250)

[PGS 47 129](#_Toc127196251)

[PGS 47.1 131](#_Toc127196252)

[PGS 47.2 134](#_Toc127196253)

[PGS 48 136](#_Toc127196254)

[PGS 48.1 138](#_Toc127196255)

[人権［PGS 49、PGS 49.1、PGS 49.2、PGS 50］ 140](#_Toc127196256)

[**PGS 49** 140](#_Toc127196257)

[**PGS 49.1** 142](#_Toc127196258)

[PGS 49.2 144](#_Toc127196259)

[PGS 50 146](#_Toc127196260)

# ポリシー

## 責任投資ポリシーの要素［PGS 1、PGS 2、PGS 3、PGS 4、PGS 5、PGS 6、PGS 7］

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 1  **最低要件** | **依存関係** | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの要素** | | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **複数の指標** |
| **貴組織の正式な**[**責任投資ポリシー**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**には、どのような要素が含まれていますか。**  これらの要素は、1つまたは複数の独立したポリシーやガイドライン文書に規定するか、より広範な投資ポリシーに含めることができます。 | | | | | | |
| * （A）全体的な責任投資に対するアプローチ * （B）[環境要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン * （C）[社会要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン * （D）[ガバナンス要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン * （E）[サステナビリティのアウトカム](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン * （F）保有する特定の資産クラスに合わせたガイドライン * （G）[除外](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン * （H）責任投資に関する利益相反の管理に関するガイドライン * （I）[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)：投資先に対する[エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン * （J）スチュワードシップ：[全体的な政策エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン * （K）スチュワードシップ：他の主要なステークホルダーに対するエンゲージメント * （L）スチュワードシップ：[（代理）議決権行使](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン * （M）その他ここに記入されていない責任投資の要素   具体的に記入：\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （N）当組織は正式な責任投資ポリシーを定めていない、または当組織のポリシーでは責任投資要素を取り上げていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **PRI最低要件** | 責任投資への全体的なアプローチや、環境、社会、ガバナンス要因に関するガイドラインを網羅した責任投資ポリシーは、[PRIの投資家署名機関の最低要件](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/minimum-requirements-for-investor-membership/315.article)です。  責任投資ポリシーは投資家によって異なるため、その作成に対する画一的なアプローチはありません。ただし、どのように自組織や活動全体に責任投資の検討事項を組み入れるかに ついて、署名機関のポリシーが十分に概説することは、優れた取り組みであると考えられます。責任投資の検討事項をコア投資ポリシーに組み入れて、ESG要因を主流のポリシーの検討事項と一致させることは優れた取り組みですが、一部の投資家には独立したポリシーやガイドラインを策定する方が適している場合もあります。  この最低要件を満たすには、次の要素を1つ以上規定する必要があります。  （A）全体的な責任投資に対するアプローチ  （B）環境要因に関するガイドライン  （C）社会要因に関するガイドライン  （D）ガバナンス要因に関するガイドライン | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が自らの正式な責任投資ポリシーに含める責任投資要素の範囲と詳細レベルを評価することです。これらの要素は、1つまたは複数の独立したポリシーやガイドライン文書に規定するか、より広範な投資ポリシーに含めることができます。  どのように自組織や活動全体に責任投資の検討事項を組み入れているかを、署名機関の責任投資ポリシーに十分に記入することは、署名機関が自らのために、また外部の ステークホルダーのために、明確なガイダンスや期待事項を設定するのに役立つため、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 責任投資の要素は、1つまたは複数の独立したポリシーやガイドライン文書に規定するか、より広範な投資ポリシーに含めることができます。  回答オプションに記入されたポリシー要素では、以下の側面を取り上げることができます。  オプション（A）の「全体的な責任投資に対するアプローチ」では、署名機関の責任投資に対する信念や価値観、ガイドライン、アプローチ、戦略の全体的な説明などの構成要素を概略的に取り上げることができます。  オプション（B）の「環境要因に関するガイドライン」は、署名機関が気候変動を含む環境要因にどのように取り組んでいるかについての明確な情報を指します。署名機関は、気候関連の課題に関する具体的なガイドラインについて、［PGS 2］で詳細を提供することができます。  オプション（C）の「社会要因に関するガイドライン」は、署名機関が人権を含む社会要因にどのように取り組んでいるかについての明確な情報を指します。社会要因に関するガイドラインでは、（a）社会要因が投資判断にどのような影響を及ぼすか、および（b）投資活動が国際的な人権基準に沿った社会的なサステナビリティのアウトカムにどのような影響を及ぼすかについて、取り上げることができます。署名機関は、人権に関する具体的なガイドラインについて、［PGS 2］で詳細を提供することができます。  オプション（D）の「ガバナンス要因に関するガイドライン」は、署名機関がガバナンス要因にどのように取り組んでいるかについての明確な情報を指します。  オプション（E）の「サステナビリティ・アウトカムに関するガイドライン」は、署名機関が投資活動やスチュワードシップ活動においてサステナビリティ・アウトカムをどのように考慮しているかについての情報を指します。この要素では、署名機関のサステナビリティ・アウトカム目標を取り上げることもできます。  オプション（F）の「保有する特定の資産クラスに合わせたガイドライン」は、ESG要因が個々の資産クラスにどのように組み入れているかについての特定のポリシー・ステートメントを指します。  オプション（G）の「除外に対するアプローチ」は、特定の除外に関する署名機関の一般的なアプローチまたは詳細を指します。  オプション（H）の「責任投資に関する利益相反の管理に関するガイドライン」は、特に責任投資に関連する利益相反に対処するための署名機関のアプローチを指します。例えば、 署名機関は、政策立案者に対するエンゲージメントに関して利益相反を経験することがあります。特定のポリシーを策定する際に、資産の短期的な財務パフォーマンスを優先し、 署名機関の全体的な責任投資の優先度が損なわれることがあります。これを防ぐために、署名機関は、利益相反に組織的に対処するための正式なプロセスを導入し、責任投資を 目標に従って優先させることが推奨されます。  オプション（I）の「スチュワードシップ：投資先とのエンゲージメントに関するガイドライン」とは、署名機関が現在あるいは潜在的な投資先に対し て、どのように影響力を行使するかについての明示的な情報を指します。資産クラスによっては、ESG要素に関する実践の改善、サステナビリティ・アウトカム、公開情報の改善のため に、現在または将来の投資先（企業など）あるいは発行者以外のステークホルダー（外部の運用会社や政策 立案者など）と、署名機関がどのようなエンゲージメントを行うかを示す指針が含まれる場合があります。プライベート・マーケットにおいては、エンゲージメントは投資家が投資先企業や実物資産 の経営陣や役員を直接管理し、対話することも指します。  オプション（J）の「スチュワードシップ：全体的な政策エンゲージメントに関するガイドライン」は、署名機関が全体的な政策エンゲージメント活動にどのように取り組んでいるかについての明確な情報を指します。政策エンゲージメントには、ロビー活動、政治献金、政策協議への対応、パブリック・セクターとプライベート・セクターの間の人材交流、マスメディアやソーシャル・メディアにおける組織的活動を通じた世論の形成、草の根団体やシンクタンクへの資金提供など、さまざまな影響力のあるチャネルが含まれます。また、直接的なエンゲージメントや、事業者団体や企業体などの第三者団体への加盟や支援を通じて行われるエンゲージメントが含まれます。  オプション（K）の「スチュワードシップ：他の主要なステークホルダーに対するエンゲージメントに関するガイドライン」は、署名機関がスチュワードシップ目標を推進するために以下との 対話や協働にどのように取り組んでいるかについての明確な情報を指します。   * 基準策定機関、研究者、メディア、外部の投資運用会社、外部のサービス・プロバイダーなど、金融に関わるステークホルダー。 * NGO、労働者や労働組合、コミュニティ、サービスや製品のエンド・ユーザー、他の権利所有者など、他の広範な経済における関連当事者。   オプション（L）の「スチュワードシップ：（代理）議決権行使に関するガイドライン」は、ESG要因が議決権行使の決定にどのように影響しているか、ESGがどのような種類の議決権行使で考慮されているかなど、署名機関が議決権行使の決定にどのように取り組んでいるかについての明確な情報を指します。この回答オプションは、［OO 9］で議決権行使活動の実施を報告している署名機関にのみ表示されます。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、以下を参照してください。   * [責任投資ポリシーの作成（Writing a responsible investment policy）](https://www.unpri.org/strategy-policy-and-strategic-asset-allocation/writing-a-responsible-investment-policy/3526.article) * [責任投資の入門ガイド：ポリシー、ストラクチャーおよびプロセス（An introduction to responsible investment: policy, structure and process）](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-policy-structure-and-process/4917.article) * [投資ポリシー：プロセスと取り組み（Investment policy: process and practice）](https://www.unpri.org/asset-owner-resources/investment-policy-process-and-practice/410.article) * [投資家メンバー最低要件（Minimum requirements for investor membership）](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment-resources/minimum-requirements-for-membership/315.article) * [気候](https://www.unpri.org/sustainability-issues/climate-change)、[人権](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)、その他の[ESG要因とシステミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/sustainability-issues)に関するPRIのリソース * [SDGsの成果を伴う投資：5つのフレームワーク（Investing with SDG outcomes: a five-part framework）](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/investing-with-sdg-outcomes-a-five-part-framework/5895.article) * 個々の資産クラスに責任投資を組み入れる方法を紹介しているPRIの[投資ツール（Investment tools）](https://www.unpri.org/investment-tools) * [責任投資の入門ガイド：スクリーニング（An introduction to responsible investment: screening）](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-screening/5834.article) * [アクティブ・オーナーシップ2.0：急務となっているスチュワードシップの進化（Active Ownership 2.0: the evolution stewardship urgently needs](https://www.unpri.org/stewardship/active-ownership-20-the-evolution-stewardship-urgently-needs/5124.article)）など、 [スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）に関するPRIのリソース | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 2］、［PGS 3］、［PGS 4］、［PGS 5］、［PGS 6］、［PGS 8］、［PGS 10］、［PGS 10.1］、［PGS 11.1］、［PGS 26］、［PGS 30］ | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Lから8つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Lから6～7つ選択した場合は75ポイント。  A～Lから4～5つ選択した場合は50ポイント。  A～Lから2～3つ選択した場合は25ポイント。  A～Lから1つ選択した場合は0ポイント。  M、Nの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「N」を選択すると、本指標と次の指標において0/100ポイントになります：PGS 2、PGS 8、PGS 5、PGS 10、PGS 6。  A～Dから選択しなかった場合、次の指標において0/100ポイントになります：PGS 8。  I～Lから選択しなかった場合、次の指標において0/100ポイントになります：PGS 5。  「I」も「L」も選択しなかった場合、次の指標において0/100ポイントになります：PGS 10。  「L」を選択しなかった場合、次の指標において0/100ポイントになります：PGS 6、PGS 10.1。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（M）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | |
| **乗数** | Low(低) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 2 | | **依存関係** | **PGS 1** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの要素** | | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **PGS 3、PGS 9、PGS 11.1** |
| **貴組織の正式な**[**責任投資ポリシー**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**には、**[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**に関する具体的なガイドラインが含まれていますか。**  これらのガイドラインは、1つまたは複数の独立したポリシーやガイドライン文書に規定するか、より広範な投資ポリシーに含めることができます。 | | | | | | | |
| * （A）気候変動に関する具体的なガイドライン   （環境要因に関するガイドラインに含まれる可能性があります）   * （B）人権に関する具体的なガイドライン   （社会要因に関するガイドラインに含まれる可能性があります）   * （C）その他のシステミックなサステナビリティの課題に関する具体的なガイドライン   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （D）当組織の正式な責任投資ポリシーには、システミックなサステナビリティの課題に関するガイドラインは含まれていない | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が責任投資ポリシーやガイドラインにおいて、気候変動、人権、その他のシステミックなサステナビリティの課題に明確に対処しているかを把握することです。  PRIは、気候変動と人権を、署名機関の行動における最優先の課題であると認識しています。したがって、署名機関にとって、自らの責任投資ポリシーやガイドラインにこれらの課題に対する明確なアプローチを記入することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「気候変動に関するガイドライン」とは、署名機関の投資とスチュワードシップ活動に関連する気候関連の財務リスクの管理についての、移行計画やICAP計画を含む 明確な情報を指します。気候関連の課題に関するガイドラインは、環境要因に関する広範なポリシーまたはガイドラインに含まれる場合があります。  本指標では、「人権に関するガイドライン」とは、署名機関の投資とスチュワードシップ活動に関連する人権へのアプローチ方法についての、国際的に認識されている人権を尊重する 取り組みを含む明確な情報を指します。署名機関の人権に関するガイドラインは、社会要因に関する広範なポリシーまたはガイドラインに含まれる場合があります。  本指標では、「その他のシステミックなサステナビリティの課題に関するガイドライン」とは、生物多様性、ディーセント・ワーク、公正な移行、責任ある政策エンゲージメント、税の公平性などのシステミックなサステナビリティの課題に対して、署名機関がどのように取り組んでいるかについての明確な情報を指します。署名機関のその他のシステミックなサステナビリティの課題に関するガイドラインは、環境、社会またはガバナンス要因に関する広範なポリシーまたはガイドラインに含まれる場合があります。 | | | | | | |
| **他のリソース** | PRIの専用ウェブページ：[気候変動（Climate change](https://www.unpri.org/sustainability-issues/climate-change)）では、入門ガイドやテクニカル・エンゲージメント・ガイドなど、気候変動に関する豊富なリソースを入手できます。 トランジション・プランに関するその他のガイダンスについては、[ICAPガイダンスおよびICAPの段階的な期待値（the ICAPS Guidance and the ICAPs Expectations Ladder](https://theinvestoragenda.org/icaps/)）および、 [TCFDのメトリクス、ターゲット、トランジション・プランに関するガイダンス（TCFD’s Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans）](https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-Metrics_Targets_Guidance-1.pdf)を参照してください。 PRIの[アセット・オーナーにとっての気候変動（Climate change for asset owners）](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-climate-change-for-asset-owners/5981.article)に関するガイドも参照してください。  人権に関する投資家の役割に特化したガイダンスについては、[投資家が人権を尊重するべき理由とその方法（Why and how investors should act on human rights）](https://www.unpri.org/download?ac=11953)を参照してください。PRIの専用ウェブページ：[人権（Human rights）](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)では、[投資家の人権ポリシーに対する取り組み：概要（Investor human rights policy commitments: an overview](https://www.unpri.org/human-rights/investor-human-rights-policy-commitments-an-overview/10501.article)）を含むその他のリソースを入手できます。  その他の環境、社会、ガバナンスに関するシステミックなサステナビリティの課題についてのリソースについては、PRIウェブサイトの[サステナビリティの課題（Sustainability issues](https://www.unpri.org/sustainability-issues)）を参照してください。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 1］ | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 3］、［PGS 9］、［PGS 11.1］ | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| **評価基準** | | 本指標全体で100ポイント。  A～Cから3つ選択した場合は100ポイント。  A～Cから2つ選択した場合は66ポイント。  A～Cから1つ選択した場合は33ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | | Moderate（中） | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 3 | | **依存関係** | **PGS 1、PGS 2** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの要素** | | **PRI原則**  **6** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織の正式な**[**責任投資ポリシー**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**のうち、どの要素が公開されていますか。**  選定した各項目について、貴組織が公開している責任投資ポリシーまたはガイドラインのリンクを入力してください。 | | | | | | | | |
| * （A）全体的な責任投資に対するアプローチ   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （B）[環境要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （C）[社会要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （D）[ガバナンス要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （E）[サステナビリティ・アウトカム](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （F）気候変動に関する具体的なガイドライン   （環境要因に関するガイドラインに含まれる可能性があります）  リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （G）人権に関する具体的なガイドライン   （社会要因に関するガイドラインに含まれる可能性があります）  リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （H）その他の[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関する具体的なガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （I）保有する特定の資産クラスに合わせたガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （J）[除外](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （K）責任投資に関する利益相反の管理に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （L）[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)：投資先に対する[エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （M）スチュワードシップ：[全体的な政策エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （N）スチュワードシップ：他の主要なステークホルダーに対するエンゲージメント   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （O）スチュワードシップ：[（代理）議決権行使](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （P）その他ここに記入されていない責任投資の側面   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （Q）当組織の正式な責任投資ポリシーの要素は公開されていない   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］ | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | |
| **指標の目的** | | 本指標の目的は、責任投資ポリシーまたはガイドラインについて、署名機関の透明性を評価することです。PRIは署名機関が互いに透明性を保つことを奨励しています。 責任投資ポリシーまたはガイドラインを公開することは、ステークホルダーへの説明責任や同業者間の学びの向上に役立つため、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | | 本指標では、「一般に公開されている」ポリシーやガイドラインとは、ウェブサイトから直接アクセスできるものや、登録すれば誰でもアクセス可能なポータル・サイトから入手できるものを 指します。一般公開されているポリシーまたはガイドラインへのリンクを記載する必要があります。ポリシーまたはガイドラインがポータル・サイトに保存されている場合、関連する 登録ページへのリンクも記載する必要があります。一般の人が電子メールなどを通じて積極的にアクセスを申請することでしかポリシーまたはガイドラインにアクセスできない場合、 本指標の目的における公開とは見なされません。  同一ウェブページに複数のポリシーが掲載されている場合、署名機関は該当する回答オプションすべてに同一のリンクを入力できます。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | |
| **依存関係** | | ［PGS 1］、PGS 2］ | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | | 該当なし | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | |
| **評価基準** | | 本指標全体で100ポイント。  A～Oから9つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Oから7～8つ選択した場合は75ポイント。  A～Oから5～6つ選択した場合は50ポイント。  A～Oから1～4つ選択した場合は25ポイント。  P、Qの場合は0ポイント。 | | | | その他の詳細：  「Q」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **「その他」の採点** | | 「その他（P）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | | |
| **乗数** | | Low(低) | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 4 | **依存関係** | **PGS 1** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの要素** | **PRI原則**  **1～6** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織の正式な**[**責任投資ポリシー**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**では、責任投資活動と受託者責任または同等の義務との関係を明示していますか。** | | | | | |
| * （A）はい   詳細：\_\_\_\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］   * （B）いいえ   理由を説明：\_\_\_\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関のポリシーやガイドラインにおいて、責任投資へのアプローチと顧客や受益者への法的義務の関係を明確に説明しているかを把握することです。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「受託者責任または同等の義務」とは、アセット・オーナーと投資運用会社が負う投資関連の義務を指します。これには、注意義務、スキルと慎重さ、適切な目的で影響力を使用するための要件が含まれる場合があります。  オプション（A）では、署名機関は、責任投資活動（すなわち、ESG要因、システミックなサステナビリティの課題、サステナビリティ・アウトカムを投資活動やスチュワードシップ活動に組み入れること）が 受託者責任または同等の義務の遂行にどのように関係しているかに対する理解について詳しく説明することができます。 | | | | |
| **他のリソース** | 受託者責任または同等の義務と責任投資に関するその他のリソースについては、PRI、UNEP FI、ジェネレーション財団、フレッシュフィールズ・ブルックハウス・デリンガーが作成した以下の リソースを参照してください。   * PRIの作成した[受託者責任（Fiduciary duty](https://www.unpri.org/policy/fiduciary-duty)）に関するリソース（[21世紀の受託者責任最終報告（Fiduciary duty in the 21st century final report](https://www.unpri.org/fiduciary-duty/fiduciary-duty-in-the-21st-century-final-report/4998.article)）など） * （投資家の財務リターン目標を達成する手段または投資家の財務リターンと並行して追求する明確な目標として）サステナビリティの目標を追求することが11の国と地域 （オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、欧州連合、フランス、日本、オランダ、南アフリカ、英国、と米国）においてどの程度法的に要求され、どの程度許容されるかを分析した、 [インパクトをもたらす投資に関する法的枠組み（A Legal Framework For Impact](https://www.unpri.org/policy/a-legal-framework-for-impact)） | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 1］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 5 | **依存関係** | **PGS 1** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの要素** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織の**[**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**に関するポリシーまたはガイドラインには、どのような要素が含まれていますか。**  スチュワードシップに関するポリシーまたはガイドラインでは、署名機関のスチュワードシップに対するアプローチ（すなわち、影響力をどのように行使しているか）について説明しています。これは、独立したポリシーやガイドラインにするか、広範な責任投資ポリシーや類似のポリシーに組み入れることができます。 | | | | | | |
| * （A）全体的なスチュワードシップ目標 * （B）スチュワードシップ活動を通じて推進する具体的な[ESG要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)の優先順位付け * （C）スチュワードシップへの取り組みで重点的に取り組む投資先、政策立案者、主要ステークホルダー、その他事業体の優先順位付けにおいて当組織が使用する基準 * （D）さまざまな[スチュワードシップ・ツール](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)や活動が組織全体でどのように使われているか * （E）スチュワードシップの[エスカレーション](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に対するアプローチ * （F）スチュワードシップの[協働](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に対するアプローチ * （G）スチュワードシップに関する利益相反 * （H）投資の意思決定に寄与するために組織全体でスチュワードシップの取り組みや結果をどのように伝達するか、およびその逆方向の伝達をどう行うか * （I）その他   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （J）スチュワードシップに関する当組織のポリシーまたはガイドラインには、上記の要素は含まれていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関がスチュワードシップに関するポリシーまたはガイドラインにおいて、スチュワードシップのさまざまな側面を明確にし、形式化しているかどうかを確認することです。  投資家にとって、スチュワードシップに関するポリシーまたはガイドラインにおいて、スチュワードシップに対するアプローチの全容を概説することは、優れた取り組みであると考えられます。 また、署名機関のスチュワードシップに関するポリシーまたはガイドラインにおいて、投資戦略にかかわらず組織内運用資産と委託運用資産の両方について取り上げることも優れた取り組みです。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | スチュワードシップに関するポリシーやガイドラインは、独立したポリシーやガイドラインにするか、広範な責任投資ポリシー（または類似のポリシー）に組み入れることができます。  オプション（A）の「全体的なスチュワードシップ目標」は、スチュワードシップ活動を規定する原則、優先順位および／または全体的な最終目標・目的を指します。 これらに、スチュワードシップ活動の全体的な目標についての明確な説明が含まれる場合があります（「受益者にとっての総合的な価値の最大化」など）。  オプション（B）の「具体的なESG要因の優先順位付け」は、署名機関のスチュワードシップ活動にとって最も重要なESG要因の決定に使用するプロセスまたは基準を指します。  オプション（C）の「スチュワードシップへの取り組みで重点的に取り組む投資先、政策立案者、主要ステークホルダー、その他事業体の優先順位付けにおいて使用する基準」は、署名機関が スチュワードシップへの取り組みで重点的に取り組む事業体を確認するために使用するプロセスまたは検討事項を指します。署名機関は、スチュワードシップに関するポリシーまたは ガイドラインに実際の事業体を列挙する必要はありません。  本指標では、「事業体」とは、署名機関のスチュワードシップ活動の対象（署名機関が取り組みの改善または情報公開のために働きかける事業体）を指します。このような事業体は、例えば、（i）企業（株式または債券を発行する上場／非上場企業）、（ii）ソブリンまたはサブソブリン発行体（ソブリン・エンゲージメント戦略に関連するエンゲージメント対象）、（iii）実物資産 （直接保有不動産またはインフラストラクチャー資産など）などの投資先である場合もあります。または、（i）政府または政策立案者（署名機関のエンゲージメントの対象）、（ii）非政府組織などの事業体である場合もあります。  オプション（E）の「エスカレーション」は、最初のスチュワードシップ・アプローチが所定の期間内に成功しなかった場合に組織が取る手段を指します。これは、非公開市場においては、投資先の取締役会へのエスカレーション、投資先経営陣の交代（過半数を保有する投資家の場合）、または投資先企業における署名機関のポジションの売却（企業やファンドに投資する セカンダリー投資家の場合）を指す場合があります。  オプション（G）の「利益相反」は、顧客や受益者の利益が署名機関の利益と同じでない、または同じでないとされる場合に生じる対立です。利益相反は、スチュワードシップ活動と関連して 発生する場合もあります。例えば、顧客の利益のために行動することは、投資家が企業の経営陣に対して反対票を投じるか、企業と協働するかを選択することを意味しますが、企業の 年金基金または企業自体が、投資家または投資家の親組織の一部の顧客であったり、潜在的な顧客であったりする場合があります。非公開市場の投資家の場合、株式の持ち合いまたは 異なるエグジットのタイム・ホライゾンを指す場合があります。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  [責任投資の入門ガイド：スチュワードシップ（An introduction to responsible investment: stewardship](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-stewardship/7228.article)）も参照してください。 | | | | | |
|  |  | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 1］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Hから6つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Hから5つ選択した場合は80ポイント。  A～Hから4つ選択した場合は60ポイント。  A～Hから3つ選択した場合は40ポイント。  A～Hから1～2つ選択した場合は20ポイント。  I、Jの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「J」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（I）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 6 | **依存関係** | **PGS 1** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの要素** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織の**[**（代理）議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**に関するポリシーには、具体的な**[**ESG要因**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**に関する議決権行使の原則やガイドラインが盛り込まれていますか。** | | | | | | |
| * （A）はい、具体的な[環境要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関する議決権行使の原則やガイドラインが組み入れられている * （B）はい、具体的な[社会要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関する議決権行使の原則やガイドラインが組み入れられている * （C）はい、具体的な[ガバナンス要因](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関する議決権行使の原則やガイドラインが組入れられている * （D）当組織の（代理）議決権行使に関するポリシーには、具体的なESG要因に関する議決権行使の原則やガイドラインは組み入れていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関の（代理）議決権行使に関するポリシーにおいて、コーポレート・ガバナンス要因を超えて、環境要因や社会要因に関する議決権行使のガイドラインや原則が組み入れているかを把握することです。（代理）議決権行使に関する署名機関のポリシーにおいて、すべてのESG要因に関するガイドラインや原則を組み入れることは、優れた取り組みであると 考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 議決権行使の原則は、ESG要因に関する投資家の立場およびこれらの要因を進展させるためにどのように議決権を行使するかについて概略的に説明したステートメントです。これによって、 投資家は取るべきポジションを検討し、意見を聞き、賛同を得ることができ、企業と決議提出者に対して、投資家がどのような決議に賛成票を投じるか明確に伝えることができます。  議決権行使の原則やガイドラインの事例には、投資家が所定の状況においてどのように議決権を行使するかを説明する具体的な指針（「常に会長と「執行役員」の分離を支持する議決権行使を行う」など）、および議決権行使の決定を規定する全般的な原則（「人権に対する公約に鑑み、議決権行使を通じてビジネスと人権に関する国連指導原則の推進を他のどの要素よりも優先する」など）が含まれる場合があります。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship）](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)より確認できます。  議決権行使の原則に関するその他のガイダンスについては、[議決権行使を有意義にするために：株主決議における原則主義の議決権行使（Making voting count: principle-based voting on shareholder resolutions）](https://www.unpri.org/stewardship/making-voting-count-principle-based-voting-on-shareholder-resolutions/7311.article)を参照してください。  （代理）議決権行使に関するその他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）を参照してください。  [責任投資の入門ガイド：スチュワードシップ（An introduction to responsible investment: stewardship](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-stewardship/7228.article)）も参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 1］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Cから3つすべて選択した場合は100ポイント。  A～Cから2つ選択した場合は66ポイント。  A～Cから1つ選択した場合は33ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 7 | **依存関係** | **OO 9** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの要素** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織は**[**セキュリティーズ・レンディング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**・プログラムにおいて、**[（代理）**議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**をどのように取り扱うかを明記したポリシーを定めていますか。**  このポリシーは、独立したポリシーにするか、[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関するポリシーの一部にするか、広範な[責任投資ポリシー](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に組み入れることができます。 | | | | | | |
| * （A）セキュリティーズ・レンディング・プログラムにおける（代理）議決権行使の取り扱いに関するポリシーを公開している   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （B）セキュリティーズ・レンディング・プログラムにおける（代理）議決権行使の取り扱いに関するポリシーを定めているが、公開していない * （C）[外部のサービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-definitions)のポリシーを利用している * （D）セキュリティーズ・レンディング・プログラムにおける（代理）議決権行使の取り扱いに関するポリシーを定めていない * （E）セキュリティーズ・レンディング・プログラムを定めていないため、該当しない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、セキュリティーズ・レンディング・プログラムを定めている署名機関が、公開しているポリシーの中で（代理）議決権行使を取り扱っているかを把握することです。 （セキュリティーズ・レンディング・プログラムを定めている）投資家にとって、セキュリティーズ・レンディングと議決権行使に対するアプローチを明確なポリシーにおいて開示することは、透明性の向上につながるため、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | セキュリティーズ・レンディングを規定するポリシーには、（少なくとも）セキュリティーズ・レンディングに対するアプローチの概要、および（代理）議決権行使のために株式を回収するか否かまたは回収する場合を組み入れるべきです。  本指標では、PRIはセキュリティーズ・レンディング・プログラムの存在と透明性を基に署名機関を採点します。署名機関は、セキュリティーズ・レンディング・プログラムを定めていないことで減点されることはありません。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  その他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）を参照してください。  [セキュリティーズ・レンディングに関するICGNのガイダンス（The ICGN Guidance on Securities Lending](https://www.icgn.org/sites/default/files/2021-06/ICGN068_Guidance_On_Securities_Lending_24pp_AUG16-v3_0.pdf)）も、責任ある議決権行使行動を損なわないセキュリティーズ・レンディング・プログラムの推進に関心のある投資家向けの指針の1つです。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  B～Cから1つ選択した場合は50ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標と次の指標において 0/100ポイントになります。  「E」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標と次の指標のために減点されることはありません。 | | |
| **乗数** | Low(低) | | | | | |

## 責任投資ポリシーの比率［PGS 8、PGS 9、PGS 10、PGS 10.1］

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 8  **最低要件** | **依存関係** | **PGS 1** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの比率** | | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| [**責任投資ポリシー**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**の以下の要素で、AUMの合計値の何パーセントがカバーされていますか。** | | | | | | |
|  | | | **全ポリシー要素の対AUM比率の合計** | | | |
| （A）全体的な責任投資に対するアプローチ | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）50%以下  （2）50%超～60%  （3）60%超～70%  （4）70%超～80%  （5）80%超～90%  （6）90%超～100%未満  （7）100% | | | |
| （B）[環境要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |
| （C）[社会要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |
| （D）[ガバナンス要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **PRI最低要件** | この[最低要件](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/minimum-requirements-for-investor-membership/315.article)を満たすには、本指標に記入されている署名機関の責任投資ポリシー要素の合計が、AUMの50%超でなければなりません。 | | | | | |
| **指標の目的** | PRIは、報告フレームワークを通じて、AUMの範囲や活動の頻度などを質問することで、署名機関の方針と活動の範囲と奥行きを把握しようと努めています。  本指標の目的は、署名機関の責任投資ポリシーと対AUM比率が、PRIの投資家会員最低要件を満たしているかを確認することです。署名機関の責任投資ポリシーの対AUM比率を可能な 限り高くすることは、優れた取り組みであると考えられます。したがって、PRIでは、この最低要件に対する全体的な署名機関の進捗を評価するために、求められるデータの詳細が必要です。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 原則として、これらのポリシー要素の中には、その実施が実務上異なるものであっても、すべての資産に適用されるものもあります。本指標に記入されているポリシー要素のいずれかがそれに 該当する場合、署名機関は、該当するポリシー要素のAUM比率を100%として報告する必要があります。  ポリシー要素が重複なく個々の資産クラスに対応している署名機関は、これらの資産クラスの対AUM比率の合計を記入してください。例えば、環境要因に関するガイドラインが上場株式資産のみをカバーし、社会要因に関するガイドラインがプライベート・エクイティ資産のみをカバーしている場合、署名機関はこれらのポリシー要素を合わせた対AUM比率の合計を報告してください。  複数のポリシー要素によってカバーされる資産クラスを持つ署名機関は、その資産クラスを二重にカウントしないでください。二重にカウントすると、それらのポリシー要素の対AUM比率の合計が不正確に表示されます。例えば、環境ガイドラインがプライベート・エクイティ資産に適用され、社会ガイドラインもプライベート・エクイティ資産に適用される場合、これらのポリシー要素が対応するAUMの合計を計算する際には、プライベート・エクイティ全体が示す対AUM比率を記入してください。プライベート・エクイティ資産を2回カウントしないでください。2回カウントすると、 対応比率が不正確に表示されます。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他の参考資料については、[投資家会員最低要件（Minimum requirements for investor membership](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment-resources/minimum-requirements-for-membership/315.article)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 1］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  100%の場合は100ポイント。  90%超～100%未満の場合は75ポイント。  70%超～90%の場合は50ポイント。  50%超～70%の場合は25ポイント。  50%以下の場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  50%以下を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 9 | **依存関係** | **PGS 2** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの比率** | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織のAUMに対して、気候変動、人権、またはその他の**[**システミックなサステナビリティの課題**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**に関する正式なポリシーまたはガイドラインが適用される割合はどのくらいですか。** | | | | | |
|  | | | **対象AUM** | | |
| （A）気候変動に関する具体的なガイドライン | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）すべてのAUMが対象  （2）過半数のAUMが対象  （3）一部のAUMが対象 | | |
| （B）人権に関する具体的なガイドライン | | | ［同上］ | | |
| （C）その他のシステミックなサステナビリティの課題に関する具体的なガイドライン | | | ［同上］ | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、気候、人権、またはその他のシステミックなサステナビリティの課題に関する署名機関のポリシーまたはガイドラインの対応比率と、署名機関の資産ベース全体に対応しているのか、一部のみに対応しているのかについて評価することです。  アプローチの一貫性を確保するため、該当するポリシーまたはガイドラインを可能な限り高い割合で資産に適用することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | |
| **他のリソース** | 気候変動に関するその他の情報およびリソースについては、PRIの専用ウェブページ：[気候変動（Climate change](https://www.unpri.org/sustainability-issues/climate-change)）を参照してください。  人権に関するその他の情報およびリソースについては、PRIの専用ウェブページ：[人権（Human rights](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)）を参照してください。  その他のシステミックなサステナビリティの課題関するその他の情報およびリソースについては、PRIの専用ウェブページ：[サステナビリティの課題（Sustainability issues](https://www.unpri.org/sustainability-issues)）を参照してください。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 2］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。最終スコアは、最もポイントの高い英字項目の回答オプションに基づいて決定されます。  すべて（1）の場合は100ポイント。  過半数（2）の場合は66ポイント。  一部（3）の場合は33ポイント。 | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 10 | **依存関係** | **OO 8、OO 9、PGS 1** | | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの比率** | | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | |
| **投資先に対する**[**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**に関するポリシーまたはガイドラインが、資産クラスごとにAUMの何パーセントをカバーしていますか。**  スチュワードシップに関するポリシーまたはガイドラインでは、署名機関のスチュワードシップに対するアプローチ（すなわち、影響力をどのように行使しているか）について説明しています。これは独立したポリシーやガイドラインとなっている場合もあれば、広範な[責任投資ポリシー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)や類似のポリシーに組み入れている場合もあります。 | | | | | | | | |
|  | | | **（1）対応するAUMに占める構成比率：** | | **（2）対AUM比率が100%未満の場合、理由を説明して ください** | | | |
| * （A）[上場株式](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）0%超～10%  （2）10%超～20%  （3）20%超～30%  （4）30%超～40%  （5）40%超～50%  （6）50%超～60%  （7）60%超～70%  （8）70%超～80%  （9）80%超～90%  （10）90%超～100%未満  （11）100% | | ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | |
| * （B）[債券](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （C）[プライベート・エクイティ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （D）[不動産](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （E）[インフラストラクチャー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （F）[ヘッジ・ファンド](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （G）林業 | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （H）農地 | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （I） その他 | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
|  | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関のアクティブ運用資産とパッシブ運用資産（該当する場合）について投資先に対するスチュワードシップに関するポリシーの対応比率、およびそのポリシーが該当する署名機関の資産基盤全体または特定の資産クラス、ファンド、マンデートに対応しているかについて評価することです。  PRI原則2は、企業に対するエンゲージメントや議決権の行使（該当する場合）など、アクティブ・オーナー（積極的に行動する株主）となり、自らのオーナーシップ・ポリシーや取り組みに ESG課題を組み入れるよう署名機関に推奨しています。これはパッシブとアクティブの両方の戦略に対して、各種資産クラス全体で適用されます。アプローチにおける一貫性を確保するため、 ポリシーまたはガイドラインを、組織内運用資産と委託運用資産の両方を含め、署名機関の投資戦略にかかわらず、可能な限り高い比率で運用資産（AUM）に適用することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 投資先に対するスチュワードシップのポリシーは、独立したポリシーにするか、広範な責任投資ポリシー（または類似のもの）に組み入れることができます。 | | | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］、［PGS 1］ | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。最終スコアは、すべての適用資産クラスの平均点に基づいて決定されます。  100%の場合は100ポイント。  80%超～100%未満の場合は75ポイント。  50%超～80%の場合は50ポイント。  10%超～50%の場合は25ポイント。  0%超～10%の場合は0ポイント。 | | | | | その他の詳細：  0%超～10%を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 10.1 | **依存関係** | **OO 9.1、PGS 1** | **サブセクション**  **責任投資ポリシーの比率** | | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織の**[**（代理）議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**のガイドラインの対象は、保有上場株式のうち何パーセントですか。** | | | | | | | |
|  | | | **（1）貴組織が議決権行使の決定権を持つ保有上場株式の 比率：** | | **（2）対AUM比率が100%未満の場合、理由を説明して ください** | | |
| * （A）[アクティブ運用の上場株式](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）0%超～10%  （2）10%超～20%  （3）20%超～30%  （4）30%超～40%  （5）40%超～50%  （6）50%超～60%  （7）60%超～70%  （8）70%超～80%  （9）80%超～90%  （10）90%超～100%未満  （11）100% | | ［自由記述（任意）：ラージ］ | | |
| * （B）[パッシブ運用の上場株式](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | ［同上］ | | |
| * （C）ヘッジ・ファンドのポートフォリオで 直接保有している上場株式 | | | ［同上］ | | ［同上］ | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、アクティブ運用の上場株式、パッシブ運用の上場株式およびヘッジ・ファンドのポートフォリオで直接保有している上場株式について、署名機関が議決権行使の決定権を持つAUMに対して署名機関の（代理）議決権行使に関するポリシーが対応している比率を評価することです。アプローチの一貫性を確保するため、（代理）議決権行使に関するポリシーをこのような資産に可能な 限り高い比率で適用することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | |
| **追加報告 ガイダンス** | 本指標は、実際に行使された議決権ではなく、署名機関の（代理）議決権行使に関するポリシーまたはガイドラインの対AUM比率に焦点を当てていることに留意してください。署名機関の （代理）議決権行使に関するポリシーには、署名機関の管理外での議決権行使制限（スイスやノルウェーのような国での株式凍結など）に由来するような、妥当な免責事項が含まれる場合があります。  （代理）議決権行使は、署名機関による投資先に対する全体的なスチュワードシップの一部であるため、本指標で報告される対AUM比率は［PGS 8］で報告されるものと重複する可能性があることをPRIは理解しています。  本指標では、「議決権行使の決定権」とは、署名機関が投資先企業の経営陣および／または株主決議に対する議決権を行使するかどうか、ならびにどのように行使するかを決定できる能力を指します。 投票は、定時株主総会または臨時株主総会（AGMまたはEGM）での直接投票、あるいは委任状での投票によって行うことができます。 | | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  （代理）議決権行使に関するその他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）および [議決権行使を有意義にするために：株主決議における原則主義の議決権行使（Making voting count: principle-based voting on shareholder resolutions](https://www.unpri.org/stewardship/making-voting-count-principle-based-voting-on-shareholder-resolutions/7311.article)）を参照してください。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 9.1］、［PGS 1］ | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。最終スコアは、すべての適用資産クラスの平均点に基づいて決定されます。  100%の場合は100ポイント。  80%超～100%未満の場合は75ポイント。  50%超～80%の場合は50ポイント。  10%超～50%の場合は25ポイント。  0%超～10%の場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  0%超～10%を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | | |
| **乗数** | Low(低) | | | | | | |

# ガバナンス

## 役割と責任［PGS 11、PGS 11.1、PGS 11.2、PGS 12、PGS 13、PGS 14、PGS 15］

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 11  **最低要件** | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **役割と責任** | | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **複数の指標** |
| **貴組織では、どの上級レベルの組織または役割が責任投資について正式に監督し、説明責任を負っていますか。** | | | | | | |
| * （A）取締役、評議員、またはそれに相当する者 * （B）上級執行レベルのスタッフ、またはそれに相当する者   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （C）[投資委員会](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)、またはそれに相当する組織   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （D）部門長、またはそれに相当する者   部門を具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （E）上記のどの組織および役割も責任投資について監督しておらず、説明責任を負っていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **PRI最低要件** | 責任投資に対する上級管理者レベルの監督と説明責任を正式に定めることは、[PRIの投資家署名機関の最低要件](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/minimum-requirements-for-investor-membership/315.article)です。  監督責任を機関や役割へ割り当てることは、ESGの監督を区分する方法と見なされるべきではありません。その代わりに、ESGの検討事項を組織とその投資プロセスに組み入れるための 説明責任を確保する必要があります。  この最低要件を満たすためには、以下の役割のうち少なくとも1つが、責任投資に関する正式な監督と説明責任を有している必要があります。  （A）取締役会、評議員、またはそれに相当する者  （B）上級執行レベルのスタッフ、またはそれに相当する者  （C）投資委員会、またはそれに相当する組織  （D）部門長、またはそれに相当する者 | | | | | |
| **指標の目的** | 署名機関にとって、責任投資へのコミットメントを表明し、それを実現するために上級管理者レベルで責任投資慣行を正式に監督し、説明責任を負うことは極めて重要です。これは署名機関が自組織において責任投資に関するポリシーを実施し、目的や目標を達成するのに役立ちます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「責任投資に対する正式な監督と説明責任」を負う上級管理者レベルの組織と役割とは、組織がポリシーを導入し、責任投資に関する目的を達成できるよう、経営とガバナンスに責任を持つ組織と役割を指します。これには、取締役会、評議員、上級執行レベルのスタッフ、投資委員会、部門長およびそれに相当する者が含まれます。  オプション（A）の「取締役、評議員、またはそれに相当する者」は、非業務執行取締役会、評議委員会、または相当する組織および理事会または相当する組織の構成員を指すことがあります。  オプション（B）の「上級執行レベルのスタッフ、またはそれに相当する者」は、例えば、署名機関の最高経営責任者（CEO）、最高投資責任者（CIO）、最高執行責任者（COO）、その他の 業務執行取締役、またはプライベート・エクイティ・ファンドの場合はそのパートナーなどが含まれる場合があります。  オプション（D）の「部門長、またはそれに相当する者」は、署名機関の部門またはチーム全体を管理する上級スタッフを指すことがあります。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他の参考資料については、[投資家会員最低要件（Minimum requirements for investor membership](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment-resources/minimum-requirements-for-membership/315.article)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 11.1］、［PGS 13］、［PGS 14］、［PGS 15］ | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Bから1～2つ選択した場合は100ポイント。  C～Dから1～2つ選択した場合は50ポイント。  Eの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「E」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | | |
| **乗数** | Low（低） | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 11.1 | **依存関係** | **PGS 1、PGS 2、PGS 11** | | **サブセクション**  **役割と責任** | | | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | |
| **貴組織の上級レベルの組織または役割は、**[**責任投資ポリシー**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**で取り上げている要素に対して、正式な監督と説明責任を負っていますか。**  これらの要素は、1つまたは複数の独立したポリシーやガイドライン文書に規定するか、より広範な投資ポリシーに含めることができます。 | | | | | | | | |
|  | | | **（1）取締役、評議員、または それに相当する者** | | **（2）上級執行レベルのスタッフ、**[**投資委員会**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**、部門長、またはそれに相当する者** | | | |
| （A）全体的な責任投資に対するアプローチ | | |  | |  | | | |
| （B）[環境、社会、ガバナンス要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |  | |  | | | |
| （C）[サステナビリティ・アウトカム](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |  | |  | | | |
| （D）気候変動に関する具体的なガイドライン  （環境要因に関するガイドラインに含まれる可能性があります） | | |  | |  | | | |
| （E）人権に関する具体的なガイドライン  （社会要因に関するガイドラインに含まれる可能性があります） | | |  | |  | | | |
| （F）その他の[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関する具体的なガイドライン | | |  | |  | | | |
| （G）保有する特定の資産クラスに合わせたガイドライン | | |  | |  | | | |
| （H）[除外](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |  | |  | | | |
| （I）責任投資に関する利益相反の管理に関するガイドライン | | |  | |  | | | |
| （J）[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)：投資先に対する[エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |  | |  | | | |
| （K）スチュワードシップ：[全体的な政策エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |  | |  | | | |
| （L）スチュワードシップ：他の主要なステークホルダーに対するエンゲージメント | | |  | |  | | | |
| （M）スチュワードシップ：[（代理）議決権行使](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するガイドライン | | |  | |  | | | |
| （N）この役割は、責任投資ポリシーで対象となっている上記のどの要素についても、正式な監督と説明責任を負っていない | | |  | |  | | | |
|  | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、責任投資ポリシーまたはガイドラインで対象となっているさまざまな要素について、署名機関が上級管理者に正式に監督と説明責任を割り当てているかを評価することです。  上級管理者レベルの監督と説明責任は、署名機関が責任投資ポリシーやガイドラインの具体的な要素で説明されている約束を果たすために極めて重要です。これは、採用した ポリシーやガイドラインに従って組織全体で一貫した責任投資慣行を推進するのに役立ちます。また、署名機関が責任投資をトップ・ダウンで積極的に採用するのに貢献し、 責任投資が包括的な投資やスチュワードシップのアプローチと取り組みから逸脱するのを防ぎます。  上級管理者の責任に気候、人権、その他のシステミックなサステナビリティの課題に対する正式な監督と説明責任が含まれる場合、上級管理者の責任にこれらの課題に関する目標や目的を設定・モニタリングする監督と説明責任が含まれることは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「責任投資に対する正式な監督と説明責任」を負う上級管理者レベルの組織と役割とは、組織がポリシーを導入し、責任投資に関する目的を達成できるよう、 経営とガバナンスに責任を持つ組織と役割を指します。これには、取締役会、評議員、上級執行レベルのスタッフ、投資委員会、部門長およびそれに相当する者が含まれます。 | | | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、以下を参照してください。   * [責任投資の入門ガイド：ポリシー、ストラクチャーおよびプロセス（An introduction to responsible investment: policy, structure and process）](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-policy-structure-and-process/4917.article)ss * [投資ポリシー：プロセスと取り組み（Investment policy: process and practice）](https://www.unpri.org/asset-owner-resources/investment-policy-process-and-practice/410.article) * [投資家会員最低要件（Minimum requirements for investor membership）](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment-resources/minimum-requirements-for-membership/315.article) * [気候](https://www.unpri.org/sustainability-issues/climate-change)、[人権](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)、その他の[ESG要因とシステミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/sustainability-issues)に関するPRIのリソース * [SDGsの成果を伴う投資：5つのフレームワーク（Investing with SDG outcomes: a five-part framework）](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/investing-with-sdg-outcomes-a-five-part-framework/5895.article) * 個々の資産クラスに責任投資を組み入れ方法を紹介しているPRIの[投資ツール（Investment tools）](https://www.unpri.org/investment-tools) * [責任投資の入門ガイド：スクリーニング（An introduction to responsible investment: screening）](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-screening/5834.article) * [アクティブ・オーナーシップ2.0：急務となっているスチュワードシップの進化（Active Ownership 2.0: the evolution stewardship urgently needs](https://www.unpri.org/stewardship/active-ownership-20-the-evolution-stewardship-urgently-needs/5124.article)）など、 [スチュワードシップ（Stewardship）](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)に関するPRIのリソース | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 1］、［PGS 2］、［PGS 11］ | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Mから7つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Mから6つ選択した場合は75ポイント。  A～Mから4～5つ選択した場合は50ポイント。  A～Mから1～3つ選択した場合は25ポイント。  （1）と（2）の両方でNを選択した場合は0ポイント。 | | | | | その他の詳細：  （1）と（2）の両方で「N」を選択すると、本指標は 0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 11.2 | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **役割と責任** | | **PRI原則**  **1～6** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織には、第三者が代理で行う政策エンゲージメントを含め、**[全体的な政策エンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**とPRIの原則へのコミットメントを整合性させるためのガバナンスのプロセスや 体制がありますか。** | | | | | | |
| * （A）はい   どのように実施しているかを説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］   * （B）いいえ   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］   * （C）当組織は直接または第三者を通じていかなる形式の政策エンゲージメントも行っていないため、該当しない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 投資家は、自らに影響を及ぼす法律や政策を制定するための政策エンゲージメント活動を行うことに正当な利益を有しています。しかし、政策エンゲージメント全般が特に目的が十分に見えていない、または明確でない状態で行われると、投資家に予期せぬリスクをもたらす可能性があります。合法ではあるが非倫理的または一貫性がないと見なされる活動は、表面化した場合に 風評被害のリスクをもたらす場合があります。気候変動による緊急事態やその他のグローバルな課題において、投資家には、政策エンゲージメントが責任投資に対するコミットメントと一致し、 喫緊のサステナビリティ関連の進展を遅らせたり、妨げたりしないようにする強い責任があります。  したがって、署名機関の政策エンゲージメント活動全般について適切な監督と説明責任を確保し、PRIの原則に対する署名機関のコミットメントと整合させるための強固なガバナンス・プロセスを確立することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | オプション（A）を選択する署名機関は、PRIの原則に対する署名機関のコミットメントと整合させることを含め、署名機関の政策エンゲージメント活動について適切な監督と説明責任を確保するためのガバナンスのプロセスまたは体制について詳細に記入してください。  PRIは、以下のような活動は政策エンゲージメント活動としての責任を持つと見なしています。   * 既存の規制や国際的なベスト・プラクティスの文言と精神に忠実であるもの * 国際協定や国内の政策目標で規定されているインテグリティとサステナビリティの目標を確実に実施するビジネス原則に従って実施されるもの * 署名機関の長期的な利益を、多様な株主やステークホルダーの幅広い利益を含めて維持するもの * 信頼感を与え、堅固なガバナンスと透明性を基礎とするもの * 持続可能な経済制度に貢献し、資産リスクとシステマティック・リスクを最小化する、十分な情報に基づく包括的で効果的な公共政策の決定に導くもの | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、[責任ある政策エンゲージメントのための投資家事例（The investor case for responsible political engagement](https://www.unpri.org/governance-issues/the-investor-case-for-responsible-political-engagement/9366.article)）を参照してください。  PRIがサポートした、17の国と地域の企業の政策エンゲージメント活動を形成する規制とソフト・ロー文書の分析についてのOECD報告書、[企業の政策エンゲージメントの規制（Regulating corporate political engagement）](https://www.unpri.org/responsible-political-engagement/regulating-corporate-political-engagement/9414.article)も参照してください。この報告書では、主な傾向を取り上げ、特徴や違いを検討し、規制されていない影響力のある主な分野を明らかにしています。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「B」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「C」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 12  **最低要件** | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **役割と責任** | | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織では、責任投資へのアプローチの実施についてどの内部または外部の役割が責任を負っていますか。** | | | | | | |
| * （A）組織内の役割   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （B）[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)、[サービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)、その他外部のパートナーまたはサプライヤー   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （C）責任投資の実施に対する責任を負う社内外の役割を担っていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **PRI最低要件** | 責任投資の実施について責任を負うことが役割に含まれる人物を1人以上定めることは、[PRIの投資家署名機関の最低要件](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/minimum-requirements-for-investor-membership/315.article)です。  この役割を担うのは、署名機関の社内外の人物です。この役割は、責任投資活動に専任であったり、時間の大半を責任投資活動に割いたりする必要はありません。複数の役割でこの責任を 担うと、署名機関の責任投資アプローチをより効果的に実施することができます。  署名機関がこの最低要件を満たすには、以下の役割のうち1つ以上において、責任投資へのアプローチの実施に対する責任を負わなければなりません。  （A）組織内の役割  （B）外部の投資運用会社、サービス・プロバイダーまたはサプライヤーの外部のパートナー | | | | | |
| **指標の目的** | 自らの責任投資に対するコミットメントを示し、それを果たすため、署名機関が組織の責任投資アプローチの実施に対する責任を内部または外部の人員、チーム、部署に割り当てることは 極めて重要です。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 責任投資の実施とは、例えば、ESG関連調査の実施、ESG課題の投資戦略への組み入れ、保有株式の議決権行使、企業、政策立案者、その他の主要ステークホルダーに対する スチュワードシップの実施などを指します。  責任投資の実施は、専任の責任投資担当者やESGスタッフにのみ適用されるのではなく、あらゆる役割の活動に加えることができます。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他の参考資料については、[投資家会員最低要件（Minimum requirements for investor membership](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment-resources/minimum-requirements-for-membership/315.article)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Bから1～2つ選択した場合は100ポイント。  Cの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「C」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | | |
| **乗数** | Low（低） | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 13 | **依存関係** | **PGS 11** | **サブセクション**  **役割と責任** | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織は、取締役、評議員、またはそれに相当する者のパフォーマンスの評価に責任投資KPIを使用していますか。** | | | | | |
| * （A）はい、取締役、評議員、またはそれに相当する者のパフォーマンスの評価に責任投資KPIを使用している   説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］   * （B）いいえ、取締役、評議員、またはそれに相当する者のパフォーマンスの評価に責任投資KPIは使用していない   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が取締役、評議員、またはそれに相当する者に対して責任投資KPIを設定しているかを把握することです。  署名機関にとって、取締役、評議員、またはそれに相当する者に対して責任投資に関する正式なKPIを設定することは、優れた取り組みであると考えられます。この取り組みは、ポリシーへのコミットメントを実務的かつ達成可能な目標にするのに役立ち、組織の上級幹部の責任投資に対するオーナーシップを育むのに貢献します。そして、責任投資の組織全体での実施に寄与します。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「責任投資KPI」という用語は、全体的な組織の責任投資ポリシーとコミットメントを、個人レベルの責任と期待に置き換える目的または目標を指します。  オプション（A）を選択した場合、署名機関は、使用する責任投資KPIの詳細（気候変動や人権などの具体的な課題に関するものかどうかも含む）、選択した理由、該当するKPIに対する進捗の確認方法およびその他の関連情報を記入することができます。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 11］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「B」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | |
| **乗数** | Low(低) | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 14 | **依存関係** | **PGS 11** | **サブセクション**  **役割と責任** | | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織は、上級執行レベルのスタッフ（またはそれに相当する者）のパフォーマンスの評価に責任投資KPIを使用していますか。また、該当するKPIは報酬に連動していますか。** | | | | | | |
|  | | | | **責任投資KPIが報酬に連動しているかを回答** | | |
| * （A）はい、上級執行レベルのスタッフ（またはそれに相当する者）のパフォーマンスの評価に 責任投資KPIを使用している   説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）KPIは報酬に連動している  （2）これらの役割は変動報酬制でないため、KPIは報酬に 連動していない  （3）これらの役割は変動報酬制であるが、KPIは報酬に 連動していない | | |
| * （B）いいえ、上級執行レベルのスタッフ（またはそれに相当する者）のパフォーマンスの評価に責任投資KPIは使用していない   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が上級執行レベルのスタッフ（またはそれに相当する者）に対して責任投資KPIを設定しているかを把握することです。  署名機関にとって、ポリシーへのコミットメントを実務的かつ達成可能な目標にし、組織の上級幹部の責任投資に対する当事者意識を養うために、上級執行レベルのスタッフ （またはそれに相当する者）に対して責任投資に関する正式なKPI設定することは、優れた取り組みであると考えられます。それが組織全体およびその活動での責任投資の確実な実施に も役立ちます。  該当する場合、責任投資KPIを上級執行レベルのスタッフ（またはそれに相当する者）の報酬と連動させ、署名機関の上級執行役員（またはそれに相当する者）に対して、 責任投資KPIが通常組織が設定する従来の財務KPIと同等に評価されることを伝えるのは、署名機関にとって優れた取り組みであると考えられます。したがって、署名機関の 責任投資へのコミットメントの達成を確保するために重要なインセンティブ制度となります。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「KPI」という用語は、全体的な組織の責任投資ポリシーとコミットメントを、個人レベルの責任と期待に置き換える目的または目標を指します。  本指標では、「変動報酬」とは、ボーナス、成功報酬およびその他の種類の変動報酬などの報奨金を指します。責任投資KPIは、バランス・スコアカードや個別のパフォーマンス評価の 一部として、年次インセンティブ・プランや長期インセンティブ・プランの加重部分としてなど、さまざまな方法で執行役員の報酬に組み入れることができます。  オプション（A）を選択した場合、署名機関は、使用するKPIの詳細（気候や人権などの具体的な課題に関するものかどうかも含む）、選択した理由、報酬との連動方法（該当する場合）、 該当するKPIに対する進捗の確認方法およびその他の関連情報を記入することができます。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 11］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A**と**（1）または（2）を選択した場合は100ポイント。  A**と**（3）を選択した場合は50ポイント。  Bの場合は0ポイント。 | | | | その他の詳細：  「B」を選択すると、本指標は0/100ポイントに なります。 | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 15 | **依存関係** | **PGS 11** | | **サブセクション**  **役割と責任** | | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | |
| **貴組織の上級管理者レベルの組織や役割のトレーニングには、責任投資に関するどのような技能を定期的に組み入れていますか。** | | | | | | | |
|  | | | **（1）取締役、評議員、またはそれに 相当する者** | | **（2）上級執行レベルのスタッフ、** [投資委員会](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**、部門長、または それに相当する者** | | |
| （A）気候変動の緩和と気候変動への適応における具体的な技能 | | |  | |  | | |
| （B）人権の尊重に対する投資家の責任における具体的な技能 | | |  | |  | | |
| （C）その他の[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)における具体的な技能 | | |  | |  | | |
| （D）上級幹部の役割の定期的なトレーニングでは、上記のどの責任投資に関する 技能も組み入れていない | | |  | |  | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が上級幹部の定期的なトレーニングの一部に責任投資に関する技能を組み入れているかを把握することです。  署名機関の上級幹部が、気候変動の緩和と気候変動への適応、人権の尊重に対する投資家の責任、署名機関に関連するその他のシステミックなサステナビリティの課題に関するリスクと機会を監督、評価、管理するための十分な能力と技能を有することは重要です。  したがって、署名機関にとって、上級幹部の定期的なトレーニング（少なくとも年1回）の一部でこれらの課題を取り扱うことは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、上級管理者レベルの組織と役割に、取締役会、評議員、上級執行レベルのスタッフ、投資委員会、部門長および相当する者を含むことがあります。  本指標では、「定期的」とは、年1回以上を指します。 | | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、[責任投資の入門ガイド：ポリシー、ストラクチャーおよびプロセス（An introduction to responsible investment: policy, structure and process）](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-policy-structure-and-process/4917.article)を参照してください。  PRIの専用ウェブページ：[気候変動（Climate change](https://www.unpri.org/sustainability-issues/climate-change)）では、入門ガイドやテクニカル・エンゲージメント・ガイドなど、気候変動の緩和や気候変動への適応に関する豊富なリソースを入手できます。  人権の尊重に対する投資家の責任に特化したガイダンスについては、[投資家が人権を尊重するべ理由とその方法（Why and how investors should act on Human Rights）](https://www.unpri.org/download?ac=11953)を参照してください。その他のリソースについては、PRIの専用ウェブページ：[人権（Human rights](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)）を参照してください。  その他の環境、社会、ガバナンスに関するシステミックなサステナビリティの課題についてのリソースは、PRIウェブサイトの[サステナビリティの課題（Sustainability issues](https://www.unpri.org/sustainability-issues)）から入手できます。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 11］ | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | | |

## 外部への報告と開示［PGS 16、PGS 17、PGS 18、PGS 19］

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 16 | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **外部への報告と開示** | | **PRI原則**  **6** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織の過半数のAUMについて、顧客や受益者への定期報告にはどのような要素を組み入れていますか。** | | | | | | |
| * （A）[責任投資](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するポリシーの変更 * （B）責任投資に関するガバナンスまたは監督の変更 * （C）[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)関連のコミットメント * （D）スチュワードシップ関連のコミットメントの進捗 * （E）気候関連のコミットメント * （F）気候関連のコミットメントの進捗 * （G）人権関連のコミットメント * （H）人権関連のコミットメントの進捗 * （I）その他の[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)へのコミットメント * （J）その他のシステミックなサステナビリティの課題へのコミットメントの進捗 * （K）当組織の過半数のAUMについて、顧客や受益者への定期報告に上記の要素は組み入れていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 責任投資慣行に関する顧客や受益者への定期報告は、これらに対するコミットメントや進捗も含め、顧客や受益者がフォロー・アップし、署名機関の責任を問うことができるようにするために 重要です。  したがって、顧客や受益者への定期報告ですべての主要な責任投資慣行について取り扱うことは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 報告する情報は、署名機関のAUMの50%以上に該当する必要があります。  本指標では、「定期」報告とは、年1回以上実施される報告を指します。  オプション（G）と（H）に関して、デュー・デリジェンス・プロセスが人権全般にわたって実施されたか、どのように実施されたかについて、最も深刻な問題に重点を置き、影響を受ける ステークホルダーの視点がどの程度考慮されているかの情報を含め、署名機関が包括的な情報を顧客や受益者に報告することは重要です。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Jから6つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Jから4～5つ選択した場合は66ポイント。  A～Jから1～3つ選択した場合は33ポイント。  Kを選択した場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「K」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 17 | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **外部への報告と開示** | | | **PRI原則**  **6** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織は、報告年度中に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に沿って気候関連の情報を公開しましたか。** | | | | | | | |
| * （A）はい、すべてのガバナンス関連の推奨開示項目も含めて公開した * （B）はい、すべての戦略関連の推奨開示項目も含めて公開した * （C）はい、すべてのリスク管理関連の推奨開示項目も含めて公開した * （D）はい、すべての該当するメトリクスとターゲット関連の推奨開示項目も含めて公開した | | | | リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］ | | | |
| * （E）該当なし   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言は、気候関連の財務リスクの開示に広く採用されています。投資家の報告は任意（規制要件の一部となっている特定の市場を除く）です。 その目的は、気候変動の影響に関する明確かつ包括的で高品質な情報を、気温の上昇、気候関連のポリシー、変化していく世界において新たに発生した技術などによるリスクと機会を含めて 市場に提供することで、気候関連リスクに関する透明性と認識の向上に役立てることです。  署名機関にとって、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に沿って気候関連の情報を公開することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「一般に公開された（…の）情報」とは、ウェブサイトまたは登録すれば誰でもアクセス可能なポータルから直接利用できる、一般の人が容易に入手できる情報を指します。公開されている情報へのリンクを提供する必要があります。情報がポータル・サイトに保存されている場合、関連する登録ページへのリンクも合わせて提供してください。一般大衆がEメールや類似のものを通じて積極的にアクセスを申請することでしか特定の情報にアクセスできない場合、本指標の目的における公開とは見なされません。   * 署名機関は、TCFDのすべてのガバナンス関連の推奨開示項目（ガバナンス（a）と（b））に沿って情報を公開している場合、回答オプション（A）を選択することができます。 * 署名機関は、TCFDのすべての戦略関連の推奨開示項目（戦略（a）、（b）および（c））に沿って情報を公開している場合、回答オプション（B）を選択することができます。 * 署名機関は、TCFDのすべてのリスク管理関連の推奨開示項目（リスク管理（a）、（b）および（c））に沿って情報を公開している場合、回答オプション（C）を選択することができます。 * 署名機関は、TCFDのすべてのメトリクスとターゲット関連の推奨開示項目（メトリクスとターゲット（a）、（b）および（c））に沿って情報を公開している場合、回答オプション（D）を選択することができます。 | | | | | | |
| **他のリソース** | 戦略およびメトリクスとターゲット関連の開示についての最新のガイダンスを掲載した[2021年別冊（2021 Annex](https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Implementing_Guidance.pdf)）を含む[、気候関連財務情報開示タスクフォースの提言（Recommendations of the Task Force on Climate-Related Financial Disclosures](https://www.tcfdhub.org/recommendations/)）を参照してください。  [アセット・オーナーにとっての気候変動（Climate change for asset owners）](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-climate-change-for-asset-owners/5981.article)に関するPRIの入門ガイドと[責任投資の入門ガイド：気候メトリクス（An introduction to responsible investment: climate metrics）](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-climate-metrics/10130.article)も参照してください。  その他のガイダンスについては、特に[非公開市場における気候変動の組み入れ：投資家リソースガイド（Incorporating climate change in private markets: An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change-for-private-markets/incorporating-climate-change-in-private-markets-an-investor-resource-guide/10177.article)）、[気候リスク：投資家リソースガイド（Climate risk: An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change/climate-risk-an-investor-resource-guide/9329.article)）、[実物資産投資家向けTCFD（TCFD for real assets investors](https://www.unpri.org/infrastructure-and-other-real-assets/tcfd-for-real-assets-investors/7495.article)）、[プライベート・エクイティ・ゼネラル・パートナー向けTCFD（TCFD for private equity general partners](https://www.unpri.org/private-equity/tcfd-for-private-equity-general-partners/5546.article)）、[アセット・オーナー向けTCFD提言ガイド（An asset owner’s guide to the TCFD recommendations](https://www.unpri.org/private-equity/a-guide-on-climate-change-for-private-equity-investors/122.article)）を参照してください。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Dから4つ選択した場合は100ポイント。  A～Dから3つ選択した場合は75ポイント。  A～Dから2つ選択した場合は50ポイント。  A～Dから1つ選択した場合は25ポイント。  Eの場合は0ポイント。 | | | | その他の詳細：  「E」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 18 | | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **外部への報告と開示** | | **PRI原則**  **6** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織は、報告年度中にどの国際責任投資基準、枠組みまたは規制に対して報告を行いましたか。**  該当する基準、枠組みまたは規制に対する公開報告の事例へのリンクを1つ以上記入してください。本指標の回答オプションは、主な国際責任投資基準、枠組みまたは 規制を網羅するものではありません。 | | | | | | | | |
|  | | | | | | **情報公開事例へのリンク** | | |
| * （A）欧州連合のサステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）に対する開示 | | | | | | ［リンク（必須）］ | | |
| * （B）欧州連合のタクソノミーに対する開示 | | | | | ［同上］ | | |
| * （C）CFAのESG開示基準に対する開示 | | | | | ［同上］ | | |
| * （D）その他の国際基準、枠組みまたは規制に対する開示   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］ | | | | | ［同上］ | | |
| * （E）その他の国際基準、枠組みまたは規制に対する開示   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］ | | | | | ［同上］ | | |
| * （F）その他の国際基準、枠組みまたは規制に対する開示   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］ | | | | | | ［同上］ | | |
| * （G）その他の国際基準、枠組みまたは規制に対する開示   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］ | | | | | | ［同上］ | | |
|  | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | |
| **指標の目的** | | 本指標の目的は、広く認知された国際責任投資基準、枠組みまたは規制に対する署名機関の報告を把握し、PRI署名機関からの公開責任投資報告に関して、顧客、受益者および一般の人のためのデータベースとして機能することです。 | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | | 本指標では、「公開報告」とは、ウェブサイトまたは登録すれば誰でもアクセス可能なポータルから直接利用できる、一般の人が容易に入手できる情報を指します。公開されている報告への リンクを提供してください。報告がポータル・サイトに保存されている場合、関連する登録ページへのリンクも合わせて提供してください。一般大衆がEメールや類似のものを通じて積極的に アクセスを申請することでしか特定の報告にアクセスできない場合、本指標の目的における公開とは見なされません。  回答オプション（F）と（G）に記入することができるその他の国際基準、枠組みまたは規制の一覧については、PRI報告の[投資家向けESG報告要件トレンドのレビュー（Review of trends in ESG reporting requirements for investors](https://www.unpri.org/download?ac=16705)）を参照してください。 | | | | | | |
| **他のリソース** | | [欧州連合のサステナブル・ファイナンス開示規則（European Union’s Sustainable Finance Disclosure Regulation、SFDR）](https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/disclosures/sustainability-related-disclosure-financial-services-sector_en)  [欧州連合のタクソノミー（European Union’s Taxonomy）](https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/tools-and-standards/eu-taxonomy-sustainable-activities_en)  [CFAのグローバルESG開示基準（CFA’s Global ESG Disclosure Standards）](https://www.cfainstitute.org/en/ethics-standards/codes/esg-standards) | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | |
| **依存関係** | | 該当なし | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | | 該当なし | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 19 | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **外部への報告と開示** | | **PRI原則**  **6** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織は事業者団体、シンクタンク、または何らかの形で**[**政策エンゲージメント**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**を行う類似の団体への加盟や支援について公開しましたか。**  これには、第三者による、責任投資だけに集中していないエンゲージメント、または責任投資だけに専念していないエンゲージメントも含まれます。 | | | | | | |
| * （A）はい、事業者団体、シンクタンク、または何らかの形で政策エンゲージメントを行う類似の団体への加盟または支援について公開した   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （B）いいえ、事業者団体、シンクタンク、または何らかの形で政策エンゲージメントを行う類似の団体への加盟や支援について公開しなかった   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （C）報告年度中に、事業者団体、シンクタンク、または何らかの形で政策エンゲージメントを行う類似の団体の加盟機関や支援者ではなかったため、該当しない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、政策エンゲージメント活動全般、特に政策エンゲージメントを行う第三者組織への加盟や支援に関するものについて、署名機関の透明性を評価することです。 毎年情報を開示し、対話の土台として使用することは、優れた取り組みであると考えられます。  多くの投資家は、政策エンゲージメント活動を行う事業者団体やシンクタンクなどの第三者組織に加盟しているか、支援を行っています。このような第三者による政策エンゲージメント活動は、 特に投資家のコミットメントや政策エンゲージメント活動とこれに関連する第三者組織のコミットメントや政策エンゲージメント活動の間にずれが生じている場合に、投資家やステークホルダーに風評被害のリスクを含む予期せぬリスクをもたらすことがあります。したがって、投資家にとって、政策エンゲージメント活動を行う第三者組織への加盟や支援について意識し、公開することは、優れた取り組みであると考えられます。これは、政策エンゲージメントに関する強固なガバナンス・プロセスを示すものであり、これに伴う透明性は、投資家の政策エンゲージメント活動全般に 対するステークホルダーの信頼向上に役立ちます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、第三者組織への「支援」には、財務的支援や無償の支援、その他の種類の支援の提供が含まれます。  本指標では、「何らかの形で政策エンゲージメントを行う類似の団体」には、PRIが含まれます。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、[責任ある政策エンゲージメントのための投資家事例（The investor case for responsible political engagement](https://www.unpri.org/governance-issues/the-investor-case-for-responsible-political-engagement/9366.article)）を参照してください。  PRIがサポートした、17の国と地域の企業の政策エンゲージメント活動を形成する規制とソフト・ロー文書の分析についてのOECD報告書、[企業の政策エンゲージメントの規制（Regulating corporate political engagement）](https://www.unpri.org/responsible-political-engagement/regulating-corporate-political-engagement/9414.article)も参照してください。この報告書では、主な傾向を取り上げ、特徴や違いを検討し、規制されていない影響力のある主な分野を明らかにしています。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「B」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「C」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

# 戦略

## 資産配分［PGS 20、PGS 21］

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 20 | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **資産配分** | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **組織レベルの**[**除外**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**項目では、どの要素が対象となっていますか。** | | | | | |
| * （A）特定のセクター、製品またはサービスに関する当組織の価値観や考えに基づく除外 * （B）特定の国や地域に関する当組織の価値観や考えに基づく除外 * （C）OECDの多国籍企業行動指針、国際人権規約、国連安全保障理事会の制裁措置、国連グローバル・コンパクトなどの国際的な基準に基づくビジネス慣行の 最低基準に基づく除外 * （D）当組織の気候変動へのコミットメントに基づく除外 * （E）その他の要素   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （F）当組織では組織レベルの除外を行っていないため、該当しない | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関の組織レベルの除外に対するアプローチの範囲と熱意の度合いを評価することです。  除外の使用は、最も広く使用されている責任投資アプローチの1つです。このアプローチを使用する署名機関にとって、任意の除外を定める場合に国際基準に準じることは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | スクリーニングは、ポートフォリオの構築と資産選定において、ESG要因とシステミックなサステナビリティの課題を考慮する際に使用できるアプローチの1つです。除外はしばしば他の アプローチと合わせて使用されます。署名機関は資産クラス全体でネガティブ・スクリーニングを適用し、特定のセクター、地域、資産、活動をポートフォリオから除外することができます。  本指標では、「組織レベル」の除外とは、特定の分離型やプール型のファンドやポートフォリオではなく、すべてのAUMに適用される除外を指します。  回答オプション（A）では、署名機関は、例えば、武器、アルコール、タバコ、その他特定のセクター、製品、サービスなどに関する除外について言及することができます。  回答オプション（B）では、署名機関は、紛争、ガバナンスの弱さ、法治の弱さなど、特定の国や地域の状況による除外について言及することができます。  人権に関する検討事項に基づいて組織レベルの除外を行い、国際的な人権基準に準じている署名機関は、回答オプション（C）を選択してください。 | | | | |
| **他のリソース** | スクリーニングに関するその他のガイダンスについては、[責任投資の入門ガイド：スクリーニング（An introduction to responsible investment: screening](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-screening/5834.article)）を参照してください。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Eから1つ以上選択した場合は100ポイント。 | | | その他の詳細：  「F」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | |
| **「その他」の採点** | 「その他（E）」を選択した場合は採点基準による採点の対象となり、オプション（A）～（D）を選択した場合と同等となります。 | | | | |
| **乗数** | Low（低） | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 21 | **依存関係** | **該当なし** | | | **サブセクション**  **資産配分** | | | **PRI原則**  **1** | **指標種別**  **コア** | | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | | |
| **貴組織の責任投資アプローチは、貴組織の**[**戦略的資産配分**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**プロセスにどのような影響を及ぼしていますか。** | | | | | | | | | |
| * （A）[ESG要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)を資産クラスの予想リスク・リターンの評価に組み入れている | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）戦略的資産配分のすべてのAUMが対象  （2）戦略的資産配分の過半数のAUMが対象  （3）戦略的資産配分の対象となる一部のAUMが対象 | | | | | |
| * （B）[気候変動関連のリスクと機会](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)を資産クラスの予想リスク・リターンの 評価に組み入れている | | | | ［同上］ | | | | | |
| * （C）人権関連のリスクと機会を資産クラスの予想リスク・リターンの評価に組み入れている | | | | ［同上］ | | | | | |
| * （D）その他の[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に関するリスクと機会を 資産クラスの予想リスク・リターンの評価に組み入れている   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | ［同上］ | | | | | |
| * （E）ESG要因、気候変動、人権、その他のシステミックなサステナビリティの課題は、資産クラスの予想リスク・リターンの評価に組み入れていない | | | | | | | | | |
| * （F）戦略的資産配分プロセスがないため、該当しない | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関がESG要因やシステミックなサステナビリティの課題について、戦略的資産配分プロセスにどの程度組み入れているかを評価することです。 | | | | | | | | |
| **他のリソース** | その他の参考資料とケース・スタディについては、[戦略的資産配分：責任投資の新境地（Strategic asset allocation: the new frontier for responsible investment](https://www.unpri.org/pri-blogs/strategic-asset-allocation-the-new-frontier-for-responsible-investment/6252.article)）を参照してください。 | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標の100ポイントを、英字項目（50ポイント）と対象範囲（50ポイント）の回答オプションに配分します。最終スコアは、英字項目と番号が付された回答オプションの最も得点の高い3つの 組み合わせに基づいて決定されます。 | | | | | | | | |
|  | 英字項目の回答オプション50ポイントの配点：  A～Dから3つ以上選択した場合は50ポイント。  A～Dから2つ選択した場合は33ポイント。  A～Dから1つ選択した場合は16ポイント。  Eの場合は0ポイント。 | | **および** | | | 対象範囲の回答オプション50ポイントの配点：  AからDの回答選択につき、各オプションの ポイント比率は以下のとおりです：  すべて（1）の場合は50/3ポイント。  過半数（2）の場合は25/3ポイント。  一部（3）の場合は12/3ポイント。 | その他の詳細：  「E」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「F」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | | | | |

## スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略［PGS 22、PGS 23、PGS 24、PGS 24.1、PGS 25、PGS 26、PGS 27、PGS 28］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 22 | **依存関係** | **OO 8、OO 9** | | | **サブセクション**  **スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略** | | | | | **PRI原則**  **2** | | | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | | |
| **各資産クラス内の過半数のAUMに関して、貴組織の主要な**[**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**目標を最もよく表しているものは次のどれですか。**  貴組織のスチュワードシップ活動は、貴組織が直接行うか、[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)または[サービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)が代理で行っている場合があります。 | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | （1） [上場株式](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | （2）[債券](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | （3） [プライベート・ エクイティ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | （4）[不動産](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | （5） [インフラストラクチャー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | （6）[ヘッジ・ファンド](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | （7）[林業](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | （8）[農地](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) |
| （A）ポートフォリオ・レベルでのリスク調整後リターンの最大化。  実施にあたり、各投資先の[システミックなサステナビリティの課題](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)への貢献に起因する全体的なポートフォリオのパフォーマンスに対するリスクへの対処を目指している | | |  |  | |  |  |  | | |  |  | |  |
| （B）個々の投資のリスク調整後リターンの最大化。  実施にあたり、各投資先のシステミックなサステナビリティの課題への貢献に起因する全体的なポートフォリオのパフォーマンスに対するリスクへの対処は目指していない | | |  |  | |  |  |  | | |  |  | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関のスチュワードシップに対するアプローチの包括的な目標を特定し、それが資産クラス間で異なるか、そしてどう異なるのかを把握することです。  スチュワードシップにおいて、個々の投資先のリスク・リターン特性の最大化以上のことをすること、つまりその代わりにポートフォリオ全体の価値を最大化する行動を優先することは、 分散型ポートフォリオであってもポートフォリオ全体のリスクに定義上つながる可能性のあるシステミックなサステナビリティの課題に対処する行動も含め、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 署名機関は、投資資産の過半数に対する主要なスチュワードシップ目標に基づいて、資産クラスそれぞれに該当するオプションを選択してください。  本指標では、「主要なスチュワードシップ目標」とは、組織のスチュワードシップ活動において通常優先される最も重要な目標を指します。回答オプションにかなりの重複部分があることはPRIも認識していますが、本指標では包括的な目標を見極めようとしています。  回答オプション（A）は、分散型ポートフォリオであっても、ポートフォリオ全体のリスクにつながるシステミックなサステナビリティの課題に対処することで、全体的なポートフォリオのパフォーマンスの最大化を目指すスチュワードシップ活動を指します。この目標は、例えば、損害が外面化しないよう保有銘柄に働きかけたり、ポートフォリオのリターンが依存する共通の資産（清潔な水、腐敗がないこと、安定した気候、不平等の少なさなど）についてより良い規制や保護を目指すよう政策立案者に働きかけたりすることによって、達成できる可能性があります。  このスチュワードシップ活動に対するアプローチは、プライベート・エクイティやその他のプライベート・マーケットの資産を含む、すべての資産クラスに関連しています。すべての個別投資はシステミックなサステナビリティの課題に貢献することができ、すべてのポートフォリオはシステミックなサステナビリティの課題から生じるリスクにさらされる可能性があります。  オプション（B）は、ESGのリスクと機会の管理向上を推進している個別の投資先に注目したスチュワードシップ活動を指します。この取り組みは、ポートフォリオのリターン向上につながることがありますが、一般的に、ある投資先が引き起こした、該当する投資先にとっては利益となる可能性があるもののポートフォリオ全体には損失となるような損害に対処することは含まれません。 例えば、温室効果ガスによる汚染が規制されていない市場で、温室効果ガスによる汚染を合法的に大気中に放出するような場合です。  スチュワードシップは、以下のような現在または潜在的な投資先または発行体に投資家の影響力を及ぼすためのツールを含む、以下のようなさまざまな投資家スチュワードシップ・ツールを通じて実施することができます。   * すべての資産クラスにおける現在または潜在的な投資先や発行体に対するエンゲージメント * 株主総会での議決権行使 * 株主総会での議決権行使、株主提案の提出、共同提出、または提出 * 取締役会に対する取締役の指名 * 取締役会または取締役会委員会における役割の活用 * 投資先企業または資産を直接監督すること * 訴訟   スチュワードシップは、以下のように、投資家が政策立案者やその他発行体以外のステークホルダーに対する影響力を行使することによって行うこともできます。   * 政策立案者に対するエンゲージメント * 基準策定機関に対するエンゲージメント * 業界団体へのエンゲージメント * インベストメント・チェーンにおける仲介者のスチュワードシップ活動に関する交渉及びモ ニタリング（例：アセット・オーナーと運用会社、リミテッド・パートナーとジェネラル・パートナー） * その他のステークホルダーとのエンゲージメント（例：NGO、労働者、地域社会、その他の権利保有者等） * スチュワードシップの目標を支える公共財（例：一般に公開されている調査）または公共の言説（例：メディアを通じて）への貢献   投資家は、これらのツールの多くを協働で使用することができます。 | | | | | | | | | | | | | |
| **他のリソース** | より効果的なスチュワードシップのためのPRIのフレームワークに関するその他の知見については、[アクティブ・オーナーシップ2.0 ― 急務となっているスチュワードシップの進化（Active Ownership 2.0: the evolution stewardship urgently needs](https://www.unpri.org/download?ac=9721)）を参照してください。  [インパクトをもたらす投資に関する法的枠組み（A Legal Framework For Impact）](https://www.unpri.org/download?ac=13902)も参照してください。  スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | | | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は33ポイント。 | | | | | | | | その他の詳細：  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられるポイントに影響しません。各資産クラスは別個のスコアを受け取ります。 | | | | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 23 | **依存関係** | **OO 5、OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略** | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織、または貴組織の代理で行動する**[**外部のサービス・プロバイダーまたは外部の運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**は、**[**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**で重点的に取り組む投資先やその他の事業体の 優先順位をどのように決めていますか。**  該当する場合、資産クラスによってどのように異なるか記入してください。 | | | | | | |
| ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、主要なスチュワードシップ目標に合致したスチュワードシップ活動を特定し、優先順位を付けるために署名機関が使用している基準を把握することです。機関投資家は少数の投資先やその他の事業体としか有意義なエンゲージメントができないため、署名機関にとって、スチュワードシップ活動を特定し、優先順位を付ける正式なプロセスを定めていることは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 署名機関は、以下の基準などがスチュワードシップ活動の優先順位付けに考慮されているかについて、詳細に説明することができます。   * 事業体における署名機関の保有規模、資産、ポートフォリオ構成企業または不動産の規模 * 財務または業務のパフォーマンスに関するESG要因の重要性 * 投資家のエクスポージャーが1つの企業、セクターまたはポートフォリオに限定されず、ポートフォリオの一部により引き起こされる損害が他のコストとして表れる可能性がある、 気候変動や腐敗などのシステミックなサステナビリティの課題。長期投資家（および金融システムの受益者）は、一般に、このような大規模なリスクを分散する能力に欠けている * ESG要因／パフォーマンスに関する情報公開の妥当性 * 顧客や受益者からの情報 * スチュワードシップで重点的に取り組む投資先やその他の事業体の優先順位を付けるためのその他の基準   本指標では、「事業体」とは、署名機関のスチュワードシップ活動の対象（署名機関が取り組みの改善または情報公開のために働きかける事業体）を指します。このような事業体は、例えば、（i）企業（株式または債券を発行する上場／非上場企業）、（ii）ソブリンまたはサブソブリン発行体（ソブリン・エンゲージメント戦略に関連するエンゲージメント対象）、（iii）実物資産 （直接保有不動産またはインフラストラクチャー資産）などの投資先である場合もあります。または、（i）政府または政策立案者（署名機関のエンゲージメントの対象）、（ii）非政府組織などの事業体である場合もあります。  スチュワードシップ活動を外部の運用会社やサービス・プロバイダーに全面的に外部委託している署名機関は、外部の運用会社やサービス・プロバイダーに対するエンゲージメント、 または政策立案者やその他のステークホルダーに対するエンゲージメントについて、どのように優先順位付けしているかコメントすることができます。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | | |
| **他の基準の参照** | [OECD機関投資家の責任ある企業行動（OECD Responsible Business Conduct for Institutional Investors）](https://mneguidelines.oecd.org/rbc-financial-sector.htm) | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 5］、［OO 8］、［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| 評価対象外。 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 24 | **依存関係** | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| [**協働的なスチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**の取り組みに関して、貴組織の基本姿勢、または貴組織の代理で行動する**[**外部のサービス・プロバイダーもしくは運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**の姿勢を最もよく 説明しているのは次のうちどれですか。** | | | | | | |
| * （A）集団的行動の価値を認識しているため、できる限り協働的なスチュワードシップの取り組みを優先している * （B）ケース・バイ・ケースで協働している * （C）その他   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （D）協働的なスチュワードシップの取り組みには参加していない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、協働的なスチュワードシップに関する署名機関の基本姿勢を把握することです。  PRIの原則5は、いくつかの自主的な規範やガイドライン（既存の各国のスチュワードシップ規範、ICGNのスチュワードシップ原則、OECDの機関投資家のための責任ある企業行動など）と 共に、投資家が投資先や他のステークホルダーと協力して、共通の関心事に取り組むよう促しています。協働によって、PRI署名機関は、知識、時間、リソースをプールすること、およびお互いに関心のある分野について、投資先企業やその他のステークホルダーに働きかけることが可能となります。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 一部の署名機関では、複数の回答オプションが該当する場合がありますが、本指標においては自らの基本姿勢を最もよく反映しているオプションを選択してください。  協働的なスチュワードシップの取り組みへの参加には、小規模投資家によって協働促進のために利用されることが多い、投資家のリソースをプールしてスチュワードシップを行う有料の外部のサービス・プロバイダーの利用も含まれます。 | | | | | |
| **他のリソース** | 投資家の受託者責任または同等の義務と集団的行動との関連性についての詳細な分析については、[インパクトをもたらす投資に関する法的枠組み（A Legal Framework for Impact](https://www.unpri.org/download?ac=13902)）を参照してください。  協働の合法性に関するその他の分析については、PRIの専用ウェブページ：[システム障壁に対処する（Addressing system barriers](https://www.unpri.org/stewardship/addressing-system-barriers/6270.article)）のPRIのガイダンスを参照してください。  より効果的なスチュワードシップのためのPRIのフレームワークに関するその他の知見については、[アクティブ・オーナーシップ2.0 ― 急務となっているスチュワードシップの進化（Active Ownership 2.0: the evolution stewardship urgently needs](https://www.unpri.org/download?ac=9721)）を参照してください。  スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は50ポイント。  C、Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（C）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 24.1 | **依存関係** | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略** | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| [**協働的なスチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**に関する貴組織の基本姿勢、貴組織の代理で行動する**[**外部のサービス・プロバイダーまたは外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**の姿勢について、貴組織の 全体的な協働へのアプローチに関するその他の詳細も含め、詳しく説明してください。** | | | | | |
| ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関に対して、前指標で示された協働的なスチュワードシップに関する基本姿勢および協働へのアプローチに関するその他の詳細について詳しく説明する機会を提供します。  PRIの原則5は、いくつかの自主的な規範やガイドライン（既存の各国のスチュワードシップ規範、ICGNのスチュワードシップ原則、OECDの機関投資家のための責任ある企業行動など）と 共に、投資家が投資先や他のステークホルダーと協力して、共通の関心事に取り組むよう促しています。協働によって、PRI署名機関は、知識、時間、リソースをプールすること、およびお互いに関心のある分野について、投資先企業やその他のステークホルダーに働きかけることが可能となります。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 回答には、以下を記入することができます。  （i）協働的なスチュワードシップに関する署名機関の基本姿勢の背景にある理由についての詳細  （ii）該当する場合、署名機関が基本姿勢を持たない理由、とケース・バイ・ケースで協働を行う場合に、協働をどのように決めているか  （iii）署名機関が協働的なスチュワードシップの取り組みに参加する理由、または参加しない理由  （iv）署名機関が共有したいと考えるスチュワードシップにおける協働へのアプローチに関するその他の詳細  協働的なスチュワードシップの取り組みへの参加には、小規模投資家によって協働促進のために利用されることが多い、投資家のリソースをプールしてスチュワードシップを行う有料の外部のサービス・プロバイダーの利用も含まれます。 | | | | |
| **他のリソース** | 投資家の受託者責任または同等の義務と集団的行動との関連性についての詳細な分析については、[インパクトをもたらす投資に関する法的枠組み（A Legal Framework for Impact](https://www.unpri.org/download?ac=13902)）を参照してください。  より効果的なスチュワードシップのためのPRIのフレームワークに関するその他の知見については、[アクティブ・オーナーシップ2.0 ― 急務となっているスチュワードシップの進化（Active Ownership 2.0: the evolution stewardship urgently needs](https://www.unpri.org/download?ac=9721)）を参照してください。  協働の合法性に関するその他の分析については、PRIの専用ウェブページ[：システム障壁に対処する（Addressing system barriers](https://www.unpri.org/stewardship/addressing-system-barriers/6270.article)）のPRIのガイダンスを参照してください。  スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 25 | | **依存関係** | | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：全体的な スチュワードシップ戦略** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | | **該当なし** |
| [**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**目標の達成において、貴組織にとって最も重要なチャネルに順位を付けてください。**  オプションの順位：1＝重要性が最も高い、5＝重要性が最も低い | | | | | | | |
| * （A）組織内のリソース（スチュワードシップ・チーム、投資チーム、ESGチームまたはスタッフ） | | | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）1  （2）2  （3）3  （4）4  （5）5 | | |
| * （B）[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-definitions)、[第三者事業者](https://www.unpri.org/reporting-definitions)、および／または[外部のプロパティ・マネジメント会社](https://www.unpri.org/reporting-definitions)（該当する場合） | | | | | | ［同上］ | | |
| * （C）投資運用会社、実物資産の第三者事業者、外部のプロパティ・マネジメント会社以外の 外部の有料専門スチュワードシップ・サービス（エンゲージメント・オーバーレイ・サービス、 または非公開市場ではサステナビリティ・コンサルタント） | | | | | | ［同上］ | | |
| * （D）投資先やその他の事業体との非公式のまたは組織化されていない協働 | | | | | | ［同上］ | | |
| * （E）正式な[協働的なエンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-definitions)（PRIが取りまとめている協働的なエンゲージメント、Climate Action 100+、または類似のもの） | | | | | | ［同上］ | | |
| * （F）これらのチャネルはいずれも使用していない | | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | | 本指標は、署名機関に対して、包括的なスチュワードシップ目標を達成するための各種方法について、その相対的な重要性の順位付けの機会を提供します。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | | 回答は、重要性の最も高いものを1、最も低いものを5として、オプションに順位を付けてください。  「組織内のリソース」という用語は、（公式または非公式の協働に含まれるものではなく）個々で行われるエンゲージメントなどのスチュワードシップ活動に用いる内部のリソースを指します。 この中には、専門のスチュワードシップ・チームまたは責任投資チームのリソース、ポートフォリオ管理チームまたは投資チームのスタッフが含まれます。 | | | | | |
| **他のリソース** | | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 26 | **依存関係** | **OO 8、OO 9、PGS 1** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略** | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織では、スチュワードシップ活動を委託した**[**外部のサービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**による貴組織の**[**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**に関するポリシーの実施をどのように確認していますか。**  本指標は、スチュワードシップ活動を部分的または全面的に外部のサービス・プロバイダーに外部委託している署名機関のみが対象となります。 | | | | | |
| * （A）外部のサービス・プロバイダーを選定する際の措置の事例：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ * （B）外部のサービス・プロバイダーに対するエンゲージメント・マンデートやコンサルタント契約を策定する際の措置の事例：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ * （C）外部のサービス・プロバイダーのスチュワードシップ活動をモニタリングする際の措置の事例：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関に対して、スチュワードシップ目標との整合性を確認するため、スチュワードシップ活動を部分的または全面的に専門の外部のサービス・プロバイダーに外部委託する際に講じる措置（優れた取り組みと見なされます）について説明する機会を提供します。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 署名機関は、外部のサービス・プロバイダーを選定する際、エンゲージメント・マンデートやコンサルタント契約を策定する際、外部のサービス・プロバイダーの活動をモニタリングする際に 講じている措置の事例を挙げてください。  本指標は、スチュワードシップ活動を部分的または全面的に外部のサービス・プロバイダーに外部委託している署名機関のみが対象となります。本指標においては、署名機関は、 （該当する場合）外部の投資運用会社に関する措置について記入しないでください。これらは、「運用会社の選定、指名、モニタリング（SAM）」モジュールで取り扱います。 | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］、［PGS 1］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 27 | **依存関係** | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略** | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織の**[**スチュワードシップ**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**活動は、投資の意思決定にどのように関連付けられていますか。また、逆の場合の関連付けについてはどうですか。**  貴組織のスチュワードシップ活動や投資の意思決定は、貴組織が直接行うか、[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)または[サービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)が代理で行うことができます。 | | | | | |
| ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関に対して、スチュワードシップ活動が投資の意思決定にどのように関連付けられているか、またその逆の場合の関連付けがどのようになっているかについて 説明する機会を提供します。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関は以下についての詳細を記入できます。  （i）投資意思決定者のスチュワードシップ協議への参加（企業エンゲージメント会議に参加すること、または適宜プライベート・エクイティ、インフラストラクチャーと不動産の管理チームと共に参加することを含む）  （ii）スチュワードシップ活動の実行者と投資の意思決定者との間で情報を共有する方法（この2つの役割が分けられている場合）  （iii）投資の意思決定がスチュワードシップ行動や優先事項によってどう影響されるか  （iv）エスカレーションや協働への参加のためのスチュワードシップ行動（別のツールを使用するための決定を含みます）が投資の意思決定によってどう影響されるか  （v）署名機関の外部の運用会社とのコミュニケーション方法と、内部の意志決定者とのコミュニケーション方法の違いの有無  （vi）署名機関の外部のスチュワードシップ・サービス・プロバイダーとのコミュニケーション方法と、内部のスチュワードシップ部門とのコミュニケーション方法の違いの有無  （vii）その他投資の意思決定とスチュワードシップの関係に関する情報 | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 28 | **依存関係** | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：全体的なスチュワードシップ戦略** | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **該当する場合、貴組織の全体的な**[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**戦略の詳細を記入してください。** | | | | | |
| ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関に対して、これまでの指標で十分捉えられなかったスチュワードシップ戦略の側面について詳しく説明する機会を提供します。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 署名機関は、この機会を利用して、スチュワードシップ・アプローチのあらゆる要素を明確にできます。例えば、以下について詳しく説明することができます。  （i）全体的なスチュワードシップ目標  （ii）優先順位付けアプローチ  （iii）アプローチから明確に除外されている活動、取り組み、またはツール  （iv）潜在的または実際の利益相反の特定や管理をどのように行っているか | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

## スチュワードシップ：（代理）議決権行使［PGS 29、PGS 30、PGS 31、PGS 32、PGS 33、PGS 33.1、PGS 34、PGS 35］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 29 | **依存関係** | **OO 9、PGS 1** | | | **サブセクション**  **スチュワードシップ：（代理）議決権行使** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | | |
| **外部の**[**サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**を使用して提言をするとき、貴組織の**[（代理）議決権行使](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**に関するポリシーとそれらの提言との整合性をどのように確保しますか。**  本指標では、議決権行使の実行ではなく議決権行使の提言について言及しています。議決権の行使は、署名機関または外部のサービス・プロバイダーが実行できます。 | | | | | | | | |
| * （A）議決権を行使する前に、議論を呼ぶ投票や注目度の高い投票について、外部サービス・プロバイダーの議決権行使の 提言をレビューしている | | | | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）すべてのケース  （2）過半数のケース  （3）一部のケース | |
| * （B）議決権を行使する前に、議決権行使に関するポリシーの適用が不明瞭な場合に、外部のサービス・プロバイダーの 議決権行使の提言をレビューしている | | | | | | | ［同上］ | |
| * （C）議決権行使に関するポリシーとの一貫性を確保するため、議決権が行使した後のみ、外部のサービス・プロバイダーの 議決権行使の提言をレビューしている | | | | | | | ［同上］ | |
| * （D）外部のサービス・プロバイダーの議決権行使の提言をレビューしていない | | | | | | | | |
| * （E）議決権行使の提言をする目的で外部のサービス・プロバイダーを使用していないため、該当しない | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、議決権行使の提言を外部のサービス・プロバイダーに委託している署名機関が、監視を維持し、議決権行使に関するポリシーに定められている期待との整合性を確保するため、議決権行使に対する情報として使用する前に提言をレビューしているかを把握することです。  議論を呼び注目を集める課題に関するすべての議決権行使の提言をレビューするとともに、ポリシーの適用が議決権行使前に明確でない場合にレビューすることは、優れた取り組みであると 考えられます。 | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | （代理）議決権行使に関するポリシーまたはガイドラインでは、ESG要因が議決権行使の意思決定にどのように影響しているか、ESGがどのような種類の議決権行使で考慮されているかなど、署名機関が議決権行使の意思決定にどのように取り組んでいるかについて説明しています。これは独立したポリシーやガイドラインとなっている場合もあれば、より広範な責任投資ポリシー、 スチュワードシップについてのポリシー、または類似のものに組み入れている場合もあります。  本指標では、「議論を呼び注目を集める」とは、機関投資家の間や（協働的なエンゲージメントでの白熱した議論やLinkedInなどソーシャル・ネットワーク上での公の場の議論など）、メディアにおいて（例えば、責任投資の業界誌や主だった金融紙において）多くの関心を集めている、あるいは（例えば、代理機関や投資家ネットワーク、またはPRIなどの組織によって）注目度が上がっている投票を指します。  本指標では、「議決権行使に関するポリシーの適用が不明瞭な場合」とは、署名機関の議決権行使に関するポリシーの適用が曖昧で、外部のサービス・プロバイダーに複数の意味に捉えられかねない状況を指します。  外部のサービス・プロバイダーの「標準的な」議決権行使の提言に従うことを選択し、これらの提言を内部のポリシーと照らし合わせてレビューしていない署名機関は、回答オプション（D）を選択してください。 | | | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  その他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）を参照してください。 | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 9］、［PGS 1］ | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標の100ポイントを、英字項目（50ポイント）と対象範囲（50ポイント）の回答オプションに配分します。最終スコアは、英字項目と番号が付された回答オプションの最も得点の高い2つの 組み合わせに基づいて決定されます。 | | | | | | | |
|  | 英字項目の回答オプション50ポイントの配点：  AとBの両方の場合は50ポイント。  A～Cから1つ選択した場合は33ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | **および** | 対象範囲の回答オプション50ポイントの配点：  AからCの回答選択につき、各オプションのポイント比率は以下のとおりです：  すべて（1）の場合は50/2ポイント。  過半数（2）の場合は25/2ポイント。  一部（3）の場合は12/2ポイント。 | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「E」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | | |
| **乗数** | Moderate（中） | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 30 | **依存関係** | **OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：（代理）議決権行使** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| [**セキュリティーズ・レンディング**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**・プログラムにおいて**[**議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**はどのように取り扱われていますか。** | | | | | | |
| * （A）全決議事項について議決権行使をするためにすべての証券を回収している * （B）あらかじめ定められた基準に従って議決権行使が重要であると見なされる（該当する企業に大きな利害関係がある）場合に、議決権行使をするためにすべての証券を回収している   基準の詳細を記入：\_\_\_\_\_\_［自由記述（必須）：ミディアム］   * （C）その他   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （D）議決権行使のために証券を回収していない * （E）セキュリティーズ・レンディング・プログラムを定めていないため、該当しない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関のセキュリティーズ・レンディング・プログラムに関するポリシーを深掘りします。その目的は署名機関がセキュリティーズ・レンディングによって阻害され得る所有権を どのように積極的に管理するかを理解することです。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、PRIは署名機関がセキュリティーズ・レンディング・プログラムの一環として貸し出した証券に関する議決権行使の権利を維持する度合いに基づいて署名機関を採点します。  本指標は、セキュリティー・レンディング・プログラムを有さない署名機関には関係ありません。したがって、署名機関は、セキュリティーズ・レンディング・プログラムがないことで減点されることはありません。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  その他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）を参照してください。  [セキュリティーズ・レンディングに関するICGNのガイダンス（The ICGN Guidance on Securities Lending](https://www.icgn.org/sites/default/files/2021-06/ICGN068_Guidance_On_Securities_Lending_24pp_AUG16-v3_0.pdf)）も、責任ある議決権行使行動を損なわないセキュリティ・レンディング（貸株）プログラムの推進に関心のある投資家向けの指針の一つです。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は75ポイント。  Cの場合は25ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「E」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（C）」を選択した場合、25ポイントとなります。 | | | | | |
| **乗数** | Low（低） | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 31 | **依存関係** | **OO 9.1** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：（代理）議決権行使** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **議決権行使の決定権を持つ議決権の過半数について、貴組織の株主決議に関する意思決定アプローチ（または、外部のサービス・プロバイダーに意思決定を委託している 場合は、**[**外部のサービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**の意思決定アプローチ）を最もよく説明しているのは次のうちどれですか。**  貴組織が議決権行使の決定権を持つすべての上場株式とヘッジ・ファンドのAUMの議決権の過半数に対するアプローチを反映している回答オプションを選択してください。 | | | | | | |
| * （A）企業の優れた取り組みや事前のコミットメントを確認するなど、[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-definitions)に関する優先事項を推進することが期待される決議に賛成票[を投じています](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) * （B）スチュワードシップに関する優先項目を推進することが期待される決議に賛成票を投じているが、投資先企業が提案で要求されている行動についてまだ 公約していない場合に限る * （C）株主決議については、エスカレーションの手段としてのみ賛成票を投じている * （D）投資先企業の経営陣の提案に基本的に賛成票を投じている * （E）株主決議に対して議決権を行使していないため、該当しない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、株主決議への（代理）議決権行使に対するアプローチおよびスチュワードシップ目標の達成が他の要素より優先されている度合いを評価することです。また、株主決議への議決権行使に関する署名機関の基本的なアプローチまたは基本姿勢を把握する狙いもあります。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「議決権行使の決定権」とは、署名機関が投資先企業の経営陣および／または株主決議に対する議決権を行使するかどうか、ならびにどのように行使するかを決定できる能力を指します。投票は、定時株主総会または臨時株主総会（AGMまたはEGM）での直接投票、あるいは委任状での投票によって行うことができます。  PRIは、他の異なる要素が個々の決定の一部を形成する点を認識していますが、署名機関の標準アプローチを最も適切に表しているオプションを選択する必要があります。  オプション（A）の「スチュワードシップに関する優先事項」とは、（外部のサービス・プロバイダーではなく）署名機関のスチュワードシップに関する優先事項を指します。署名機関は、 スチュワードシップ活動の委託とスチュワードシップに関する優先事項の整合性を確保する必要があります。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  株主決議に関するその他のガイダンスについては、[議決権行使を有意義にするために：株主決議における原則主義の議決権行使（Making voting count: principle-based voting on shareholder resolutions](https://www.unpri.org/stewardship/making-voting-count-principle-based-voting-on-shareholder-resolutions/7311.article)）を参照してください。  その他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 9.1］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は75ポイント。  Cの場合は25ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「E」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 32 | **依存関係** | **OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：（代理）議決権行使** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織または貴組織の**[**外部のサービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**は、定時株主総会（AGM）または臨時株主総会（EGM）における議決権行使前に、**[**議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**の意向の事前表明をどのように行いましたか。**  署名機関が報告年度中に1回以上は公開または非公開で議決権行使の意向を伝えている場合、回答オプション（A）、（B）、（C）をそれぞれ選択することができます。 | | | | | | |
| * （A）PRIの賛否表明システム（Resolution Database）を通じて、議決権行使の意思を事前に公表した * （B）[議決権行使](https://www.unpri.org/reporting-definitions)の意向をその他の方法で事前に公表した（自組織のウェブサイトなどを通じて）   情報公開へのリンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （C）AGM・EGMの前に投資先企業へ議決権行使の決定を非公開で伝えた * （D）AGM・EGMの前に議決権行使の意向を公開でも非公開でも伝えていない * （E）報告年度中に（代理）議決権を行使していないため、該当しない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関（またはその代理で行動する外部のサービス・プロバイダー）がAGM・EGMの前に賛否を事前に表明しているか、そしてどのように表明しているかを、開示の水準（公開か非公開か）を踏まえて把握することです。透明性を向上させる手段として、関連する証券法に従い、署名機関（またはその代理を務める外部サー ビス。プロバイダー）が議決権行使の意思を事前に公示することは、優れた取り組みであると考えられます。これは特に、顧客および/または受益者に対する投資家の説明責任を向上させることができます。  調査と投票以外で、議決権行使にはAGM・EGMの前後に投資先企業と意思疎通を図ることが必要になります。可能な場合、投資家は経営陣に反対票を投じたり、投票を棄権したりする前に懸念を提起し、対話を主導して、追加情報を収集すべきです。また、投資家は、経営陣に反対票を投じたり、投票を棄権したりする根拠の公表を検討し、関係する企業にも、自らまたは企業からの直接の要請を受けて、自己の見解を直接説明する必要があります。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 署名機関が報告年度中に1回以上は公開または非公開で議決権行使の意向を伝えている場合、回答オプション（A）、（B）、（C）をそれぞれ選択することができます。  PRI賛否表明システムは2017年の議決権行使シーズンに導入されたものであり、PRIコラボレーション・プラットフォームの決議データベース内で利用することができます。投資家は、 同システムを使用して、署名機関が提出したESGの決議案について議決権行使の意向を事前に表明することができます。これは、代理議決権行使に先立って、環境、社会、 コーポレート・ガバナンスの課題に関連する株主決議への議決権行使の意向について、投資家が自主的に顧客、受益者、その他のステークホルダーに表明できる機会です。この制度は、 原則2と6、PRIの10年計画（10-year Blueprint）に沿って、業界全体の透明性を高めることを目的としています。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  株主決議に関するその他のガイダンスについては、[議決権行使を有意義にするために：株主決議における原則主義の議決権行使（Making voting count: principle-based voting on shareholder resolutions](https://www.unpri.org/stewardship/making-voting-count-principle-based-voting-on-shareholder-resolutions/7311.article)）を参照してください。  議決権行使に関する詳細は、[責任投資の入門ガイド：上場株式（An introduction to responsible investment: listed equity](https://www.unpri.org/download?ac=11174)）を参照してください。  PRIの署名機関がESG関連の株主決議への議決権行使の意向について公表し、次回の決議に関する情報を入手することができる、PRIの[決議データベース（Resolution Database](https://collaborate.unpri.org/shareholder-resolution?label=&title=)）も 参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Cから2つ以上選択した場合は100ポイント。  Cの場合は50ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「E」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | | |
| **乗数** | Low(低) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 33 | **依存関係** | **OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：（代理）議決権行使** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **PGS 33.1** |
| **議決権の行使後、貴組織または貴組織**[**外部サービス・プロバイダー**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**が代理で行った**[**（代理）議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の決定について、会社別に、または一元的な情報源で公表していますか。** | | | | | | |
| * （A）はい、すべての（代理）議決権について公表している   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （B）はい、過半数の（代理）議決権行使について公表している   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］   * （C）はい、一部の（代理）議決権行使について公表している   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］  （代理）議決権行使の決定について一部のみ公表する理由を説明してください：\_\_\_\_\_\_［自由記述（必須）：ミディアム］   * （D）いいえ、（代理）議決権行使の決定について企業別および一元的な情報源で公表していない   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］ | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、透明性の水準と、ステークホルダーが情報をどの程度手軽かつ容易に入手できるかを評価することです。署名機関やその代理で行動する外部のサービス・プロバイダーにとって、議決権行使の決定について公表し、経営陣の提案に対して反対票を投じたり、投票を棄権したりする根拠を企業に伝えることは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「一元的な情報源」とは、すべての投資先とすべてのファンドにおける議決権行使の決定が掲載され、（該当する場合）署名機関の管理下にある一部の議決権行使（特定の ファンド）が他と異なって行使されている場合はその旨を示す、公にアクセスできる場所（ウェブサイトなど）を指します。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  優れた議決権行使の開示に関するその他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）および[議決権行使を有意義にするために：株主決議における原則主義の議決権行使（Making voting count: principle-based voting on shareholder resolutions](https://www.unpri.org/stewardship/making-voting-count-principle-based-voting-on-shareholder-resolutions/7311.article)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 33.1］ | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は66ポイント。  Cの場合は33ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標と次の指標において0/100ポイントになります：PGS 33.1 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 33.1 | **依存関係** | **PGS 33** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：（代理）議決権行使** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **過半数のケースにおいて、投資先の定時株主総会（AGM）または臨時株主総会（EGM）の後、どの程度の期間で**[**議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の決定を公表していますか。** | | | | | | |
| * （A）AGM/EGMから1か月以内 * （B）AGM/EGMから3か月以内 * （C）AGM/EGMから6か月以内 * （D）AGM/EGMから1年以内 * （E）AGM/EGMから1年超 | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、議決権行使決定の公表の適時性を判定することです。議決権行使の決定をAGM/EGM後できる限り速やかに公表することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「過半数のケース」とは、署名機関が議決権行使の決定権を持つAUMで直接保有する上場株式の50%超に相当する企業のAGM/EGMでの議決権行使を指します。  本指標では、「議決権行使の決定権」とは、署名機関が投資先企業の経営陣および／または株主決議に対する議決権を行使するかどうか、ならびにどのように行使するかを決定できる能力を指します。投票は、定時株主総会または臨時株主総会（AGMまたはEGM）での直接投票、あるいは委任状での投票によって行うことができます。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  優れた議決権行使の開示に関するその他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 33］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は75ポイント。  Cの場合は50ポイント。  Dの場合は25ポイント。  Eの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「E」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | Low(低) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 34 | **依存関係** | **OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：（代理）議決権行使** | | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **議決権の行使後、貴組織や貴組織の代理で行動する外部の**[サービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**は、報告年度中に**[**議決権行使**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**の決定の根拠を伝達しましたか。** | | | | | | | |
|  | | | | **（1）経営陣の提言に対して棄権した、または反対票を投じた場合** | **（2）ESG関連の株主決議に 反対票を投じた場合** | | |
| （A）はい、根拠について公表した  リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］ | | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）すべての議決権に関して  （2）過半数の議決権に関して  （3）一部の議決権に関して | ［ドロップダウン・リスト］  （1）すべての議決権に関して  （2）過半数の議決権に関して  （3）一部の議決権に関して | | |
| （B）はい、根拠について企業に非公開で伝えた | | | | ［同上］ | ［同上］ | | |
| （C）根拠について公開または非公開で伝えたり、この情報について追跡したりしなかった | | | |  |  | | |
| （D）報告年度中に、経営陣の提言やESG関連の株主決議に対して棄権したり、反対票を投じたりしていなかったため、該当しない  理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］ | | | |  |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | | 本指標の目的は、署名機関や署名機関の代理で行動する外部のサービス・プロバイダーが、経営陣の提案やESG関連の株主決議に対して棄権した、または反対票を投じた根拠について 伝達しているかを把握することです。すべての意思決定の根拠を一貫して該当する企業へ直接伝え、公表することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | |
| **追加報告ガイダンス** | | ［PGS 32］で示されたとおり、議決権行使の意向の根拠について公開または非公開で事前に表明している署名機関は、オプション（A）または（B）をそれぞれ選択することができます。  本指標では、（1）と（2）で報告される議決権行使の比率は、署名機関が議決権行使の決定権を持つAUMに対する比率としてください。本指標では、「議決権行使の決定権」とは、署名機関が 投資先企業の経営陣および／または株主決議に対する議決権を行使するかどうか、ならびにどのように行使するかを決定できる能力を指します。投票は、定時株主総会または臨時株主総会（AGMまたはEGM）での直接投票、あるいは委任状での投票によって行うことができます。  PRIは、署名機関が、場合によっては、すべてのESG関連の株主決議が企業のESG取り組みの向上に役立っているとは考えず、反対票を投じる合理的な理由がある可能性があると理解しています。決議が適切でないと見なされた理由も含めて議決権行使の決定の根拠を伝えることは、今後株主が提出するESG関連の決議の質の向上に役立ち、経営陣が株主の立場について 理解を深めるのに役立つことが期待されます。 | | | |
| **他のリソース** | | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  優れた議決権行使の開示に関するその他のガイダンスについては、[上場株式におけるアクティブ・オーナーシップに関する実践ガイド（A practical guide to active ownership in listed equity](https://www.unpri.org/listed-equity/a-practical-guide-to-active-ownership-in-listed-equity/2717.article)）を参照してください。 | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | | ［OO 9］ | | | |
| **ゲートウェイ** | | 該当なし | | | |
| **評価** | | | | | |
| **評価基準** | 本指標の100ポイントを、英字項目（50ポイント）と対象範囲（50ポイント）の回答オプションに配分します。最終スコアは、英字項目と番号が付された回答オプションの最も得点の高いものの 組み合わせに基づいて決定されます。 | | | | |
|  | 英字項目の回答オプション50ポイントの配点：  A**または**AとBの両方の場合は50ポイント。  Bの場合は33ポイント。  Cの場合は0ポイント。 | | **および** | 対象範囲の回答オプション50ポイントの配点：  すべて（1）の場合は50ポイント。  過半数（2）の場合は25ポイント。  一部（3）の場合は12ポイント。 | その他の詳細：  「C」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  「D」を選択すると、本指標のスコアは「該当なし」となります。署名機関は、本指標のために減点されることはありません。 | |
| **乗数** | High(高) | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 35 | **依存関係** | **OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：（代理）議決権行使** | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織では、どのように議決権行使の確認（議決権が正しく行使され、カウントされたか）をしていますか。**  [議決権行使](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)チェーンと確認プロセスにおける官僚主義と物理的障害を克服するために貴組織が講じている措置について、事例を通じて説明してください。 | | | | | |
| ［自由記述：ラージ］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関に対して、議決権行使チェーンにおける整合性と効率性を高め、透明性の向上につなげるために講じた措置について説明する機会を提供します。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 議決権行使チェーンは通常、議決権行使の代理人からカストディアン、サブ・カストディアンまで複数の関係者で構成されています。なかでも、こうした構造の複雑性により、機関投資家が自己の議決権行使が企業に届き、カウントされているという最終確認を得ることが困難になっています。  外部のサービス・プロバイダーが採用されているか、または間接的に関与している場合、署名機関はこの質問を用いて、自己の外部サービス・プロバイダーが実行した議決権行使をどのように監査しているか（投票が意図どおりに行われ、該当する企業に届いたか否かを確認する議決権行使の監査の結果など）、議決権行使チェーンのすべての仲介者（カストディアン、 サブ・カストディアン、議決権行使代理人、登録機関など）がどう関わったのかを説明することができます。 | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 9］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

## スチュワードシップ：エスカレーション［PGS 36、PGS 37、PGS 38］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 36 | | **依存関係** | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：エスカレーション** | | | **PRI原則**  **2** | | **指標種別**  **コア** | |
|  | | **ゲートウェイ** | **該当なし** |  | | |  | |  | |
| **貴組織が保有する**[上場株式](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**について、貴組織、または貴組織の代理で行動する**[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**または**[サービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**は、過去3年間にどのような エスカレーション措置を講じましたか。** | | | | | | | | | |
|  | | | | | **（1）上場株式** | | | **（2）ヘッジ・ファンドのポートフォリオで直接保有する上場株式** | |
| （A）既存の[協働的なエンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)への参加または拡大、あるいは新設 | | | | |  | | |  | |
| （B）株主決議または株主提案の記入、共同記入、提出 | | | | |  | | |  | |
| （C）該当する事業体に対する公開エンゲージメント（公開質問状への署名など） | | | | |  | | |  | |
| （D）1人または複数の役員の再選に反対する[議決権行使](https://www.unpri.org/reporting-definitions) | | | | |  | | |  | |
| （E）取締役会議長、またはそれに相当する者（筆頭独立取締役など）に反対する議決権行使 | | | | |  | | |  | |
| （F）売却 | | | | |  | | |  | |
| （G）訴訟 | | | | |  | | |  | |
| （H）その他 | | | | | 具体的に記入：\_\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（必須）：スモール］ | | | 具体的に記入：\_\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（必須）：スモール］ | |
| （I）過去3年間、保有上場株式に対して、上記のエスカレーション措置のいずれも講じなかった | | | | | 理由を説明：\_\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | 理由を説明：\_\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（任意）：ラージ］ | | |
|  | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 最初のスチュワードシップの取り組みがうまくいかず、一定期間経過しても望ましい目標が達成されない場合、投資家は目標達成の可能性を高めるために、エスカレーション戦略を 使用することができます。本指標の目的は、過去3年間に署名機関が上記のどのエスカレーション措置を実施したかを把握することです。署名機関にとって、スチュワードシップに関する 優先事項を推進する能力を向上させるためのさまざまなスチュワードシップ・ツールを使用することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 措置は、署名機関が直接実施するか、外部のサービス・プロバイダーまたは外部の投資運用会社が実施できます。スチュワードシップ活動が複数の外部の投資運用会社や サービス・プロバイダーによって外部で管理されている署名機関は、これらの資産についてまとめて回答し、どれが大半の資産に該当するのかを示してください。  本指標では、「エスカレーション措置」とは、最初のスチュワードシップ・アプローチで目指した目標が一定期間内に達成されなかった場合に組織が講じているアプローチを指します。  本指標では、「既存の協働的なエンゲージメントの拡大」とは、協働的なエンゲージメントの範囲の拡大と強度の増加を指します。例えば、署名機関は、企業の上流または下流の バリュー・チェーン（サプライヤーなど）が対象となるよう範囲を拡大したり、同業他社がエンゲージメントに加わるよう促すことで強度を高めたりすることができます。  オプション（C）の「公開質問状への署名」は、スチュワードシップに関する優先事項を推進するため、投資先企業との公開のコミュニケーションを作成したり、署名したりすることを指します。 | | | | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。  英国、南アフリカ、ドイツの国別ガイダンスについては、PRIのウェブページ：[システムの障壁に対処する（Addressing system barriers](https://www.unpri.org/stewardship/addressing-system-barriers/6270.article)）から入手できます。 | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Gから5つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Gから4つ選択した場合は80ポイント。  A～Gから3つ選択した場合は60ポイント。  A～Gから2つ選択した場合は40ポイント。  A～Gから1つ選択した場合は20ポイント。  H、Iの場合は0ポイント。 | | | | | その他の詳細：  「I」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。  関係する資産クラスの数は、本指標に割り当てられるポイントに影響しません。各資産クラスは別個のスコアを受け取ります。 | | | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（H）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | | | | | |
| **乗数** | Low（低） | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 37 | | | **依存関係** | **OO 5.1、OO 5.3 FI、OO 8** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：エスカレーション** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **保有する**[社債](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**資産について、貴組織、または貴組織の代理で行動する**[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**もしくは**[サービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**は、過去3年間にどのようなエスカレーション措置を講じましたか。** | | | | | | | | |
| * （A）既存の[協働的なエンゲージメント](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)への参加または拡大、あるいは新設 * （B）該当する事業体に対する公開エンゲージメント（公開質問状への署名など） * （C）投資を行っていない * （D）投資先事業体へのエクスポージャーの削減 * （E）売却 * （F）訴訟 * （G）その他   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：スモール］   * （H）過去3年間、社債資産に対して、上記のエスカレーション措置をいずれも講じなかった   理由を説明：\_\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 最初のスチュワードシップの取り組みがうまくいかず、一定期間経過しても望ましい目標が達成されない場合、署名機関は目標達成の可能性を高めるために、エスカレーション戦略を使用することができます。本指標の目的は、過去3年間に署名機関がどのエスカレーション措置を実施したかを把握することです。署名機関にとって、スチュワードシップに関する優先事項を推進する 能力を向上させるためのさまざまなスチュワードシップ・ツールを使用することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 措置は、署名機関が直接実施するか、外部のサービス・プロバイダーまたは外部の投資運用会社が実施できます。スチュワードシップ活動が複数の外部の投資運用会社や サービス・プロバイダーによって外部で管理されている署名機関は、これらの資産についてまとめて回答し、どれが大半の資産に該当するのかを示してください。  本指標では、「エスカレーション措置」とは、最初のスチュワードシップ・アプローチで目指した目標が一定期間内に達成されなかった場合に組織が講じているアプローチを指します。  本指標では、「既存の協働的なエンゲージメントの拡大」とは、協働的なエンゲージメントの範囲の拡大と強度の増加を指します。例えば、署名機関は、企業の上流または下流の バリュー・チェーン（サプライヤーなど）が対象となるよう範囲を拡大したり、同業他社が参加するよう促すことで強度を高めたりすることができます。  オプション（B）の「公開質問状への署名」は、スチュワードシップに関する優先事項を推進するため、投資先企業との公開のコミュニケーションを作成したり、署名したりすることを指します。 | | | | | | | |
| **他のリソース** | 債券投資家向けのESGのエンゲージメントに関するその他のガイダンスについては、[債券投資家向けのESGエンゲージメント：リスクを管理してリターンを高める（ESG engagement for fixed income investors: Managing risks, enhancing returns](https://www.unpri.org/fixed-income/esg-engagement-for-fixed-income-investors-managing-risks-enhancing-returns-/2922.article)）を参照してください。  スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship）](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)より確認できます。  英国、南アフリカ、ドイツの国別ガイダンスについては、PRIのウェブページ：[システムの障壁に対処する（Addressing system barriers](https://www.unpri.org/stewardship/addressing-system-barriers/6270.article)）から入手できます。 | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 5.1］、［OO 5.3 FI］、［OO 8］ | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | |
| **評価基準** | | 本指標全体で100ポイント。  A～Fから4つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Fから3つ選択した場合は75ポイント。  A～Fから2つ選択した場合は50ポイント。  A～Fから1つ選択した場合は25ポイント。  G、Hの場合は0ポイント。 | | | | その他の詳細：  「H」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | | | |
| **「その他」の採点** | | 「その他（G）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | | | | |
| **乗数** | | Low（低） | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  **PGS 38** | **依存関係** | **OO 8** | | **サブセクション**  **スチュワードシップ：エスカレーション** | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | |
| **貴組織の**[組織内運用SSA](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**および／または**[プライベート・デット債券](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**資産に対するエスカレーション・アプローチについて説明してください。** | | | | | | |
|  | | | **エスカレーション・アプローチ** | | | |
| （A）SSA | | | ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | |
| （B）プライベート・デット | | | ［同上］ | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 最初のスチュワードシップの取り組みがうまくいかず、一定期間経過しても望ましい目標が達成されない場合、署名機関は目標達成の可能性を高めるために、エスカレーション戦略を 使用することができます。  本指標の目的は、使用したエスカレーション措置を含め、SSAやプライベート・デットにおけるエスカレーションへのアプローチについて署名機関が説明できるようにすることです。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「エスカレーション措置」とは、最初のスチュワードシップ・アプローチが一定期間内に成功しなかった場合に組織が講じているアプローチを指します。  エスカレーション措置には、投資を行わない、投資先事業体へのエクスポージャーの削減、既存の協働的なエンゲージメントの拡大、協働的なエンゲージメントの新設、事業体との 公開エンゲージメント（公開質問状など）、売却、エグジット戦略の実施、訴訟などが含まれますが、この限りではありません。 | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：スチュワードシップ（[Stewardship）より確認できます。](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship) | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 5.1］, ［OO 5.3 FI］,［OO 8］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | |

## スチュワードシップ：政策立案者に対するエンゲージメント［PGS 39、PGS 39.1、PGS 39.2］

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 39 | **依存関係** | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：政策立案者に対するエンゲージメント** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** | |
| **ゲートウェイ** | **PGS 39.1、PGS 39.2** |
| **報告年度中に、貴組織、または貴組織の代理で活動する**[**外部の投資運用会社**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**または**[サービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**は、責任投資アプローチの一環として政策立案者に対して エンゲージメントを行いましたか。** | | | | | | |
| * （A）はい、政策立案者に対して直接エンゲージメントを行った * （B）はい、PRI経由も含め、ワーキング・グループや[協働的イニシアティブ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)の主導や積極的な参加を通じて政策立案者に対してエンゲージメントを行った * （C）はい、PRIを除く、政策立案者に対してエンゲージメントを行う事業者団体や非営利団体などのメンバーである第三者機関からの支援や、その他の方法で提携を 行った * （D）PRIへの加盟以外に、報告年度中に政策立案者に対して直接または間接的にエンゲージメントを行わなかった   理由を説明：\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が責任投資アプローチの一環として、（該当する場合）政策立案者や規制当局に対してどのようにエンゲージメントを行っているかを把握することです。 公共政策は、長期投資家が持続可能なリターンを生み出し、価値を創出する能力に大きな影響を与えるため、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「政策立案者に対するエンゲージメント」とは、具体的な政策の策定に寄与するために投資家が規制当局やその他の政策立案者と直接または間接的に行う対話を指します。 これには、「サインオン」レターへの参加、政策協議への回答、政府や規制当局が支援するワーキング・グループを通じた技術情報の提供、投資家自らのイニシアティブにおける政策立案者に対するエンゲージメント、その他の方法による政策の策定への情報提供などが含まれます。政策立案者に対するエンゲージメントは、投資家が個別または協働で行うことができます。 また、事業者団体、シンクタンク、外部の投資運用会社、サービス・プロバイダー、非営利組織などの第三者組織が投資家の代理で行うこともできます。  オプション（A）には、報告年度中に、事業者団体や非営利組織などの第三者組織を介することなく個別に（幅広いグループやイニシアティブの一部としてではなく）政策立案者や規制当局に 対するエンゲージメントを行った署名機関が含まれます。  オプション（B）には、報告年度中、PRIの政策活動や、国連のネット・ゼロ・アセット・オーナーアライアンス（Net Zero Asset Owner Alliance）やインベスター・アジェンダ（Investor Agenda）の政策トラック、気候変動に関する機関投資家グループ（Institutional Investors Group on Climate Change）、セリーズ（Ceres）、気候変動に関するオーストラリア・ニュージーランド投資家グループ（IGCC）、気候変動に関するアジア投資家グループ（AIGCC）の政策プログラム、サステナビリティの課題に関する事業者団体や業界グループの政策活動などの類似の ステークホルダー組織の政策活動を主導した、または積極的に参加した署名機関が含まれます。非公開市場の投資家については、英国プライベート・エクイティとベンチャー・キャピタル協会（BVCA）、全米ベンチャー・キャピタル協会（NVCA）、機関投資家LP協会（ILPA）など、国、地域、国際レベルの専門家協会や業界団体の政策活動を指すことがあります。 インフラストラクチャー投資家については、特に、長期インフラストラクチャー投資家協会（LTIIA）や国際インフラストラクチャー投資協会（GIIA）などが含まれる場合があります。  オプション（B）において、ワーキング・グループや協働的イニシアティブの「主導や積極的な参加」には、例えば、ワーキング・グループや協働的なイニシアティブと参加している政策立案者や規制当局との間の主要な接点を務めたり、政策立案者との打ち合わせやエンゲージメント会議に参加したりするなど、関連するエンゲージメントの推進について責任を負う署名機関が該当します。  オプション（C）において、第三者組織の「支援」には、財務的支援や無償の支援、その他の種類の支援の提供が含まれます。  政策立案者に対するエンゲージメントは、投資家のリソースをプールして政策立案者に対するエンゲージメントも含めたスチュワードシップを行う有料の外部のサービス・プロバイダーを通じて行われることもあります。これらは、規模に関係なく、投資家に頻繁に利用されています。これらのサービスを使用する署名機関は、外部のサービス・プロバイダーから特定の 政策エンゲージメント・サービスを有料で受けている場合、（該当する場合）本指標の回答オプション（A）、（B）を選択することができます。特定の政策エンゲージメント・サービスを有料で受けていない場合、署名機関は、オプション（C）を選択することができます（該当する場合）。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、[責任ある政策エンゲージメントのための投資家事例（The investor case for responsible political engagement](https://www.unpri.org/governance-issues/the-investor-case-for-responsible-political-engagement/9366.article)）および[政策アプローチ（Our policy approach](https://www.unpri.org/policy/our-policy-approach)）を参照してください。  PRIが開催する[グローバル政策リファレンス・グループ（Global Policy Reference Group](https://www.unpri.org/signatory-resources/advisory-committees-and-working-groups/320.article#Global_Policy_Reference_Group)）では、PRIの6つの原則に沿った責任投資課題に関する署名機関の政策立案者に対する 公共政策エンゲージメントを支援しています。  署名機関が責任投資ポリシーにおける最近の動向を理解するのに役立つ、PRIの[ブリーフィング・ノート](https://www.unpri.org/policy/briefings)も参照してください。  PRIの[政策協議に対する公開回答](https://www.unpri.org/policy/consultations-and-letters)も参照してください。その他の調査については、PRIの[規制データベース（Regulation database）](https://www.unpri.org/policy/regulation-database)を参照してください。このデータベースでは、投資やその他の経済分野と並行してESG要因が考慮されている既存の金融規制や政策が文書化されています。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 39.1］、［PGS 39.2］ | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Bから1～2つ選択した場合は100ポイント。  Cの場合は50ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標と次の指標において 0/100ポイントになります： PGS 39.1 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 39.1 | **依存関係** | **PGS 39** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：政策立案者に対する エンゲージメント** | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織、貴組織の代理で行動する**[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**または**[サービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**は、責任投資アプローチの一環としての政策立案者に対する エンゲージメントにどのような方法を使用しましたか。** | | | | | |
| * （A）「サインオン」レターに参加した * （B）政策コンサルテーションに回答した * （C）政府や規制当局が支援するワーキング・グループを通じてテクニカル情報を提供した   説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （D）自らのイニシアティブで政策立案者に対するエンゲージメントを行った   説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （E）その他の方法   説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、投資家の政策立案者に対するエンゲージメント方法とそのエンゲージメントの質と詳細さについて評価することです。技術的専門知識の提供と関連する政策トピックに関する積極的なエンゲージメントを行って、より持続可能な金融システムを支援するために政策立案者に対するエンゲージメントを行うことは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「政策立案者に対するエンゲージメント」とは、具体的な政策の策定に寄与するために投資家が規制当局やその他の政策立案者と直接または間接的に行う対話を指します。 これには、「サインオン」レターへの参加、政策コンサルテーションへの回答、政府や規制当局が支援するワーキング・グループを通じた技術情報の提供、投資家自らのイニシアティブにおける政策立案者に対するエンゲージメント、その他の方法による政策の策定への情報提供などが含まれます。政策立案者に対するエンゲージメントは、投資家が個別または協働で行うことができます。 また、事業者団体、シンクタンク、外部の投資運用会社、サービス・プロバイダー、非営利組織などの第三者組織が投資家の代理で行うこともできます。  説明項目には、署名機関が活動している政策環境によって記入方法はさまざまであることを認識した上で、政策立案者に対するエンゲージメントをどのように行っているかを記入してください。 また、エンゲージメントを行っているトピックについて詳しく説明することもできます。これには、年金規制、スチュワードシップ、ESGの組み入れ、開示要件（企業のサステナビリティ開示基準など）、署名機関の投資ポートフォリオに関連するESGのトピックなどが含まれる場合があります。  オプション（A）の「サインオン」レターは、政策立案者や規制当局に対してあらかじめ作成された申立書またはその他の文書を指し、署名機関は署名することで支援することができます。  オプション（D）の「自らのイニシアティブで政策立案者に対するエンゲージメントを行っています」は、署名機関が直接手配した政策立案者との1対1のエンゲージメントや直接の会議を 指します。  政策立案者に対するエンゲージメントは、投資家のリソースをプールして政策立案者に対するエンゲージメントも含めたスチュワードシップを行う有料の外部のサービス・プロバイダーを通じて 行われることもあります。これらは、規模に関係なく、投資家に頻繁に利用されています。 | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、[責任ある政策エンゲージメントのための投資家事例（The investor case for responsible political engagement](https://www.unpri.org/governance-issues/the-investor-case-for-responsible-political-engagement/9366.article)）および[政策アプローチ（Our policy approach](https://www.unpri.org/policy/our-policy-approach)）を参照してください。  PRIが開催する[グローバル政策リファレンス・グループ（Global Policy Reference Group](https://www.unpri.org/signatory-resources/advisory-committees-and-working-groups/320.article#Global_Policy_Reference_Group)）では、PRIの6つの原則に沿った責任投資課題に関する署名機関の政策立案者に対する 公共政策エンゲージメントを支援しています。  署名機関が責任投資ポリシーにおける最近の動向を理解するのに役立つ、PRIの[ブリーフィング・ノート](https://www.unpri.org/policy/briefings)も参照してください。  PRIの[政策協議に対する公開回答](https://www.unpri.org/policy/consultations-and-letters)も参照してください。その他の調査については、PRIの[規制データベース（Regulation database）](https://www.unpri.org/policy/regulation-database)を参照してください。このデータベースでは、 投資やその他の経済分野と並行してESG要因が考慮されている既存の金融規制や政策が文書化されています。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 39］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Dから3つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Dから2つ選択した場合は66ポイント。  A～Dから1つ選択した場合は33ポイント。  Eの場合は0ポイント。 | | | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（E）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | |
| **乗数** | High(高) | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 39.2 | **依存関係** | **PGS 39** | **サブセクション**  **スチュワードシップ：政策立案者に対するエンゲージメント** | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **。報告年度中に、あなたの組織は、外部投資会社やサービス・プロバイダーを通じてなどを含み、責任投資アプローチの一環として実施した政策立案者とのエンゲージメントの詳細を公にしましたか？** | | | | | | |
| * （A）すべての政策的な立場を公開した   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_\_   * （B）政策立案者に対するエンゲージメントの詳細を公開した   リンクを入力：\_\_\_\_\_\_\_   * （C）いいえ、報告年度中に、責任投資アプローチの一環として行った政策立案者に対するエンゲージメントの詳細を公開しなかった   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］ | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が責任投資アプローチの一環として行った政策立案者に対するエンゲージメントに関して、署名機関がどの程度透明性を確保しているかを評価することです。 政策立案者に対するエンゲージメントの詳細を毎年開示し、対話の土台として使用することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「政策立案者に対するエンゲージメント」とは、具体的な政策の策定に寄与するために投資家が規制当局やその他の政策立案者と直接または間接的に行う対話を指します。 これには、「サインオン」レターへの参加、政策コンサルテーションへの回答、政府や規制当局が支援するワーキング・グループを通じた技術情報の提供、投資家自らのイニシアティブにおける政策立案者に対するエンゲージメント、その他の方法による政策の策定への情報提供などが含まれます。政策立案者に対するエンゲージメントは、投資家が個別または協働で行うことができます。 また、事業者団体、シンクタンク、外部の投資運用会社、サービス・プロバイダー、非営利組織などの第三者組織が投資家の代理で行うこともできます。  オプション（A）の「政策的な立場」は、責任投資アプローチに関する政策トピックに対する署名機関の見解を指します。責任投資に関する政策課題におけるコンサルテーションへの回答やサインオン・レターを通じた開示の事例については、PRIのウェブページ：[コンサルテーションとレター（Consultations and letters](https://www.unpri.org/policy/consultations-and-letters)）を参照してください。  オプション（B）において、エンゲージメントの「詳細」は、政策立案者に対するエンゲージメントで署名機関が推進した政策的な立場についての説明を指します。例えば、特定の政策改革への 賛成または反対の立場と使用した議論や提案した代替案などを指す場合があります。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、[責任ある政策エンゲージメントのための投資家事例（The investor case for responsible political engagement](https://www.unpri.org/governance-issues/the-investor-case-for-responsible-political-engagement/9366.article)）および[政策アプローチ（Our policy approach](https://www.unpri.org/policy/our-policy-approach)）を参照してください。  PRIが開催する[グローバル政策リファレンス・グループ（Global Policy Reference Group](https://www.unpri.org/signatory-resources/advisory-committees-and-working-groups/320.article#Global_Policy_Reference_Group)）では、PRIの6つの原則に沿った責任投資課題に関する署名機関の政策立案者に対する 公共政策エンゲージメントを支援しています。  署名機関が責任投資ポリシーにおける最近の動向を理解するのに役立つ、PRIの[ブリーフィング・ノート](https://www.unpri.org/policy/briefings)も参照してください。  PRIの[政策協議に対する公開回答](https://www.unpri.org/policy/consultations-and-letters)も参照してください。その他の調査については、PRIの[規制データベース（Regulation database）](https://www.unpri.org/policy/consultations-and-letters)を参照してください。このデータベースでは、投資やその他の経済分野と並行してESG要因が考慮されている既存の金融規制や政策が文書化されています。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 39］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  AとBの両方の場合は100ポイント。  A**または**Bの場合は66ポイント。  Cの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「C」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

## スチュワードシップ：事例［PGS 40］

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 40 | **依存関係** | | **OO 8、OO 9** | **サブセクション**  **スチュワードシップの事例** | | | | **PRI原則**  **2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | | | |
| **ゲートウェイ** | | **該当なし** |
| **報告年度中に、個別または**[協働](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**で行った**[スチュワードシップ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**活動において、投資先、政策立案者、その他貴組織が関わった事業体の望ましい変化に貢献した事例を提供してください。** | | | | | | | | | | | | |
|  | | **（1）主導者** | | | **（2）スチュワードシップ活動の 主要な焦点** | | **（3）資産クラス** | | | | **（4）活動と達成内容の説明。**  **協働的な活動について、 貴組織の個別の貢献の詳細を記入してください。** | |
| （A）事例1：  スチュワードシップ活動の タイトル：\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（任意）：スモール］ | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）内部主導  （2）[外部のサービス・プロバイダー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)主導  （3）[外部の投資運用会社](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)、[実物資産の第三者事業者](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)、[外部のプロパティ・マネジメント会社](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)が主導 | | | ［多項目選択式の ドロップダウン・リスト］  （1）[環境要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （2）[社会的要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （3）[ガバナンス要因](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | ［多項目選択式のドロップダウン・リスト］  （1）[上場株式](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （2）[債券](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （3）[プライベート・エクイティ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （4）[不動産](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （5）[インフラストラクチャー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （6）[ヘッジ・ファンド](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （7）森林  （8）[農地](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)  （9）その他 | | | | ［自由記述（任意）：ラージ］ | |
| （B）事例2：  スチュワードシップ活動の タイトル：\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（任意）：スモール］ | | ［同上］ | | | ［同上］ | ［同上］ | | | | ［同上］ | |
| （C）事例3：  スチュワードシップ活動の タイトル：\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（任意）：スモール］ | | ［同上］ | | | ［同上］ | ［同上］ | | | | ［同上］ | |
| （D）事例4：  スチュワードシップ活動の タイトル：\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（任意）：スモール］ | | ［同上］ | | | ［同上］ | ［同上］ | | | | ［同上］ | |
| （E）事例5：  スチュワードシップ活動の タイトル：\_\_\_\_\_\_  ［自由記述（任意）：スモール］ | | ［同上］ | | | ［同上］ | ［同上］ | | | | ［同上］ | |
|  | | | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標は、署名機関に対して、報告年度中に実施されたスチュワードシップ活動の成功例を共有する機会を提供します。 | | | | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「事業体」とは、署名機関のスチュワードシップ活動の対象または焦点（署名機関が取り組みの改善または情報公開のために働きかける事業体）を指します。このような事業体は、 例えば、（i）企業（株式または債券を発行する上場／非上場企業）、（ii）ソブリンまたはサブソブリン発行体（ソブリン・エンゲージメント戦略に関連するエンゲージメント対象）、（iii）実物資産 （直接保有不動産またはインフラストラクチャー資産）などの投資先である場合もあります。または、（i）政府または政策立案者（署名機関のエンゲージメントの対象）、（ii）非政府組織などの事業体である場合もあります。  可能な限り、署名機関のスチュワードシップ活動の全体像を示す事例を選択してください。事例としては、テーマに焦点を合わせた活動や特定の事業体に対するスチュワードシップ活動を挙げることができます。  （2）の「スチュワードシップ活動の主要な焦点」において、回答には、署名機関のスチュワードシップ活動の主な焦点が環境要因、社会要因、ガバナンス要因、またはこれらの組み合わせであったかについて明記してください。  （4）の「活動と達成内容の説明」において、回答では、報告年度中に署名機関が参加したスチュワードシップ活動と達成した内容について説明してください。協働的な活動については、署名機関は、協働的な取り組みに対する個別の貢献に関する詳細を記入してください。  債券SSA・証券化保有資産の事例：   * SSA投資家の場合、エンゲージメントの対象は以下の事業体になる場合があります。ソブリン債代理人、非与党、オリジネーターとプライマリー・ディーラー、ESGインデックスとデータのプロバイダー、多国籍企業／国営企業（SOE）、超国家的な企業、ビジネス団体、メディア、NGO、シンクタンクおよび研究機関。 * 証券化商品の場合、エンゲージメントは、CLOマネージャーを対象としたものか、RMBS、CMBS、ABS等を目的としたもの、あるいは取引マネージャー、オリジネーター、スポンサー またはサービサーを対象としたもののいずれかになる場合があります。 | | | | | | | | | | | |
| **他のリソース** | スチュワードシップに関するその他の情報およびリソースは、PRIの専用ウェブページ：[スチュワードシップ（Stewardship](https://www.unpri.org/investment-tools/stewardship)）より確認できます。 | | | | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | ［OO 8］、［OO 9］ | | | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | | | | | | | |

## 気候変動［PGS 41、PGS 41.1、PGS 42、PGS 43、PGS 44、PGS 45、PGS 46］

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 41 | | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **気候変動** | | **PRI原則**  **一般** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **PGS 41.1** |
| **貴組織は、投資に影響を及ぼす**[**気候関連リスクと機会**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を特定しましたか。** | | | | | | | |
| * （A）はい、標準的な計画期間内に特定した   特定したリスクと機会および関連する標準的な計画期間を具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］   * （B）はい、標準計画期間以降に特定した   特定したリスクと機会および関連する標準的な計画期間を具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］   * （C）いいえ、投資に影響を及ぼす気候関連リスクと機会について特定しなかった   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］ | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が投資に関する気候関連リスクと機会に対してどの程度認識しているかを評価することです。TCFD提言（戦略a）によると、気候関連を含めたすべての関連するリスクと 機会の定期的かつ厳格な分析を行うこと、またそれらを投資の意思決定とスチュワードシップ活動に組み入れることは、優れた取り組みであると考えられます。  投資家は、気候変動による政策、法律、技術、市場、風評関連の移行リスク、急性と慢性の物理的なリスクに直接的または間接的にさらされています。また、投資家は、資源効率、エネルギー・ サービス、レジリエンス関連の製品とサービスに関する気候関連の機会から恩恵を受けています。このようなリスクと機会は、署名機関（および投資先）の収益、支出、資産と負債、資本と資金調達に影響を及ぼすことがあります。 | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | TCFD提言：戦略a）と整合。TCFD提言に従い、事業体は、関連する計画期間をどのように考えるか、各タイム・ホライゾンに発生する可能性があり、組織に重大な財務的影響を及ぼす可能性がある具体的な気候関連の課題について説明してください。  署名機関は、標準的な計画期間内とそれ以降に特定したリスクと機会について言及してください。オプション（A）と（B）の「標準計画期間」の解釈は、署名機関とその投資内容によります。特定の署名機関の中で、複数の計画期間が存在することもあります。回答では、投資ポートフォリオ・レベル、資産クラス、セクターや地域の詳細を記入し、物理的リスクと移行リスクの両方について言及してください。  気候関連リスクは10年、20年、30年後に発生する「長期」のリスクであるのが共通認識ですが、これが当てはまらない場合もあります。政策、技術革命および市場は、多くの予測可能な気候傾向 より先に適応し、移行する傾向があります。同様に、現在では荒天、水害、干ばつが、より頻繁に、より厳しさを増して発生しています。したがって、組織は、エクスポージャーの評価に使用する タイム・ホライゾンを慎重に検討し、さまざまなタイム・ホライゾンにわたって評価して、短期、中期、長期に発生する可能性のあるエクスポージャーを把握する必要があります。 | | | | | | |
| **他のリソース** | 気候関連リスクと機会のガイダンスと事例については、[気候関連財務情報開示タスクフォースの提言（Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures](https://www.tcfdhub.org/recommendations/)）および その[付属書：TCFD提言の実施（Annex: Implementing the Recommendations of the TCFD](https://www.tcfdhub.org/recommendations/)）を参照してください。  投資家がさまざまなリソースを入手でき、気候リスク管理に関するよくある質問への回答を得られるよう作成されたPRIの[気候リスク：投資家リソースガイド（Climate risk: An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change/climate-risk-an-investor-resource-guide/9329.article)）も参照してください。  TCFD提言の実施に関するPRIガイダンスの詳細については、[TCFD 提言の実施：アセット・オーナー向けガイド（Implementing the TCFD Recommendations: Implementing the TCFD Recommendations: A guide for asset owners](https://www.unpri.org/download?ac=4652)）および[技術ガイド：プライベート・エクイティ・ゼネラル・パートナー向けTCFD（Technical guide: TCFD for private equity general partners](https://www.unpri.org/download?ac=10436)）を 参照してください。  2020年にTCFDに基づく指標に関して他の署名機関により報告された情報に関する知見については、[PRI気候スナップショット2020（PRI climate snapshot 2020](https://www.unpri.org/climate-change/pri-climate-snapshot-2020/6080.article)）を参照してください。 PRIのTCFDに基づく指標は2020年から変更されていますので注意してください。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 41.1］ | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Bから1～2つ選択した場合は100ポイント。  Cの場合は0ポイント。 | | | | その他の詳細：  「C」を選択すると、本指標と次の指標において0/100ポイントとなります：PGS 41.1。 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 41.1 | **依存関係** | **PGS 41** | **サブセクション**  **気候変動** | | **PRI原則**  **一般** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織は、投資に影響を及ぼす**[**気候関連リスクと機会**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を全体的な投資戦略、財務計画、商品（関連する場合）に統合していますか。**  署名機関は、可能な場合、移行計画に関する情報を提供してください。移行計画は、温室効果ガスの排出削減などの行動を含む低炭素経済に向けた移行を支援する目標と 行動について定めた組織の全体的な戦略の一部です。 | | | | | | |
| * （A）はい、気候関連リスクと機会は、全体的な投資戦略、財務計画、製品（関連する場合）に統合されている   気候関連リスクと機会が投資戦略、財務計画、商品（関連する場合）にどのように影響を及ぼしたか、または及ぼすと予測されるかについて説明してください。： \_\_\_\_\_\_［自由記述（必須）：ラージ］   * （B）いいえ、当組織ではまだ気候関連リスクと機会を投資戦略、財務計画、商品（関連する場合）に統合していない   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］ | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関の気候関連リスクと機会に対する分析が全体的な投資戦略、財務計画、商品（関連する場合）にどのように考慮されているかを把握することです。  署名機関が気候関連リスクと機会の評価から十分な恩恵を受けるには、評価の結果を組織の戦略、財務計画、商品（関連する場合）に反映する必要があります。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | TCFD提言：戦略b）と整合  署名機関は、気候リスクと機会を少なくとも商品の一部（該当する場合、投資戦略および財務計画）に組み入れている場合、オプション（A）を選択することができます。署名機関は、 すべての商品に組み入れていない場合でも、この回答オプションを選択することができます。  署名機関は、商品を提供していない場合でも、投資戦略および財務計画に気候関連リスクと機会を組み入れている場合は、オプション（A）を選択することができます。  回答オプション（A）を選択する署名機関は、可能な場合、移行計画に関する情報を提供してください。移行計画は、GHG排出量削減などの行動を含む低炭素経済に向けた移行を支援する目標と行動について定めた組織の全体的な戦略の側面です。 | | | | | |
| **他のリソース** | 気候関連リスクと機会のガイダンスと事例については、[気候関連財務情報開示タスクフォースの提言（Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures](https://www.tcfdhub.org/recommendations/)） およびその[付属書：TCFD提言の実施（Annex](https://www.tcfdhub.org/recommendations/): [Implementing the Recommendations of the TCFD](https://www.tcfdhub.org/recommendations/)）を参照してください。  投資家がさまざまなリソースを入手でき、気候リスク管理に関するよくある質問への回答を得られるよう作成されたPRIの[気候リスク：投資家リソースガイド（Climate risk: An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change/climate-risk-an-investor-resource-guide/9329.article)）も参照してください。  移行計画に関するその他のガイダンスについては、TCFDの[メトリクス、ターゲット、移行計画に関するガイダンス（Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans](https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-Metrics_Targets_Guidance-1.pdf)）を参照してください。  [投資家気候行動計画（ICAP）の段階的な期待値およびガイダンス（Investor Climate Action Plans(ICAPS)expectations ladder and guidance](https://theinvestoragenda.org/icaps/)）、[ネット・ゼロ移行計画のためのグローバル・ベースラインに向けて（GFANZ）（Towards a global baseline for net-zero transition planning (GFANZ)](https://assets.bbhub.io/company/sites/63/2022/10/GFANZ_Towards-a-Global-Baseline-for-Net-Zero-Transition-Planning_November2022.pdf)）も参照してください。  TCFD提言の実施に関するPRIガイダンスの詳細については、[TCFD 提言の実施：アセット・オーナー向けガイド（Implementing the TCFD Recommendations: Implementing the TCFD Recommendations: A guide for asset owners](https://www.unpri.org/download?ac=4652)）および[技術ガイド：プライベート・エクイティ・ゼネラル・パートナー向けTCFD（Technical guide: TCFD for private equity general partners](https://www.unpri.org/download?ac=10436)）を参照してください。  2020年にTCFDに基づく指標に関して他の署名機関により報告された情報に関する知見については、[PRI気候スナップショット2020（PRI climate snapshot 2020](https://www.unpri.org/climate-change/pri-climate-snapshot-2020/6080.article)）を参照してください。PRIのTCFDに基づく指標は2020年から変更されていますので注意してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 41］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「B」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  **PGS 42** | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **気候変動** | | **PRI原則**  **一般** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織の高排出セクターに対処するための戦略では、どのセクターが対象となっていますか。** | | | | | | |
|  | | | **（1）戦略を説明してください** | **（2）戦略へのリンクがある場合は、 記入してください** | | | |
| * （A）石炭 | | | \_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ | リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［任意］ | | | | |
| * （B）ガス | | | ［同上］ |
| * （C）石油 | | | ［同上］ |
| * （D）公益事業 | | | ［同上］ |
| * （E）セメント | | | ［同上］ |
| * （F）スチール | | | ［同上］ |
| * （G）航空分野 | | | ［同上］ |
| * （H）重貨物陸運 | | | ［同上］ |
| * （I）軽貨物陸運 | | | ［同上］ |
| * （J）船舶 | | | ［同上］ |
| * （K）アルミニウム | | | ［同上］ |
| * （L）農業、森林、漁業 | | | ［同上］ |
| * （M）化学製品 | | | ［同上］ |
| * （N）建設、建築 | | | ［同上］ |
| * （O）繊維、皮革製品 | | | ［同上］ |
| * （P）水 | | | ［同上］ |
| * （Q）その他   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：スモール］ | | | ［同上］ |
| * （R）高排出セクターに対処するための戦略を定めていない | | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 投資家は、自らのポートフォリオに関連する炭素排出量が特定の高排出セクターに偏っていると気付くことが多くなっています。その詳細はポートフォリオによって異なりますが、保有銘柄が市場を概ね反映している投資家は、一般的に、最も排出量の多いセクターに石油とガス、公益事業、交通および素材企業が含まれていることに気付きます。  したがって、多くの投資家は、気候関連リスクに対処し、気候関連の機会を利用するため、高排出セクターを対象とした戦略を採用します。このような戦略は投資家の間でも大きく異なり、以下が含まれる場合があります。   * 投資先（石油会社やガス会社と協働し、適切なタイミングで移行計画を採用し、実施する）、関連する政策立案者、またはその他の主要ステークホルダーに対する スチュワードシップ活動 * 証券選定の変更（セクター内で最も炭素効率の良い企業に投資するなど）、資産配分の変更（特定の副次産業から他の副次産業に投資を移すなど）、特定の企業やセクターの銘柄の売却などの資産配分   本指標の目的は、署名機関が高排出セクターに対処するための気候戦略を策定しているか、どのように策定しているかを把握することです。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標に回答する署名機関は、署名機関の希望により、（1）で戦略について説明し、（2）で戦略へのリンクを提供してください。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、以下を参照してください。   * [投資家気候行動計画（ICAP）の段階的な期待値およびガバナンス（Investor Climate Action Plans (ICAPS) expectations ladder and guidance](https://theinvestoragenda.org/icaps/)） * [航空分野、石油とガス、食品と農業に関するCA100+セクター概要](https://www.climateaction100.org/approach/global-sector-strategies/) * [地球気候モデル（One Earth Climate Model）](https://www.unepfi.org/publications/one-earth-climate-model-sectoral-pathways-to-net-zero-emissions/) * [ネット・ゼロ資産保有者アライアンスの目標設定プロトコル（The Net Zero Asset Owner Alliance’s Target Setting Protocol](https://www.unepfi.org/net-zero-alliance/resources/)） * [ネット・ゼロ移行計画のためのグローバル・ベースラインに向けて（GFANZ）（Towards a global baseline for net-zero transition planning (GFANZ)）](https://assets.bbhub.io/company/sites/63/2022/10/GFANZ_Towards-a-Global-Baseline-for-Net-Zero-Transition-Planning_November2022.pdf)   投資家がさまざまなリソースを入手でき、気候リスク管理に関するよくある質問への回答を得られるよう作成されたPRIの[気候リスク：投資家リソースガイド（Climate risk:An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change/climate-risk-an-investor-resource-guide/9329.article)）も参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 43 | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **気候変動** | | **PRI原則**  **一般** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織では、平均気温の上昇を産業革命前の水準から2℃未満（できれば1.5℃）に抑えるシナリオなど、さまざまな気候シナリオにおける投資戦略のレジリエンスついて評価を行っていますか。** | | | | | | |
| * （A）はい、避けられない政策対応の予測政策シナリオ（IPR FPS）または必要な政策シナリオ（RPS）を使用している * （B）はい、One Earth Climateモデルのシナリオを使用している * （C）はい、国際エネルギー機関（IEA）のネット・ゼロ・シナリオを使用している * （D）はい、その他のシナリオを使用している   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （E）いいえ、平均気温の上昇を2℃未満に抑えるシナリオなど、さまざまな気候シナリオにおける投資戦略のレジリエンスについて評価を行っていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が気候変動の進展を考慮した上で投資戦略を策定しているのか、またこのような情報をどのように反映しているのかを明らかにすることです。投資家は、シナリオの分析結果を使用して、資産配分、証券選定、調査プロセスおよびスチュワードシップに情報を提供することができます。  署名機関にとって、気候関連リスクと機会の潜在的な影響を投資戦略に適切に組み入れる目的でシナリオ分析を実施することは、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | TCFD提言：戦略c）と整合  [シナリオ分析](https://www.unpri.org/reporting-definitions)は、不確実性のある条件下で、将来起こりうる状態を特定し、その潜在的な影響を評価するものである。シナリオは仮定の構成要素であり、正確な結果や予測を提供するために設計されたものではありません。その代わりに、ある傾向が続いた場合、あるいはある条件が満たされた場合に、将来どのようになるかを検討するための方法を提供するものです。  。例えば、気候変動の場合、シナリオは、気候関連リスク（移行リスクと物理的リスク）の様々な組み合わせが、時間の経過とともに、組織のビジネス、戦略、財務パフォーマンスにどのような影響を与えるかを検討し、理解することを可能にするものである。  シナリオ分析には、説明的な文章による定性的な分析、数値データやモデルによる定量的な分析、その両方の一部を組み合わせた分析があります。 | | | | | |
| **他のリソース** | 「戦略」セクション内のシナリオ分析に関するQ&Aなど、投資家がさまざまなリソースを入手でき、気候リスク管理に関するよくある質問への回答を得られるよう作成されたPRIの [気候リスク：投資家リソースガイド（Climate risk: An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change/climate-risk-an-investor-resource-guide/9329.article)）も参照してください。  （A～C）における気候シナリオに関する詳細は、以下を参照してください。   * [避けられない政策対応の予測政策シナリオ（Inevitable Policy Response Forecast Policy Scenario (FPS)）](https://www.unpri.org/download?ac=9835)または[必要な政策シナリオ（Required Policy Scenario (RPS)](https://www.unpri.org/download?ac=14914)） * [地球気候モデルシナリオ（One Earth Climate Model）](https://www.unepfi.org/wordpress/wp-content/uploads/2022/05/UTS_Limit-global-warming_Sectoral-Pathways-and-Key-KPIs.pdf) * [国際エネルギー機関（IEA）のネット・ゼロ・シナリオ（International Energy Agency (IEA) Net Zero scenario](https://iea.blob.core.windows.net/assets/deebef5d-0c34-4539-9d0c-10b13d840027/NetZeroby2050-ARoadmapfortheGlobalEnergySector_CORR.pdf)）   シナリオ分析に関するその他のTCFDガイダンスについては、[気候関連リスクと機会の開示におけるシナリオ分析の使用（The Use of Scenario Analysis in Disclosure of Climate-Related Risks and Opportunities](https://www.fsb-tcfd.org/publications/final-technical-supplement/)）を参照してください。  避けられない政策対応（IPR）の詳細は、[気候変動に対する不可避の政策対応に向けた投資家の準備（Preparing investors for the Inevitable Policy Response to climate change](https://www.unpri.org/sustainability-issues/climate-change/inevitable-policy-response)）を参照してください。  4℃以上シナリオの結果の詳細については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の[第5次評価報告書（Fifth Assessment Report](https://www.ipcc.ch/report/ar5/syr/)）を参照してください。  結果が根底的な仮定に非常に影響を受けやすいため、科学的評価基準を財務指標に変換することは、特にシナリオの移行に失敗した場合を含め困難です。しかし、TCFDの [付属書：TCFD提言の実施（Annex: Implementing the Recommendations of the TCFD](https://www.fsb-tcfd.org/publications/final-implementing-tcfd-recommendations/)）は、物理的な気候リスクを評価するための枠組みを提供し、急性のリスクと慢性のリスクを区別しています。[物理的な気候リスクと機会に関するTCFDガイダンスの促進（Advancing TCFD Guidance on Physical Climate Risk and Opportunities](https://www.tcfdhub.org/resource/advancing-tcfd-guidance-on-physical-climate-risks-and-opportunities/)）に関する欧州復興開発銀行の報告書では、 この問題をさらに発展させています。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Dから1つ以上選択した場合は100ポイント。  Eの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「E」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（D）」を選択した場合は採点基準による採点の対象となり、オプション（A）～（C）を選択した場合と同等となります。 | | | | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  **PGS 44** | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **気候変動** | | **PRI原則**  **一般** | | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織には、投資に影響を及ぼす（可能性がある）**[**気候関連リスク**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/investor-reporting-guidance/5373.article)**を特定、評価、管理するプロセスを定めていますか。** | | | | | | | |
|  | | | **（1）プロセスを説明してください** | | | **（2）このプロセスを全体的なリスク管理にどのように 組み入れているか説明してください** | |
| * （A）はい、気候関連リスクを特定し、 評価するプロセスを定めている | | | \_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］ | | | \_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］ | |
| * （B）はい、気候関連リスクを管理する プロセスを定めている | | | ［同上］ | | | ［同上］ | |
| * （C）いいえ、投資に影響を及ぼす気候関連リスクを特定、評価、管理するプロセスを定めていない   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が気候関連リスクを特定、評価、管理するプロセスを持っているか、一般的なリスク管理プロセスに組み入れているか、どのように組み入れているかを把握することです。  署名機関にとって、気候関連リスクを他の重要なリスクと同様に組織の全体的なリスク管理プロセスの一部として追跡することは、優れた取り組みであると考えられます。これは、すべての関連する リスクが意思決定で考慮されるようにするのに役立ちます。 | | | | | | |
| **追加報告 ガイダンス** | TCFD提言：リスク管理a）、b）、c）と整合  署名機関が環境関連リスクをどのようにリスク管理体制やプロセスのさまざまな側面において取り扱われるようにしているかについて、詳細を回答する必要があります。署名機関は、以下について詳しく説明することができます。  （i）気候関連リスクの特定、評価、管理について、責任やインセンティブにどのように具体的に組み入れているか  （ii）さまざまな気候リスクの重要度を他のリスクと比較してどのように決定しているか  （iii）各リスク管理プロセスにおける他のリスクと比較した気候変動リスクの相対的な重要度 | | | | | | |
| **他のリソース** | 投資家がさまざまなリソースを入手でき、気候リスク管理に関するよくある質問への回答を得られるよう作成されたPRIの[気候リスク：投資家リソースガイド（Climate risk: An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change/climate-risk-an-investor-resource-guide/9329.article)）も参照してください。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  AとBの両方の場合は100ポイント。  Aの場合は75ポイント。  Cの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「C」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 45 | **依存関係** | **該当なし** | | | **サブセクション**  **気候変動** | | | | **PRI原則**  **一般** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | | |
| **報告年度中に、貴組織は投資に影響を与えた**[**気候リスク**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**のメトリクスまたは変数について、次のうちのどれを使用し、開示しましたか。**  貴組織は、貴組織が投資に影響を与えた関連気候リスクのメトリクスと変数の計算に使用した方法を開示したかを明記してください。報告年度中に開示されたものは、 報告年度の前年のメトリクスである場合があります。 | | | | | | | | | | |
|  | | | **（1）このメトリクスまたは変数は、方法も含めて使用・開示されましたか** | | | | **（2）該当する場合、開示されたメトリクスまたは変数について、 準拠した方法も含めてリンクを提供してください** | | | |
| * （A）[物理的なリスク](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)へのエクスポージャー | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）メトリクスまたは変数を使用した  （2）メトリクスまたは変数を使用し、開示した  （3）メトリクスまたは変数を使用し、方法も含めて開示した | | | | リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］ | | | |
| * （B）[移行リスク](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)へのエクスポージャー | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （C）[インターナル・カーボン・プライシング](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （D）[総](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)炭素排出量 | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （E）[加重平均カーボン・インテンシティ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （F）[削減貢献量](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （G）[Implied Temperature Rise（ITR）](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （H）国連気候変動枠組条約パリ協定目標に沿ったポートフォリオの非ITR値 | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （I）[気候関連の機会](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)に沿った資産や その他の事業活動の比率 | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （J）その他のメトリクスまたは変数   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）： ミディアム］ | | | ［同上］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （K）当組織は、報告年度中に投資に影響を与えた気候リスクのメトリクスまたは変数を使用したり、開示しなかった   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 署名機関の気候リスクまたは機会へのエクスポージャーの測定には、さまざまなメトリクスを使用することができます。本指標の目的は、署名機関が自らの投資に関する気候リスクの管理のために設定したメトリクスについて知見を得ることです。  組織にとって、気候リスクに関連するメトリクスを設定し、追跡することは、関連する最新のリスク検討事項を組織の投資戦略や決定に組み入れることに役立つため、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | TCFD提言：リスク管理a）、b）、c）とメトリクスとターゲットa）と整合  「物理的なリスク」は、すべての資産クラスに影響を及ぼします。一部の投資家は、物理的なリスクに影響を受ける証券の定義を、不動産やインフラストラクチャーなど異常気象に最も直接さらされるセクターに限定することがあります。しかし、異常気象は、原材料の生産中断など、製造業者におけるサプライ・チェーン管理の複雑化も引き起こします。物理的なリスクのこの側面について 分析した投資家は、影響を受ける証券をより幅広く定義している場合があります。  「インターナル・カーボン・プライシング」とは、内部で開発された炭素排出の推定コスト を指します。炭素価格は、炭素収支の減少、すなわち、地球が毎年許容 できる排出量を反映し、時間とともに上昇すると想定する必要がありますす。炭素価格の仮定は、投資家のシナリオ分析で使用される気温目標と一致させる必要があります。  「総炭素排出量」とは、ポートフォリオに関連する絶対的な温室効果ガスの排出を指します。  以下は除外：   * 企業のサプライ・チェーンの上流の排出量 * その他の（投資ポートフォリオに関連する）投融資先の排出量とは異なる下流の排出量 | | | | | | | | | |
| **他のリソース** | 署名機関の投融資先の排出量の算出に関するその他のガイダンスについては、[金融向け炭素会計パートナーシップ（Partnership for Carbon Accounting Financials](https://carbonaccountingfinancials.com/)）が策定した基準を参照してください。  「メトリクスとターゲット」のQ&Aなど、投資家がさまざまなリソースを入手でき、気候リスク管理に関するよくある質問への回答を得られるよう作成されたPRIの[気候リスク：投資家リソースガイド（Climate risk: An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change/climate-risk-an-investor-resource-guide/9329.article)）を参照してください。  気候関連リスクと機会のガイダンスと事例については、[気候関連財務情報開示タスクフォースの提言（Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures](https://www.tcfdhub.org/recommendations/)）およびその[付属書：TCFD提言の実施（Annex](https://www.tcfdhub.org/recommendations/): [Implementing the Recommendations of the TCFD](https://www.tcfdhub.org/recommendations/)）を参照してください。 | | | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標の100ポイントを、英字項目（50ポイント）と対象範囲（50ポイント）の回答オプションに配分します。最終スコアは、英字項目と番号が付された回答オプションの最も得点の高いものの 組み合わせに基づいて決定されます。 | | | | | | | | | |
|  | 英字項目の回答オプション50ポイントの配点：  A～Iから1つ以上選択した場合は50ポイント。  J、Kの場合は0ポイント。 | | | **および** | | 対象範囲の回答オプション50ポイントの配点：  AからIの回答選択につき、各オプションの ポイント比率は以下のとおりです：  （2）または（3）の場合、50ポイント。  （1）の場合、12ポイント。 | | その他の詳細：  「K」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（J）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | | | | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 46 | **依存関係** | **該当なし** | | **サブセクション**  **気候変動** | | | **PRI原則**  **一般** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** | |
| **報告年度中に、貴組織は温室効果ガスのスコープ1、スコープ2、スコープ3排出量を開示しましたか。**  貴組織が温室効果ガスの排出の算出に使用した方法を開示したかを記載してください。報告年度中に開示されたものは、報告年度の前年のメトリクスである場合があります。 | | | | | | | | |
|  | | | **（1）メトリクスが、方法も含めて開示されたかを 示してください** | | **（2）該当する場合、開示されたメトリクスと方法へのリンクを 提供してください** | | | |
| * （A）スコープ1排出量 | | | ［ドロップダウン・リスト］  （1）メトリクスを開示した  （2）メトリクスと方法を開示した | | リンクを入力：\_\_\_\_\_\_ ［必須］ | | | |
| * （B）スコープ2排出量 | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （C）スコープ3排出量（投融資先の排出量を含む） | | | ［同上］ | | ［同上］ | | | |
| * （D）当組織は、報告年度中に、温室効果ガスのスコープ1、スコープ2、スコープ3排出量を開示しなかった | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | | |
| **指標の目的** | 人類が引き起こした気候変動の要因である炭素の排出について、投資家による報告が増えています。しかし、排出量に関する開示のほとんどは任意であるため、データには今も多くのギャップが あります。  したがって、投資家がスコープ1、スコープ2、スコープ3排出量およびこの計算に使用した方法を開示することは、優れた取り組みであると考えられます。開示されていない排出量を推定する 場合、投資家はこの推定に使用した方法についても開示する必要があります。投資家の排出量と使用した方法について報告することは、TCFD、ネット・ゼロのためのグラスゴー金融同盟（GFANZ）、投資家気候行動計画（ICAP）の段階的な期待値など、気候変動に関する投資家行動の主要な枠組みで期待されるものとなっています。 | | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | TCFD提言：メトリクスとターゲットb）と整合  二酸化炭素の排出量には3つのカテゴリーがあります：   * スコープ1：企業の事業活動から発生する排出量を示します。 * スコープ2：エネルギー購入に伴う排出量を示します。 * スコープ3は、スコープ2以外の上流と下流の排出量が対象です。例えば、企業のサプライ・チェーンからの排出や、顧客が製品やサービスを使用することで生じる排出などです。 これには、投資ポートフォリオに関連するものなど、投融資先の排出量が含まれます。 | | | | | | | |
| **他のリソース** | 署名機関の投融資先の排出量の算出に関するその他のガイダンスについては、[金融向け炭素会計パートナーシップ（Partnership for Carbon Accounting Financials](https://carbonaccountingfinancials.com/)）が策定した基準を参照してください。  温室効果ガスの排出のメトリクスに関する詳細は、[責任投資の入門ガイド：気候メトリクス（An introduction to responsible investment: climate metrics](https://www.unpri.org/an-introduction-to-responsible-investment/an-introduction-to-responsible-investment-climate-metrics/10130.article)）を参照してください。  投資家がさまざまなリソースを入手でき、気候リスク管理に関するよくある質問への回答を得られるよう作成されたPRIの[気候リスク：投資家リソースガイド（Climate risk: An investor resource guide](https://www.unpri.org/climate-change/climate-risk-an-investor-resource-guide/9329.article)）も参照してください。 | | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。最終スコアは、A～Cから選択した数に基づいて決定されます。（1）または（2）の選択は、 採点には影響しません。  A～Cから3つすべて選択した場合は100ポイント。  A～Cから2つ選択した場合は66ポイント。  A～Cから1つ選択した場合は33ポイント。  Dの場合は0ポイント。 | | | | | その他の詳細：  「D」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | High（高） | | | | | | | |

## 気候変動：気候ソリューション投資［NZPGS 1］

**本指標は、ネット・ゼロ・アセット・オーナー・アライアンス（Net Zero Asset Owner Alliance）の加盟機関にのみ適用されます。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  NZPGS 1 | **依存関係** | | **NZAOA加盟機関のみ** | **サブセクション**  **気候変動：気候ソリューション投資** | | **PRI原則**  **一般** | **指標種別**  **NZAOA加盟機関のみ** | |
| **ゲートウェイ** | | **該当なし** |
| **どのくらいのAUMを気候ソリューション投資に割り当てていますか。**  百万米ドル単位で金額を記入してください。貴組織の通貨から米ドルへの為替レートは、[国際通貨基金のウェブサイト](https://www.imf.org/external/np/fin/data/param_rms_mth.aspx)で確認できます。 | | | | | | | |
| * （A）社債 | | **（1）方法** | | | ［自由記述：ラージ］ | | | |
| **（2）エネルギー** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（3）汚染、廃棄物、水** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（4）持続可能な土地、海洋資源** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（5）運輸** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（6）製造、工業** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（7）建物** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（8）ICT** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（9）資産クラスごとの合計（セクター分割できない場合）** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（10）気候レジリエンス・ボンドを含む認定「グリーン」投資** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | | |
| **（11）トランジション投資（債券、インフラストラクチャー）** | | | ［AUM値、百万米ドル］ | | |
| * （B）[上場株式](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | … | | | … | | | |
| * （C）[不動産](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)（直接） | | … | | | … | | | |
| * （D）不動産ファンド（間接） | | … | | | … | | | |
| * （E）不動産負債 （直接担保を含む） | | … | | | … | | | |
| * （F）[SSA](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)債 （発行済みグリーン・ボンド） | | … | | | … | | | |
| * （G）[プライベート・エクイティ](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | … | | | … | | | |
| * （H）上場企業への民間融資 | | … | | | … | | | |
| * （I）[プライベート・デット](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | … | | | … | | | |
| * （J）[インフラストラクチャー](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)・ エクイティ | | … | | | … | | | |
| * （K）インフラストラクチャー・ デット | | … | | | … | | | |
| * （L）[森林](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | … | | | … | | | |
| * （M）[農地](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) | | … | | | … | | | |
| * （N）その他（ヘッジ・ファンド、コモディティ） | | … | | | … | | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | この指標は、NZAOAのFinancing Solutionの表について、署名機関に報告する機会を提供するものです。 | | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 一部の署名機関については、「組織概要」モジュールの資産の内訳で、本指標で求められている情報の一部を取り扱っている可能性があります。本指標を完成させる際、署名機関は、 ［OO 5.3 INF］と［OO 18.2］に対する回答を利用することができます。  本指標では、「気候ソリューション投資」とは、気候変動の緩和（排出の削減や既に大気中に存在する二酸化炭素の隔離により温室効果ガスを大幅に削減するソリューション）、または 気候変動への適応（適応能力の強化、レジリエンスの強化、気候変動に対する脆弱性の低下に大きく貢献する活動である場合）に大きく貢献すると考えられる経済活動への投資を指します。 最初の2つの目標（気候変動の緩和と気候変動への適応）に大きく貢献する経済活動は、その他すべての環境目標または社会目標に大きな損害を与えないよう評価しなければなりません。  （A）～（M）に記入されている資産クラス内に含まれているものに関するその他のガイダンスについては、「Alliance Climate Solution Investment Principles Booklet  アライアンス気候ソリューション投資原則ブックレット」やNZAOAエクストラネットに掲載されているその他の関連資料を参照してください。 | | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | NZAOA加盟機関 | | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | | |

## サステナビリティ・アウトカム［PGS 47、PGS 47.1、PGS 47.2、PGS 48、PGS 48.1］

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 47 | **依存関係** | **該当なし** | **サブセクション**  **サステナビリティ・アウトカム** | | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **複数の指標** |
| **貴組織は、自らの投資活動に関連する意図的および意図的でない**[**サステナビリティ・アウトカム**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を特定していますか。**  すべての投資活動は、プラスとマイナスのアウトカムにつながることができます。組織の意図的および意図的でないサステナビリティ・アウトカムには、例えば、温室効果ガスの排出や 人権に対する実際と潜在的なマイナスのアウトカムなどが含まれる場合があります。 | | | | | | |
| * （A）はい、投資活動に関連する具体的なサステナビリティ・アウトカムを1つ以上特定している * （B）いいえ、投資活動に関連する具体的なサステナビリティ・アウトカムは特定していない   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ラージ］ | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が自らの投資活動に関連するプラスとマイナスのサステナビリティ・アウトカム（意図的なもの、または意図的でないもの）を特定しているかを把握することです。  自らの投資活動に関連するサステナビリティ・アウトカムを特定することは、こうしたアウトカムに対する行動への積極的なアプローチを策定しようとしている署名機関にとって有益な出発点となります。 例えば、ポートフォリオの人権のアウトカムを特定することもこの中に含めることができます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関の投資活動に「関連する」サステナビリティ・アウトカムとは、そのような活動に直接的または間接的に関連するサステナビリティ・アウトカムを指します。  本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。  回答では、署名機関が自らの活動に関連するサステナビリティ・アウトカムを特定しているかを示してください。この特定作業は、特定のプラスとマイナスのアウトカムのレベルをさらに深く検討しながら、既存の投資をSDGsにマッピングする、または明確にSDGsに沿った活動への投資の規模を決定するといった活動に基づいて行われます。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、PRIレポート：[SDGsの成果を伴う投資（Investing with SDG Outcomes](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/investing-with-sdg-outcomes-a-five-part-framework/5895.article)）で提示されている5つのSDGsの枠組みの「第1部：サステナビリティ・アウトカムの特定（Part 1: Identify Sustainability Outcomes）」を参照してください。  PRI署名機関におけるアウトカム評価の具体的な事例は、PRIの[SDGs成果事例（SDG Outcomes Case Studies](https://www.unpri.org/sustainability-issues/sustainable-development-goals)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | 該当なし | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 47.1］、［PGS 47.2］、［PGS 49］、［PGS 49.2］、［PGS 50］ | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  Aの場合は100ポイント。  Bの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「B」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **乗数** | High(高) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 47.1 | **依存関係** | **PGS 47** | **サブセクション**  **サステナビリティ・アウトカム** | | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織は、投資活動に関連する意図的および意図的でない**[**サステナビリティ・アウトカム**](https://www.unpri.org/reporting-definitions)**を特定するために、広く認知されたどの枠組みを使用していますか。**  すべての投資活動は、プラスとマイナスのアウトカムにつながることができます。組織の意図的および意図的でないサステナビリティのアウトカムには、例えば、温室効果ガスの排出や 人権に対する実際と潜在的なマイナスのアウトカムなどが含まれる場合があります。 | | | | | | |
| * （A）国連による持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット * （B）国連気候変動枠組条約（UNFCCC）パリ協定 * （C）国連によるビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs） * （D）OECDの枠組み：OECDの多国籍企業行動指針および機関投資家の責任ある企業行動に関するガイダンス * （E）EUタクソノミー * （F）その他の関連するタクソノミー   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （G）国際人権規約 * （H）国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則および権利に関する宣言と8つの中核条約 * （I）生物多様性条約 * （J）その他の国際的な枠組み   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （K）その他の地域的な枠組み   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （L）その他のセクター・課題に特化した枠組み   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （M）当組織は、投資活動に関連する意図的および意図的でないサステナビリティ・アウトカムの特定において、広く認知された枠組みを使用していない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関による投資活動に関連するアウトカムの特定が、国際、地域、またはセクター・課題レベルで広く認知されたサステナビリティの枠組みに基づいているかを把握することです。また、本指標は署名機関の間で最も広く使用されているアウトカムの評価の枠組みがどれになるのかについて、PRIが知見を得るのにも役立ちます。  サステナビリティのアウトカムを評価するために広く認められている枠組みを使用することは、一貫性やデータの比較可能性が向上するため、優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関の投資活動に「関連する」サステナビリティ・アウトカムとは、そのような活動に直接的または間接的に関連するサステナビリティ・アウトカムを指します。  本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。    オプション（G）の「国際人権規約」には、世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約が含まれます。  オプション（J）、（K）、と（L）では、既に回答オプションとして記入されているもの以外で使用した、広く認知されている枠組みの事例を回答してください。その他の枠組みには以下のようなものがあります。   * あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 * 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 * 拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約 * 児童の権利に関する条約 * すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する国際条約 * 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 * 障がい者の権利に関する条約 * 先住民族の権利に関する国際連合宣言   サステナビリティ・アウトカムの特定のためのその他の枠組みのリストについては、PRI報告書：[SDGsの成果を伴う投資（Investing with SDG Outcomes](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/investing-with-sdg-outcomes-a-five-part-framework/5895.article)）の付属書1を参照してください。 | | | | | |
| **他のリソース** | その他の参考資料については、PRIレポート：[SDGsの成果を伴う投資（Investing with SDG Outcomes](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/investing-with-sdg-outcomes-a-five-part-framework/5895.article)）で提示されている5つのSDGsの枠組みの「第1部：サステナビリティ・アウトカムの特定（Part 1: Identify Sustainability Outcomes）」を参照してください。  署名機関は参照資料として次の枠組みを使用できます。  [国連による持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット（UN Sustainable Development Goals (SDGs) and targets）](https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/)  [国連気候変動枠組条約（UNFCCC）パリ協定（UNFCCC Paris Agreement）](https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/what-is-the-paris-agreement)  [国連によるビジネスと人権に関する指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights (UNGPs)）](https://www.unglobalcompact.org/library/2)  [OECD多国籍企業行動指針（OECD Guidelines for Multinational Enterprises](http://www.oecd.org/corporate/mne/)）および[機関投資家の責任ある企業行動（Responsible Business Conduct for Institutional Investors](https://mneguidelines.oecd.org/rbc-financial-sector.htm)）に 関するガイダンス  [EUタクソノミー（EU Taxonomy](https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/tools-and-standards/eu-taxonomy-sustainable-activities_en)）  [国際人権規約（International Bill of Human Rights](https://www.ohchr.org/en/what-are-human-rights/international-bill-human-rights)）  [国際労働機関の労働における基本的原則および権利に関する宣言（International Labour Organization’s Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work](https://www.ilo.org/declaration/lang--en/index.htm)）および[中核条約（Fundamental Conventions）](https://www.ilo.org/global/standards/introduction-to-international-labour-standards/conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm)  [生物多様性条約（Convention on Biological Diversity）](https://www.cbd.int/convention/) | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 47］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Lから1つ以上選択した場合は100ポイント。  Mの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「M」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（J～L）」を選択した場合は採点基準による採点の対象となり、オプション（A）～（I）を選択した場合と同等となります。 | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 47.2 | **依存関係** | **PGS 47** | **サブセクション**  **サステナビリティ・アウトカム** | | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **コア** |
| **ゲートウェイ** | **PGS 48** |
| **自らの投資活動に関連する最も重要な意図的および意図的でない**[**サステナビリティ・アウトカム**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**を決定するために貴組織が使用した主な方法は何ですか。**  回答を4つまで選択してください。 | | | | | | |
| * （A）当組織の中心的な投資活動に密接に関連するサステナビリティ・アウトカムを特定する * （B）主要な顧客または受益者と協議して顧客または受益者の優先順位と整合させる * （C）人々に対する実際または潜在的なマイナスの成果について、規模、範囲、修復不能な性質に基づく深刻度を評価する * （D）[システミックなサステナビリティの課題に密接に関連するサステナビリティ・アウトカムを特定する](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article) * （E）さまざまなステークホルダーからの情報を分析する（影響を受けるコミュニティ、市民社会、[労働組合](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)、または類似のもの） * （F）特定のサステナビリティ・アウトカムの目標について、地理的な関連性を理解する * （G）その他の方法   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］   * （H）当組織の投資活動に関連する最も重要なサステナビリティ・アウトカムについて、まだ決定してない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が投資活動に関連する最も重要なサステナビリティ・アウトカムを決定するために使用した基準を把握することです。  投資活動に関連するサステナビリティ・アウトカムに対する行動を目指す場合、署名機関はどれを最も重要とするか特定しなければなりません。この優先順位付けは、回答オプションに記入されている基準の一部または全部を検討する徹底的な分析に基づいて行ってください。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関の投資活動に「関連する」サステナビリティ・アウトカムとは、そのような活動に直接的または間接的に関連するサステナビリティ・アウトカムを指します。  本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。  「最も重要な」サステナビリティのアウトカムとは、署名機関ではなく人間または環境に対する潜在的な影響が最も高いアウトカム（プラスまたはマイナスの影響）のことです。例えば、人権課題に関しては、企業の活動や取引関係から最も重大な影響を受ける可能性がある人権に関するアウトカムが最も重要な成果となります。  複数の回答オプションが該当する署名機関もあるかもしれませんが、本指標において、署名機関は投資活動の最も重要なサステナビリティ・アウトカムを決定するためのアプローチを最もよく反映しているオプションを4つまで選択してください。 | | | | | |
| **他のリソース** | 国連のビジネスと人権に関する指導原則が[深刻度の定義](https://www.ohchr.org/Documents/publications/hr.puB.12.2_en.pdf)を提供しています。  その他のガイダンスについては、PRIレポート：[SDGsの成果を伴う投資（Investing with SDG Outcomes](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/investing-with-sdg-outcomes-a-five-part-framework/5895.article)）で提示されている5つのSDGsの枠組みの「第1部：サステナビリティ・アウトカムの特定（Part 1: Identify Sustainability Outcomes）」を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 47］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 48］ | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| **評価基準** | 本指標全体で100ポイント。  A～Fから4つ以上選択した場合は100ポイント。  A～Fから3つ選択した場合は66ポイント。  A～Fから1～2つ選択した場合は33ポイント。  G、Hの場合は0ポイント。 | | | その他の詳細：  「H」を選択すると、本指標は0/100ポイントになります。 | | |
| **「その他」の採点** | 「その他（G）」を選んだ場合、回答オプションが優れた取り組みに該当すると判断されれば、採点基準の対象とはなりません。 | | | | | |
| **乗数** | Moderate(中) | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 48 | **依存関係** | **PGS 47.2** | **サブセクション**  **サステナビリティ・アウトカム** | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **コア**  **評価対象外** |
| **ゲートウェイ** | **PGS 48.1、SO 1** |
| **貴組織は、実際と潜在的なマイナスのアウトカムを防止、軽減するためのものを含め、投資活動に関連する具体的な**[サステナビリティ・アウトカム](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**について措置を講じましたか。**  すべての投資活動は、プラスとマイナスのアウトカムにつながることができます。組織の意図的および意図的でないサステナビリティのアウトカムには、例えば、温室効果ガスの排出や 人権に対する実際と潜在的なマイナスのアウトカムなどが含まれる場合があります。 | | | | | |
| * （A）はい、投資活動に関連する具体的なサステナビリティ・アウトカムの一部について、措置を講じた * （B）いいえ、投資活動に関連する具体的なサステナビリティ・アウトカムの一部について、まだ措置を講じていない   いいえと回答した理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（必須）：ミディアム］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が特定した投資活動に関連するサステナビリティ・アウトカムについて、署名機関が措置を講じることを決定したかを確認することです。投資家のすべての行動は、 意図的か否かにかかわらず、プラスとマイナスのサステナビリティのアウトカムにつながることがあります。署名機関は、自らの行動や影響力を意図的に使うことで、プラスのアウトカムを増やし、 マイナスのアウトカムを減らすことができます。サステナビリティのアウトカムに対する措置を講じるには、個々の投資先の財務的に重要なESG課題の分析を拡大し、社会や環境への最も重要な成果についてシステミックなレベルも含めて並行して分析することが必要です  本指標は「サステナビリティのアウトカム」モジュール（すべて「プラス」で、報告は任意）のロックも解除します。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関の投資活動に「関連する」サステナビリティ・アウトカムとは、そのような活動に直接的または間接的に関連するサステナビリティ・アウトカムを指します。  本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。  署名機関は、内部のポリシーや目標に沿った投資活動を通じて、サステナビリティ・アウトカムに対する措置を講じることができます。この目標に向けて、投資の意思決定や スチュワードシップ活動を進めることができます。また、開示や報告を通じて、これらの活動について伝えることができます。 | | | | |
| **他のリソース** | その他のガイダンスについては、[SDGsの成果を伴う投資：5つのフレームワーク（Investing with SDG outcomes:A five-part framework](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/investing-with-sdg-outcomes-a-five-part-framework/5895.article)）を参照してください。  署名機関が活動のサステナビリティ・アウトカムを考慮すべき理由については、[SDGs投資事例（The SDG investment case](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/the-sdg-investment-case/303.article)）を参照してください。  他のPRI署名機関が提供したケース・スタディについては、[SDGs成果のケース・スタディ（SDG outcomes case studies](https://www.unpri.org/sustainability-issues/sustainable-development-goals)）を参照してください。 | | | | |
| **他の基準の参照** | 国連による持続可能な開発目標（SDGs） | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 47.2］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 48.1］、［SO 1］（SOモジュール） | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 48.1 | **依存関係** | **PGS 48** | **サブセクション**  **サステナビリティ・アウトカム** | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **貴組織が投資活動に関連する特定の**[**サステナビリティ・アウトカム**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**に対する**[**措置を講じた**](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)**理由は何ですか。**  理由を4つまで選択してください。 | | | | | |
| * （A）[サステナビリティ・アウトカムに対する措置を講じる](https://www.unpri.org/reporting-and-assessment/reporting-framework-glossary/6937.article)ことは、短期と長期のホライゾン両方における財務リスクとリターンに関連すると考えているため * （B）サステナビリティ・アウトカムに対する措置を講じることは、現時点では財務リスクとリターンには関連しないものの、長期タイム・ホライゾンにおいては関連すると考えているため * （C）顧客および／または受益者から要請されているため * （D）サステナビリティ・アウトカムへの対処が進む法律や規制の動向に備え、対応したいと考えているため * （E）特に投資に関連するマイナスのサステナビリティ・アウトカムがある場合に、当組織の評判を守りたいと考えているため * （F）社会的な営業許可（受益者、顧客、その他のステークホルダーの信頼）を強化したいと考えているため * （G）財務的なリターン目標と並行してサステナビリティ・アウトカムに対する措置を講じること自体にメリットがあると考えているため * （H）その他   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：スモール］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、署名機関が自らの投資活動に関連するサステナビリティ・アウトカムに対する措置を講じる決定をする主な要因について知見を得ることです。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関の投資活動に「関連する」サステナビリティ・アウトカムとは、そのような活動に直接的または間接的に関連するサステナビリティ・アウトカムを指します。  本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。  これらの回答の一部は関連しており、一部の署名機関では関連する回答が4つを超える場合もあると認識しています。しかし、本指標については、署名機関はサステナビリティ・アウトカムに 対する措置を講じる最も重要な理由を示すオプションを4つまで選択してください。  オプション（G）は、投資家の財務リターン目標に直接関連しない理由でサステナビリティ・アウトカムに対する措置を講じることを指します。つまり、サステナビリティ・アウトカム自体に投資家の 財務リターン目標と並行して追求すべき価値があると考えている場合です。明確に言うと、成果の向上は必ずしも投資家の財務的な目標と矛盾するわけではなく、また優先されるべきでも ありません。 | | | | |
| **他のリソース** | その他の参考資料については、PRIレポート：[SDGsの成果を伴う投資（Investing with SDG Outcomes](https://www.unpri.org/sustainable-development-goals/investing-with-sdg-outcomes-a-five-part-framework/5895.article)）で提示されている5つのSDGsの枠組みの「第2部：サステナビリティ・アウトカムに 関するポリシーの設定（Part 2: Set Policies on Sustainability Outcomes）」を参照してください。  投資家が財務リターン目標の追求と並行してサステナビリティ・アウトカムに対してどのような措置を講じることができるかに関するその他の分析については、 [インパクトをもたらす投資に関する法的枠組み（A Legal Framework For Impact](https://www.unpri.org/download?ac=13902)）を参照してください。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 48］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |

## 人権［PGS 49、PGS 49.1、PGS 49.2、PGS 50］

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  **PGS 49** | **依存関係** | **PGS 47** | **サブセクション**  **人権** | | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | |
| **ゲートウェイ** | **PGS 49.1** |
| **報告年度中に、投資活動に関連する人々に対する実際と潜在的なマイナスのアウトカムを特定し、措置を講じるために貴組織が取った手段は何ですか。** | | | | | | |
|  | | | | **これらの措置の実施方法について説明してください** | | | |
| * （A）将来や既存の投資に関する人権の状況を評価し、これが当組織において人権に 関するマイナスのアウトカムにつながる可能性について予測した | | | | ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | |
| * （B）リスクにさらされていたり、既に影響を受けていたりする個人について、 被害を受けるリスクが高まっている可能性があるか評価した | | | | ［同上］ | | | |
| * （C）リスクにさらされていたり、既に影響を受けていたりする個人やグループ、 その代表者、人権の専門家などその他の関連するステークホルダーに意見を聞いた | | | | ［同上］ | | | |
| * （D）投資活動に関連する人々について実際と潜在的なマイナスのアウトカムを評価し、 管理するためのその他の手段を講じた   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | ［同上］ | | | |
| * （E）報告年度中に、投資活動に関連する人々について、実際と潜在的なマイナスのアウトカムを特定したり、措置を講じていない | | | | | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 機関投資家の人権尊重に対する責任については、国連によるビジネスと人権に関する指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights (UNGPs)）、OECDの 多国籍企業行動指針（OECD Guidelines for Multinational Enterprises）、OECDの機関投資家の責任ある企業行動に関する報告書（OECD report on Responsible Business Conduct for Institutional Investor）で定義されています。国際的な人権基準を満たし、人々に対する実際と潜在的なマイナスのアウトカムを防止し、軽減することは、財務リスク管理の向上につながり、 投資家活動と受益者、顧客、規制当局の需要の変化との整合性を確保することに役立ちます。  人権尊重の責任を満たすため、署名機関や署名機関の代理で行動する外部の投資運用会社は、投資活動に関連する人々について、実際と潜在的なマイナスのアウトカムを特定し、措置を講じる必要があります。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関の投資活動に「関連する」サステナビリティ・アウトカムとは、そのような活動に直接的または間接的に関連するサステナビリティ・アウトカムを指します。  本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。  各回答オプションにおいて、署名機関は、これらの手段を投資前や投資後にどう講じたかについて表明することができます。  署名機関は人権目標とその進捗について、「サステナビリティ・アウトカム」モジュールで報告できます。 | | | | | |
| **他のリソース** | PRIのポジション・ペーパーやケース・スタディなどの詳細なガイダンスについては、PRIの専用ウェブページ：[人権（Human rights](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 47］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | ［PGS 49.1］ | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  **PGS 49.1** | **依存関係** | **PGS 49** | **サブセクション**  **人権** | | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** | |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織は投資活動に関連する人々に対する実際と潜在的なマイナスのアウトカムを特定し、措置を講じる際に、どのステークホルダー・グループについて検討しましたか。**  関連する各ステークホルダー・グループについて、検討したセクターを選択してください。 | | | | | | | |
|  | | | | **各ステークホルダー・グループで考慮したセクター** | | | |
| * （A）労働者 | | | | ［多項目選択式のドロップダウン・リスト］  （1）エネルギー  （2）素材  （3）資本財  （4）一般消費財  （5）生活必需品  （6）ヘルスケア  （7）金融  （8）情報技術  （9）コミュニケーション・サービス  （10）公益事業  （11）不動産 | | | |
| * （B）コミュニティ | | | | ［同上］ | | | |
| * （C）顧客とエンド・ユーザー | | | | ［同上］ | | | |
| * （D）その他のステークホルダー・グループ   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | ［同上］ | | | |
|  | | | | | | | |
| **説明** | | | | | | | |
| **指標の目的** | 署名機関の投資活動に関連する人々に対する実際と潜在的なマイナスのアウトカムを特定し、措置を講じる際に、マイナスの影響を受けるリスクが最も高いステークホルダーをセクターごとに 特定することは、署名機関の人権デュー・デリジェンス・プロセスにとって優れた取り組みであると考えられます。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関の投資活動に「関連する」サステナビリティ・アウトカムとは、そのような活動に直接的または間接的に関連するサステナビリティ・アウトカムを指します。  本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。  オプション（A）の「労働者」という用語は、フルタイムとパートタイムの労働者、請負人、とバリュー・チェーンの労働者を指します。バリュー・チェーンの労働者には、製品やサービスの構想から 最終使用までのライフサイクル全体を含む、組織の上流と下流の活動全般に関わる労働者が含まれます。  オプション（B）の「コミュニティ」という用語は、直接または組織のバリュー・チェーンを通じて影響を受けるコミュニティを指します。  オプション（C）の「顧客とエンド・ユーザー」という用語は、私的および専門的な目的で製品を使用または消費する人を含む、完成品の最終的なエンド・ユーザーを指します。 | | | | | |
| **他のリソース** | PRIのポジション・ペーパーやケース・スタディなどの詳細なガイダンスについては、PRIの専用ウェブページ：[人権（Human rights](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 49］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 49.2 | **依存関係** | **PGS 47** | **サブセクション**  **人権** | | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織は投資活動に関連する人々に対する実際と潜在的なマイナスのアウトカムを特定するために、どの情報源を使用しましたか。** | | | | | | |
|  | | | | **貴組織がこれらの情報源をどのように利用したかについて、詳細を説明してください。** | | |
| * （A）企業の開示 | | | | \_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | |
| * （B）メディアのレポート | | | | ［同上］ | | |
| * （C）NGOや人権機関からの報告とその他の情報 | | | | ［同上］ | | |
| * （D）OECD、世界銀行などの多国間機関による国別報告書 | | | | ［同上］ | | |
| * （E）情報提供業者のスコアやベンチマーク | | | | ［同上］ | | |
| * （F）人権侵害アラート | | | | ［同上］ | | |
| * （G）セルサイドのリサーチ | | | | ［同上］ | | |
| * （H）投資家ネットワークまたは他の投資家 | | | | ［同上］ | | |
| * （I）影響を受けたステークホルダーやその代表者から直接提供された情報 | | | | ［同上］ | | |
| * （J）ソーシャル・メディアの分析   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | ［同上］ | | |
| * （K）その他   具体的に記入：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ミディアム］ | | | | ［同上］ | | |
|  | | | | | | |
| **説明** | | | | | | |
| **指標の目的** | 信頼できる情報源の使用は、投資活動に関連する実際と潜在的な人権に関するマイナスのアウトカムの特定における重要な側面です。本指標の目的は、署名機関が業界の取り組みを把握し、人権に関する投資家の情報ニーズを特定するために、どのようにさまざまな情報源を使用しているかを把握することです。 | | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、署名機関の投資活動に「関連する」サステナビリティ。アウトカムとは、そのような活動に直接的または間接的に関連するサステナビリティ・アウトカムを指します。  本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。  （1）において、署名機関は、意思決定やスチュワードシップ活動についてどのように伝えたかも含め、これらの情報源がどのように使用されたかを詳しく説明してください。 | | | | | |
| **他のリソース** | PRIのポジション・ペーパーやケース・スタディなどの詳細なガイダンスについては、PRIの専用ウェブページ：[人権（Human rights](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)）を参照してください。 | | | | | |
| **ロジック** | | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 47］ | | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | | |
| **評価** | | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標ID**  PGS 50 | **依存関係** | **PGS 47** | **サブセクション**  **人権** | **PRI原則**  **1、2** | **指標種別**  **プラス**  **自主開示** |
| **ゲートウェイ** | **該当なし** |
| **報告年度中に、貴組織は直接または投資先に対する影響力を通じて、投資活動に関連する実際と潜在的な人権に関するマイナスの成果によって影響を受けた人々が救済を受けられるようにしましたか。** | | | | | |
| * （A）はい、当組織が投資活動を通じて引き起こした、または一因となった人権に関するマイナスのアウトカムによって影響を受けた人々に対して、直接救済を受けられるようにした   説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］   * （B）はい、投資活動を通じて関与した人権に関するマイナスのアウトカムによって影響を受けた人々に対して、影響力を行使して投資先が救済を行うようにした   説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］   * （C）いいえ、報告年度中に、投資活動に関連する人権に関するマイナスのアウトカムによって影響を受けた人々に対して、直接または投資先に対する影響力を通じて救済を 受けられるようにしなかった   理由を説明：\_\_\_\_\_\_ ［自由記述（任意）：ラージ］ | | | | | |
|  | | | | | |
| **説明** | | | | | |
| **指標の目的** | 本指標の目的は、投資活動に関連する人権に関するマイナスのアウトカムによって影響を受けた人々に対して、署名機関が救済を行った、または（関連する場合）救済を受けられるようにしたかを把握することです。  署名機関とその投資先は、人権に関する国連指導原則などの国際基準に沿って、活動で生じた人権に関するマイナスのアウトカムについて軽減または救済する責任を負います。 | | | | |
| **追加報告ガイダンス** | 本指標では、「投資活動」とは、投資の意思決定とスチュワードシップ活動を指します。  本指標は、投資家が行った以下の人権に関するマイナスの成果について言及しています。   * 従業員への影響など、事業活動を通じて引き起こしたもの。投資家は、一般的に営業活動に関連して、活動が何者かの人権を享受する能力を奪ったり、低下させたりする場合に、 人権に関するマイナスのアウトカムを「引き起こす」ことがあります。しかし、投資家が投資先企業に対して企業支配権を持つ場合（プライベート・エクイティにおける過半数の所有を通じて）、投資活動を通じて発生することもあります。 * a）複数の貢献者の一員としての事業活動を通じて、またはb）投資先企業やプロジェクトの成果を誘発・促進する取引関係や投資活動を通じて一因となったもの。投資家が高い 持株比率を持っており、損害について知ることができた、あるいは知るべきだったにもかかわらず、防止措置が不十分であった場合、投資を通じて発生することがあります。 * 投資先企業やプロジェクトの活動、商品、サービスを通じて直接関与したもの。   署名機関が高い持株比率または支配権を持つ持株比率を通じて人権に関するマイナスのアウトカムを引き起こした、または一因となったと考えられる場合、署名機関は、単独、またはより論理的に、関与した投資先と協力して、被害者が効果的な救済を受けられるようにする責任を負います。  署名機関が人権に関するマイナスのアウトカムに関与した場合、被害者が効果的な救済を受けられるよう、この結果を引き起こした、または一因となった投資先と協力することができます。 署名機関は、投資先または関与したその他のステークホルダーに働きかけて、効果的な救済を受けられるようにすることもできます。  救済を行うことで、被害者は事業活動によって受けた損害に対する補償を受けることができます。救済を受けられるようにすることは、国家（司法と非司法の仕組みを通じて）と事業 （不満処理の仕組みを通じて）の両方に期待されるものです。救済は柔軟な概念であり、賠償に限定されません。謝罪、被害の再発防止のための規定、返還または復旧、特定の活動や 関係性の停止、影響を受けたステークホルダーとマイナスの影響を引き起こした事業体が合意したその他のものなども含まれます。 | | | | |
| **他のリソース** | PRIのポジション・ペーパーやケース・スタディなどの詳細なガイダンスについては、PRIの専用ウェブページ：人権（[Human rights](https://www.unpri.org/sustainability-issues/environmental-social-and-governance-issues/social-issues/human-rights)）を参照してください。 | | | | |
| **ロジック** | | | | | |
| **依存関係** | ［PGS 47］ | | | | |
| **ゲートウェイ** | 該当なし | | | | |
| **評価** | | | | | |
| 評価対象外 | | | | | |